

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）（案）について

1. 計画素案

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「浜田市男女共同参画推進条例」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や県の「島根県男女共同参画計画」を踏まえた計画であるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画です。併せて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「浜田市DV防止基本計画」として位置付けるものです。

「浜田市総合振興計画」を上位計画とし、同計画と整合性を図りつつ、市民から寄せられた意見を反映し、浜田市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として、市が実施する施策の基本的な方向と具体策を示すものです。

このたび、浜田市男女共同参画推進委員会での意見集約を経て、計画素案を作成したので報告します。

2. 現行計画（第3次）からの主な変更点

- ・計画体系の整理を行い、現行計画（第3次）の5つの基本目標を、3つの基本目標に再編しています。
 - 基本目標Ⅰ：男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり
 - 基本目標Ⅱ：誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり
 - 基本目標Ⅲ：男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり
- ・多様性を認め合い、互いを尊重することを前提に、性別・性差に起因する課題等の解決に向け、より重点的に取り組む計画としています。
- ・多様性を認めるうえで、目指す姿には「誰もが」と表記し、性別・性差に起因する課題とその取組に関しては「男女」と表記するよう、それぞれに意味づけをしています。
- ・国と県の計画を踏まえ、「防災分野における男女共同参画の推進」を追加しています。
- ・計画期間を令和4年度から令和9年度までの6年間としています。

3. 浜田市男女共同参画推進委員会の開催状況

令和3年9月13日	第1回 浜田市男女共同参画推進委員会
	・「令和2年度男女共同参画推進計画（第3次） 浜田市DV対策基本計画」年次報告書について
	・令和3年度浜田市人権同和教育啓発センター実施事業について
	・男女共同参画に関する市民の意見・実態調査の報告について
	・浜田市男女共同参画推進計画（第4次）について（意見交換）
10月21日	第2回 浜田市男女共同参画推進委員会
	・浜田市男女共同参画推進計画（第4次）素案について
11月24日	第3回 浜田市男女共同参画推進委員会
	・浜田市男女共同参画推進計画（第4次）素案について

4. パブリックコメント

令和4年1月11日（火）～2月10日（木）

浜田市男女共同参画推進計画（第4次）

【令和4年度～令和9年度】

～ 性別にとらわれることなく
誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

令和4年 月
浜 田 市

～ 性別にとらわれることなく

誰もが自分らしく生活できる社会を目指して ～

『 性別にとらわれない「誰もが」を大切にする浜田市でありたい 』

生まれた時の体による性別は、「男性」と「女性」です。生物学的にも違いがあることは否定できません。

「男性」「女性」という二つの言葉では自分自身のことを表現できない、その言葉に当てはめられることに違和感や苦しさを感じている方がおられる、これらの方へ心を配りたいという思いが根底にありました。

そこで、この計画では、男女の表記に関し、可能な限り「男性」、「女性」、「これらの言葉では表現できない人」全てを、「誰もが」と表現することといたしました。

「男性」「女性」の「性差の違いを正しく知ること」、「性差の違いを正しく理解すること」が、「男性」も「女性」も「これらの言葉で表現できない人」も全てを、性別にとらわれない、一人一人を尊重する「誰もが」とするまちづくりには不可欠です。

また、未だ根強く残る性別による固定的な役割分担や固定的な概念、性別による不平等さを解消していくためには、あえてどちらかの性別に対する取組を進めることも必要です。

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」では、「性差を正しく知り、正しく理解すること」、「性別による固定概念や不平等さが解消されていくこと」、これらを目指して歩むことで、真に「誰もが」と言えるまちづくりとなると考えます。

「あなたも」「わたしも」「誰もが」、それぞれを尊重し、認め合い、共に心地よく生きることができる「浜田市」を、そして、「性別にとらわれることなく、誰もが自分らしく生活できる社会を」目指していきます。

目 次

第1部 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の基本的な考え方	3
3	国・県の計画策定の概要	6
4	市民の意識・実態調査から ～基本目標に関わる主な内容～	10

第2部 計画の内容

1	計画の施策体系	20
2	基本目標	23
	基本目標Ⅰ 男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	24
	基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	34
	基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	42

第3部 計画の推進

1	推進体制	47
2	全庁的な推進	48
3	市民・地域・学校・事業者・団体等との連携	48
4	国・県等との連携	48
5	数値目標の設定	49
6	計画の進捗管理	52

資料編

1	国・県・浜田市の主な取組	54
2	推進委員会	58
3	関係法令	
	男女共同参画社会基本法	61
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	67
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	79
	島根県男女共同参画推進条例	92
	浜田市男女共同参画推進条例	98
4	用語解説	102

第1部 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の基本的な考え方
- 3 国・県の計画策定の概要
- 4 市民の意識・実態調査から ～基本目標に関わる主な内容～

1 計画策定の背景と趣旨

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、ともに責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「男女共同参画社会基本法」が平成 11（1999）年に制定されました。

本市は、この法律の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、平成 17（2005）年に「浜田市男女共同参画推進条例」を制定しました。

男女共同参画社会基本法には、男女共同参画社会を形成するうえで、国、地方公共団体、国民が果たす責務について基本となる考えが示されており、地方公共団体については、「基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及び地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する」と明記されています。

これにより、本市では、平成 19（2007）年に、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえた「浜田市男女共同参画推進計画」を策定し、その後、平成 23（2011）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を取り入れた「浜田市男女共同参画推進計画（第 2 次）—浜田市DV対策基本計画—」を策定、更に平成 28（2016）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」も取り入れた「浜田市男女共同参画推進計画（第 3 次）—浜田市DV対策基本計画—」を策定するなど、国、県に沿った取組を順次進めてまいりました。

その結果、男女共同参画への理解は少しずつ浸透し、様々な分野で活躍する女性の姿が見られるようになってきましたが、その一方で、家庭や地域において意思決定や方針決定過程への女性の参画は男性に比べて少なく、家事、育児、介護など家庭における担い手は依然として女性に偏ったままです。

また、男女間における平等感も男性優位と感じる割合が高く、固定的な役割分担や無意識のうちに生じている性別による思い込みも、未だ存在している状況です。

加えて、配偶者からの暴力に関する相談件数は増加傾向にあり、暴力など様々な困難を抱えている人々への対応も急務となっています。

この他にも、男女共同参画の視点での仕事と生活の調和、生活上の困難を抱えている人への支援、防災への取組等、様々な課題が残っています。

このような状況を背景に、国、県の動きや社会情勢、そして、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き男女共同参画社会の実現を目指し、この度「浜田市男女共同参画推進計画（第 4 次）」を策定することとしました。

2 計画の基本的な考え方

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」は、次のような基本的な考え方に基づき策定し、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付け、市が実施する施策の基本的な方向と具体策を示すものです。

（1）計画の性格

○ 男女共同参画計画としての位置付け

この計画は「男女共同参画社会基本法」（参照：用語解説）第14条及び「浜田市男女共同参画推進条例」第10条に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。

○ 法令及び関連計画との整合性

この計画は「男女共同参画社会基本法」、国の「男女共同参画基本計画」及び「島根県男女共同参画計画」を踏まえ、「浜田市総合振興計画」を上位計画とし、同計画との整合性を図りながら、市民から寄せられた意見を反映して策定するものです。

○ 浜田市DV対策基本計画としての位置付け

この計画の基本目標Ⅰ－重点目標1の「男女間における暴力の根絶」に関連する部分は、本市における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護・支援に関する基本的な考え方及び施策の方向性を示すものとして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する基本計画として位置付けるものです。

○ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく市町村推進計画としての位置付け

この計画の基本目標Ⅱの「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」に関連する部分は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けるものです。

（2）計画の期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和9（2027）年度までの6年間とします。なお、社会情勢の変化などに対応する場合には、状況に応じて見直しを行います。

（3）計画の基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法と浜田市男女共同参画推進条例第3条に

規定する基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

I 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること、その他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

II 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

III 施策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

V 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(4) SDGs（持続可能な開発目標）との関連

平成 27（2015）年に、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」において、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した取組を進めることが唱われました。

SDGs（参照：用語解説）のゴール5「ジェンダー（参照：用語解説）平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を始め、本計画に関わる幅広いゴールを国際社会の一員として意識していきます。

まず、本計画の基本理念 I～IVを目指し、この計画に挙げたそれぞれの基本目標が達成できて初めて、国際的な視点で男女共同参画を進めていくステージに立

てたと捉え、国際協調の理念に基づき、このSDGsの目標に近づけるよう各取組を進めていきます。

(5) 多様性を認める計画

本市が目指す男女共同参画社会は、性別にとらわれることなく、多様性を認め合い、互いを尊重する社会が基盤になります。

本市は「多様性を認める」ということを、性別や性自認・性的指向をはじめ、年齢、国籍、出身、障がいの有無にとらわれないことに併せ、働き方や、家事・育児・介護等への関わり方等、あらゆる分野、あらゆる場面において、それぞれの在り方や選択を認め尊重することと捉えています。

多様性を認められないことによって、一人一人の尊厳や、可能性、意欲、ひいては生き方を否定されることがないように、十分に配慮します。

(6) 男女に関する表記について

この計画では、男女共同参画社会に対し目指すべき姿を示すことには、「誰もが」と表記し、男女の性差による取組、性別による不平等さを解消するための取組に関することには「男女」又は「男性」「女性」と表記することとします。

3 国・県の計画策定の概要

(1) 国の動き：第5次男女共同参画基本計画の概要

国は第5次男女共同参画基本計画を令和2(2020)年12月に策定し、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るため、次の4つを目指すべき社会としました。

<目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

そして、これらの目指すべき社会に対し、社会情勢の現状と課題を、次のように挙げています。

<現状と課題>

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (5) デジタル化社会への対応
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (7) 頻発する大規模災害
- (8) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

さらに、これからの男女共同参画に関わる課題を、「社会全体にとって」と「個人にとって」の2つに要約しています。

「社会全体にとって」

『持続可能かつ国際社会と調和した経済社会の実現に不可欠な、国民一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画』

「個人にとって」

『性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備』

これらの男女共同参画基本計画の目指すべき社会と社会情勢の現状と課題を踏まえ、国の第5次計画は、3つの政策と重点的に取り組む11の個別分野を設けています。

〈3つの政策〉

- 政策Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大
- 政策Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
- 政策Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

〈11の重点的に取り組む分野〉

- 政策Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大
 - 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
 - 第3分野 地域における男女共同参画の推進
 - 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 政策Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現
 - 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - 第7分野 生涯を通じた健康支援
 - 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 政策Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 - 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

これらの政策と具体的な取組によって、男女共同参画社会の実現と、新しい令和の時代を切り拓く新しい日常の基盤となることを目指しています。

(参考文献：内閣府第5次男女共同参画基本計画)

(2) 県の動き：第4次島根県男女共同参画計画の概要

県は、平成28(2016)年に策定した「第3次島根県男女共同参画計画」において、男女が共に充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランス(参照：用語解説)のさらなる推進や、「女性活躍推進法」を踏まえ、女性が男性とともに個性や能力を發揮し、あらゆる場面でいきいきと活躍できる環境の整備などを施策の

柱とし、様々な取組を進めてきました。

この計画が掲げる姿を継承しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、令和4年（2022）年3月に策定する第4次島根県男女共同参画計画においては、県が目指す社会を次のとおりとしています。

〈県が目指す男女共同参画社会〉

すべての女性が 自分らしくきらめく島根
～認め合い 高め合い ベストバランスで暮らす新たな時代へ～
多様な価値観を認め合い、性別に関わりなく誰もが、仕事と生活など
それぞれの最適バランスで、自分らしくいきいきと暮らし続けられる島根

[家庭では]

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら、笑顔で暮らしています。

[地域では]

誰もが地域活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いが支え合いながら、安心して暮らしています。

[職場では]

働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しながら、いきいきと働いています。

[学校では]

お互いの個性を認め合う、心豊かな子どもたちが育っています。

そして、これらの目指すべき社会に対し、現状と課題を、次のように挙げています。

〈現状と課題〉

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による女性の生活への負の影響と、社会変化を踏まえた弾力的な対応
- (2) 人口減少、少子高齢化、若年女性の都会地への流出等の課題解決に向けた、女性が活躍できる環境の整備や女性の活躍への意識改革
- (3) 政治、行政、民間企業や地域における政策・方針決定過程への女性の低い参画割合
- (4) 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識な思い込み（アンコンシャス・バイアス）
- (5) 防災に関する女性の参画拡大と避難所の運営における女性の参画推進
- (6) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶と被害者の人権回復
- (7) 生涯にわたる健康な生活の営みと、女性が陥りやすい貧困等生活上の困難に対するきめ細かな支援

第4次島根県男女共同参画計画では、これらの目指すべき社会と現状と課題を踏まえ、3つの基本目標と10の重点目標を設けています。

〈3つの基本目標〉

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる
- 基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

〈10の重点目標〉

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）
 - 1 あらゆる分野での活躍推進
 - 2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる
 - 3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
 - 4 地域における慣行の見直しと意識の改革
 - 5 男女共同参画に関する教育・学習の推進
 - 6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進
 - 7 防災対策における男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる
 - 8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
 - 9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
 - 10 誰もが安心して暮らせる環境の整備

（参考文献：第4次島根県男女共同参画計画）

これらの基本目標と重点目標に関する具体的な取組により、男女共同参画社会が形成されることを目指しています。

4 市民の意識・実態調査から ～基本目標に関わる主な内容～

「浜田市男女共同参画推進計画（第4次）」の基本目標の策定にあたっては、「男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）」（別冊）から浮かび上がった課題等を重視し、検討を重ねました。

以下、基本目標設定につながる調査結果を詳述します。

（1）男女の尊厳に関する現状と課題（基本目標Ⅰ）

【ハラスメントとドメスティック・バイオレンス（DV）について】

「セクシュアル・ハラスメント」について尋ねたところ、前回調査と比較して、「いやがらせを受けたことがある」人が増加し、女性は8.4%から13.8%と増えています。

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」（参照：用語解説）の経験については、「暴力を受けたことがある」と回答した人は、前回調査と比較して、直接経験した人は2.1%から4%と増えており、男女比は男性1.8%に対して、女性は6.1%と女性の方に被害が多い状況です。また、自分の周囲に経験した人がいる人は9.7%となっています。

暴力の内容を見ると、複数の暴力を併せて受けていることがわかりますが、その中で多いものから精神的暴力、身体的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力の順となっています。

これらの暴力について、誰かに相談したかという問いに、「家族や友人に相談した」という割合が13.3%から26.2%に増え、「誰にも相談しなかった」という割合は60.0%から21.4%に減っています。

一方、誰にも相談しなかったとする男性の割合は40.0%と高く、男性が一人で抱え込む傾向や潜在的な被害も多いと考えられます。

また、相談した人の中でも、公的機関や専門家への相談割合が高くなっています。

異性に対する暴力を無くすためにはどうしたらよいかという問いに、「被害者が安心して相談できる窓口を充実させる」の割合が67.3%と最も多く、次いで「学校や家庭で男女平等や性についての教育を充実させる」、「法律・制度の制定や見直しを行う」となっており、公的機関の適切な対応や学校等と連携して予防教育を行うことが求められています。

また、「あらゆる差別や暴力を許さないよう人権を尊重する啓発活動を充実させる」が4番目に多く、未然防止への人権啓発と被害者保護の充実を求める意見も増加しています。

県内の女性相談センター及び各児童相談所の女性相談窓口で受けたDV相談件数（延べ件数）は、直近の5年間は概ね800件前後で推移しています。本市の相談窓口で受けた「夫等からの暴力」を主訴とするDV相談件数については、年度によって増減はありますが一定数の報告があり、まだ相談に至っていないDV被害者の存在も懸念されます。こうした状況を踏まえ、必要に応じて多くの関係機関と連携して対応することが不可欠

となります。

DV、性犯罪、ストーカー行為など男女間の暴力が依然として減少しない状況が続いており、被害者自身や周囲がDVと気づかずに暴力を放置または無視することや、被害を受けても相談することのためらいや相談先がわからないことで、被害が継続し深刻化する傾向があるようです。

また、児童が同居する家庭においてDVが行われることは、児童への心理的虐待にあたり、その後も心に傷（トラウマ）が生じることが多くあることから児童の精神的ケアと併せた取組も必要となります。

ハラスメントやDVは、未然防止・早期発見により、嫌がらせや暴力に歯止めをかけ、被害が小さいうちに対策をとることが可能になります。

よって、ハラスメントやDVについての正しい知識の啓発及び、関係機関等との連携を図り、被害者からの相談や安全確保など必要な支援を行うことが急務です。

ハラスメントやDVの被害にあった人が相談しやすくするためには、プライバシーが保護された相談室の確保が最も多く求められており、相談窓口の周知や対応する職員の資質向上、啓発活動も必要となります。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）デートDVを経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。（○は一つ）

R2

暴力を受けたことがある



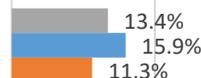
暴力を受けたことはないが、
身近に受けている(いた)人がいる



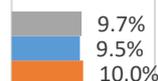
DVを受けたことはなく、自分の周りにも
DVを受けている(いた)人はいないが、
一般的な知識として知っている



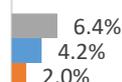
デートDVという言葉を知ったことがある



そういう言葉は聞いたことがない



無回答



(2) 誰もが活躍できる環境づくりに関する現状と課題 (基本目標Ⅱ)

【政策や方針決定における男女共同参画について】

本市における審議会等の委員の女性参画率は、26.8%（令和3（2021）年7月）で、県下でも低い水準です。

平成28（2016）年に数値目標を40%に取組を進めてきましたが、30%台を上回ることはできませんでした。

令和2（2020）年度の市民の意識・実態調査で「市の政策に、女性の意見や考えがどの程度反映されているか」という問いに、「反映されている」の割合が17.6%に対し、「反映されていない」と回答した人の割合は34.0%と大きく上回りました。その理由として、「市議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が少ないから」という割合が最も高く、次いで「市の審議会等に女性が少ないから」、「女性の意見や考え方に対して、市議会や行政機関の側の関心が薄い」となりました。

また、「市の政策に、女性の意見や考えを反映させるためにはどういったことが必要か」という問いについて、男性は「市議会や行政機関などの政策・方針決定の場に女性が参画する」の割合が60.4%と最も多く、次いで、「市の審議会等などの委員会に女性が参画する」となり、女性は「女性自身が関心を持つ」の割合が60.1%と最も多く、次いで、「女性の意見や考え方に対して、市議会や行政機関の側が関心を持つ」となりました。

このことから、男性は女性の政策・方針決定への参画に期待と必要性を感じていることがうかがえます。一方、女性は女性自身がまず関心を持つことが必要と考えながらも、その女性の意見に関心を持ってもらえていないという双方の関心度に問題点を見出していることがうかがえます。

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定に共同して参画し、その意見が公平・公正に反映されなければなりません。このことは、市政だけではなく、地域活動においても言えることです。性別にかかわらず、一人一人が地域活動の重要な担い手として、参画機会の拡大を進めていく必要があります。

市政や地域社会ともに、女性が躊躇することなく、政策や方針決定に参画できるような環境や体制づくりが必要です。

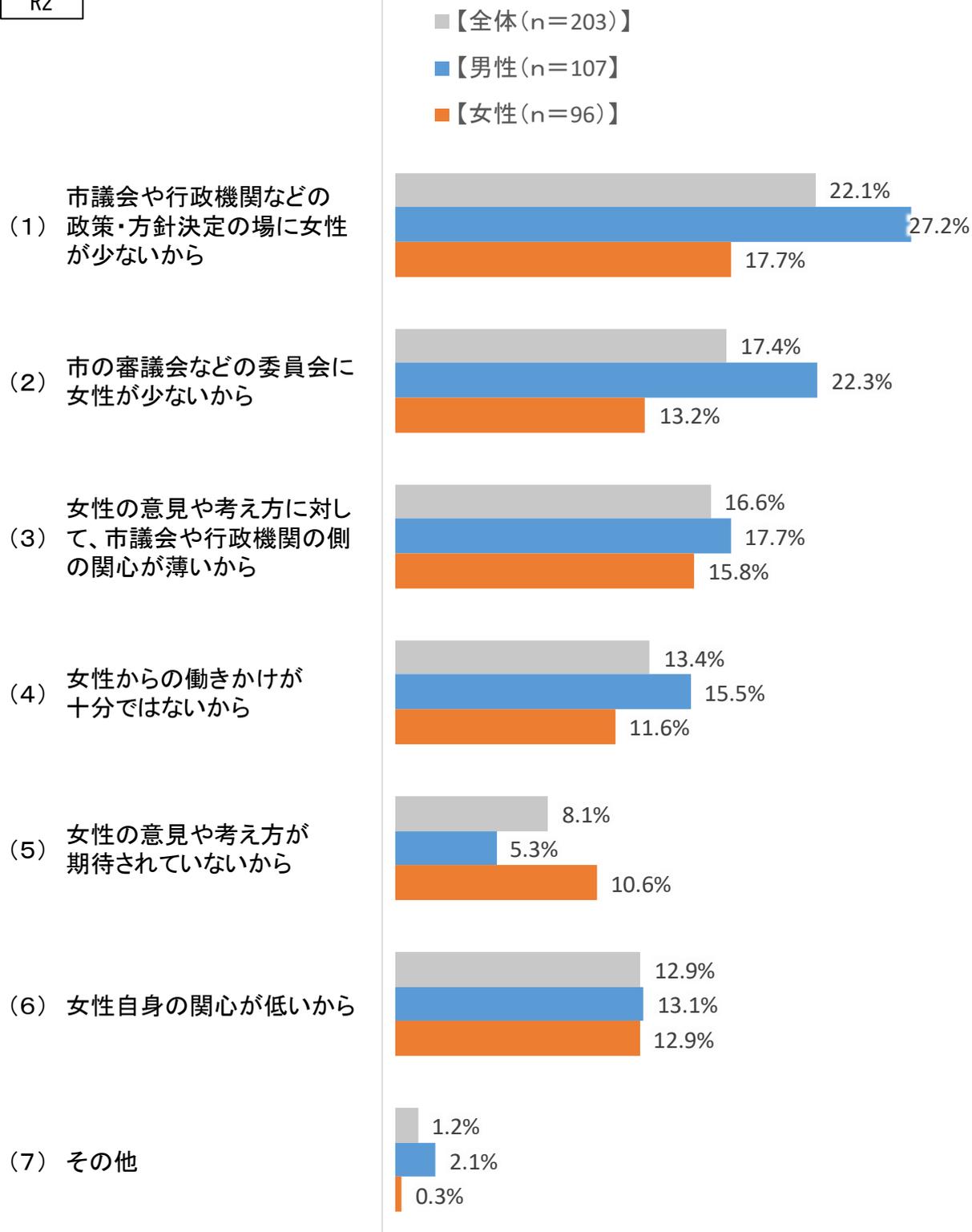
また、女性自身も意見や考えを反映することができるよう、意欲や関心を高め、行動することが大切です。

市政や地域社会において、性別や年齢が偏ることなく、幅広い人材の参画を進めていく必要があります。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

市の施策に女性の意見や考え方が、反映されていないと思う理由は何ですか。
 (〇はいくつでも)

R2



【仕事と家庭の調和について】

「仕事、家庭生活、地域、個人の生活の優先」について希望と現実を尋ねたところ、「仕事と家庭を同じように優先させる」を望む意見が30.5%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活と地域・個人生活を同じように優先させる」、「家庭生活を優先させる」となりました。

しかし、現実の優先度は、男性は「仕事と家庭を同じように優先させる」が最も高い割合となり、希望と現実が一致していますが、女性は「家庭を優先している」が最も高く、希望どおりにはなっていませんでした。

また、希望では2割を占める「仕事と家庭生活と地域・個人の生活を同じように優先させる」については、現実では8.2%と低く、バランスのとれた生活の難しさがうかがえます。

次に、家庭内の役割分担について尋ねたところ、全体・性別ともに「地域活動への参加」以外は「妻がすることが多い」の割合が高く、「性別役割分担意識」同様、責任や意思決定が生じるものに関しては、男性が主な担い手という意識がうかがえます。

「男女共に家庭や社会生活に参加するためにどんなことが必要か」という問いに、全体では、「夫婦や家族間で、家事の分担などをするように話し合うこと」が最も高い割合でした。

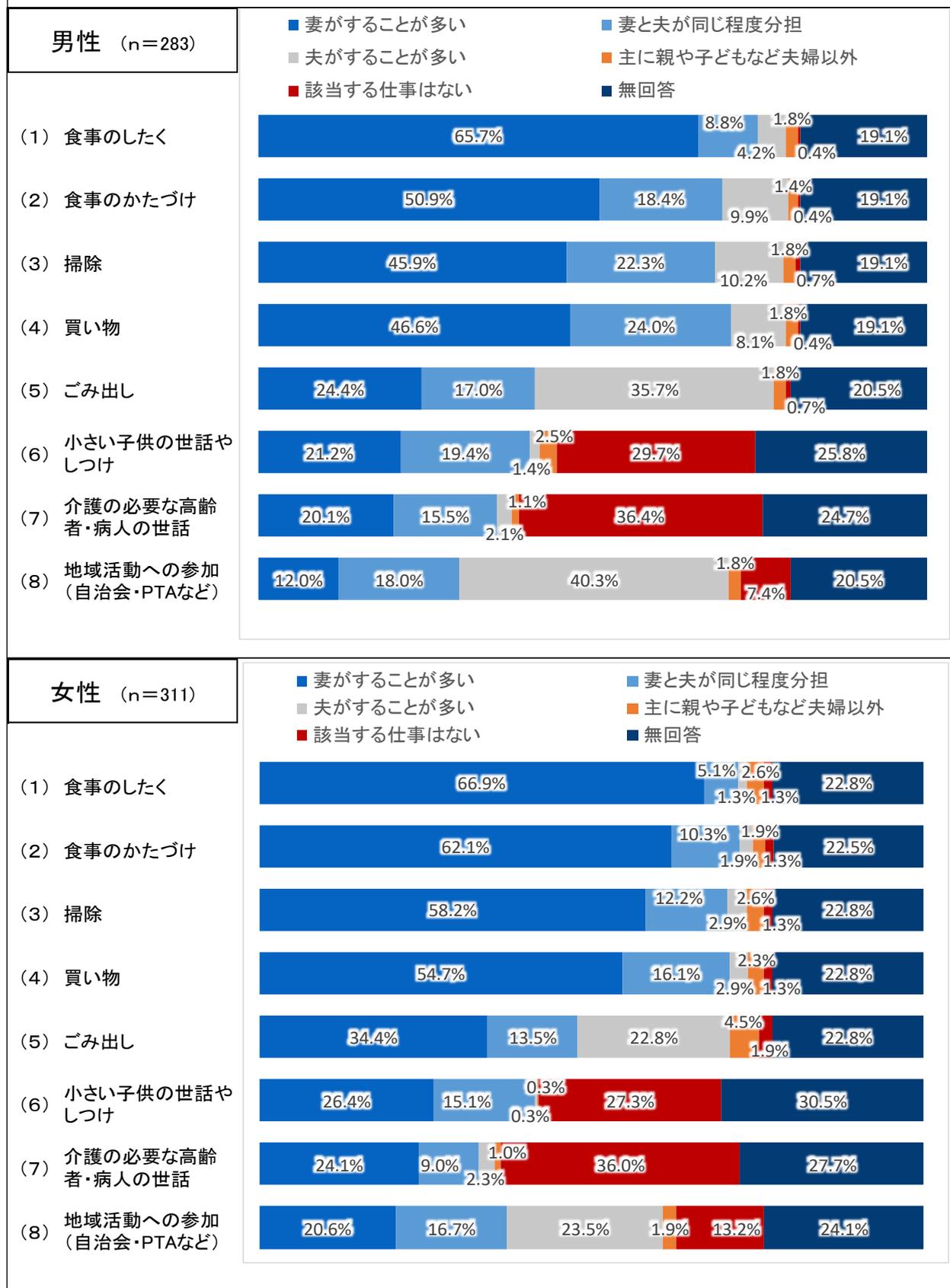
性別で見ると、唯一、男性の回答割合が高いものが「男性の仕事中心の生き方、考え方を改めること」であり、男性自身が働き方について考えを変える必要があると認識していることがうかがえます。

また、男性と女性の回答差が著しかったものが、「子どもの頃から、家事などは男女で分担するようなしつけや育て方をすること」であり（男37.8%、女性50.5%）、生まれ育った環境やその中で形成された固定的な役割分担意識（参照：用語解説）等は根深く、解決の困難さを女性が強く感じているように思われます。

家庭と仕事の調和のとれた生活には、男性も女性も、仕事・子育て・家事・介護等がどちらかに偏ることなく、共に協力しあい、分かち合い、共に担っていくという意識が重要です。

また、子育てや介護については、女性により多くの負担がかからないよう、男性の家事・育児への参画を促進するための取組や、女性だけではなく男性の休暇取得に関する職場の理解も重要です。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より
 家庭の中で、次の仕事はどなたが担当されていますか。
 (〇は質問ごとに一つずつ)



（３）男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状と課題（基本目標Ⅲ）

【社会全体における平等感について】

各分野における男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では約５割の人が「平等」と感じていますが、「男性の方が優遇」「女性の方が優遇」でみると、すべての分野で「男性の方が優遇」されているとなっており、「女性の方が優遇」の割合は、10%に満たない結果となりました。依然として男性が優遇されているという意識が強いままであり、「社会通念・しきたり」の分野でその傾向が顕著でした。

また、前回調査より唯一「平等」とする割合が高くなった「家庭生活」においては、男性が37.5%、女性が25.7%であり、男女で意識の違いがあることがわかります。

典型的な役割分担を示す「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」については、「そう思う」「どちらかというと思う」とする肯定的な意識が16.1%で、前回の調査の32.6%に対し、16.5ポイント減少しています。特に20代は男女ともに肯定的な意識は低くなってきていますが、80代の男性については、肯定的な割合が46.7%と半数近くを占めています。

また、「男性は決断力が必要」「子育ては母親」「世帯主は男性」を肯定する割合は高く、性別を理由とした思い込みや固定観念は未だ残っている状況です。

男女共同参画社会の実現に向けては、固定的な性別役割分担意識や固定観念、無意識の思い込み（参照：用語解説）が大きな障壁となっています。

家庭や地域、職場、学校など様々な場で、固定的な性別役割分担意識の解消を進めるためには、一人一人の理解促進と男女双方の意識改革が不可欠です。

また、子どもをはじめあらゆる世代において、固定的な性別役割分担意識を植え付けない、押し付けない、とらわれない取組が重要となります。

（４）その他全体を通じて浮かび上がった現状と課題

今回の調査から、男女間における固定的な性別役割分担意識の存在を肯定する割合は減少してきており、「男性だから」「女性だから」という思い込みや決めつけはしないという意識が特に若い世代に多いことが分かりました。

しかし、現実には、女性の家事・育児・介護の分担は依然として多く、仕事と生活のバランスも、女性は理想どおりにはなっていません。

一方で、審議会や地域社会における政策方針決定の場への女性の参画は少なく、男性が適役とする意識が女性にあるなど、固定的な性別役割分担意識は男女双方に依然として存在しています。

しかし、地域や行政分野において、女性の参画を必要とする意見は男性に多く、政治や地域の方針決定分野への女性の参画を望む、前向きな意識がうかがえます。

男性女性の平等感については、学校以外の分野や社会全体で「男性優位」という意識が男女共に高く、家庭や地域、職場において、性差に対する無意識の思い込みや、固定観念が根強く存在していると言えます。

これらの解決策として、男女共に過半数が「固定的な役割分担やならわしを改めること」、「夫婦家族間で家事分担などの話し合いをすること」が必要と認識しています。

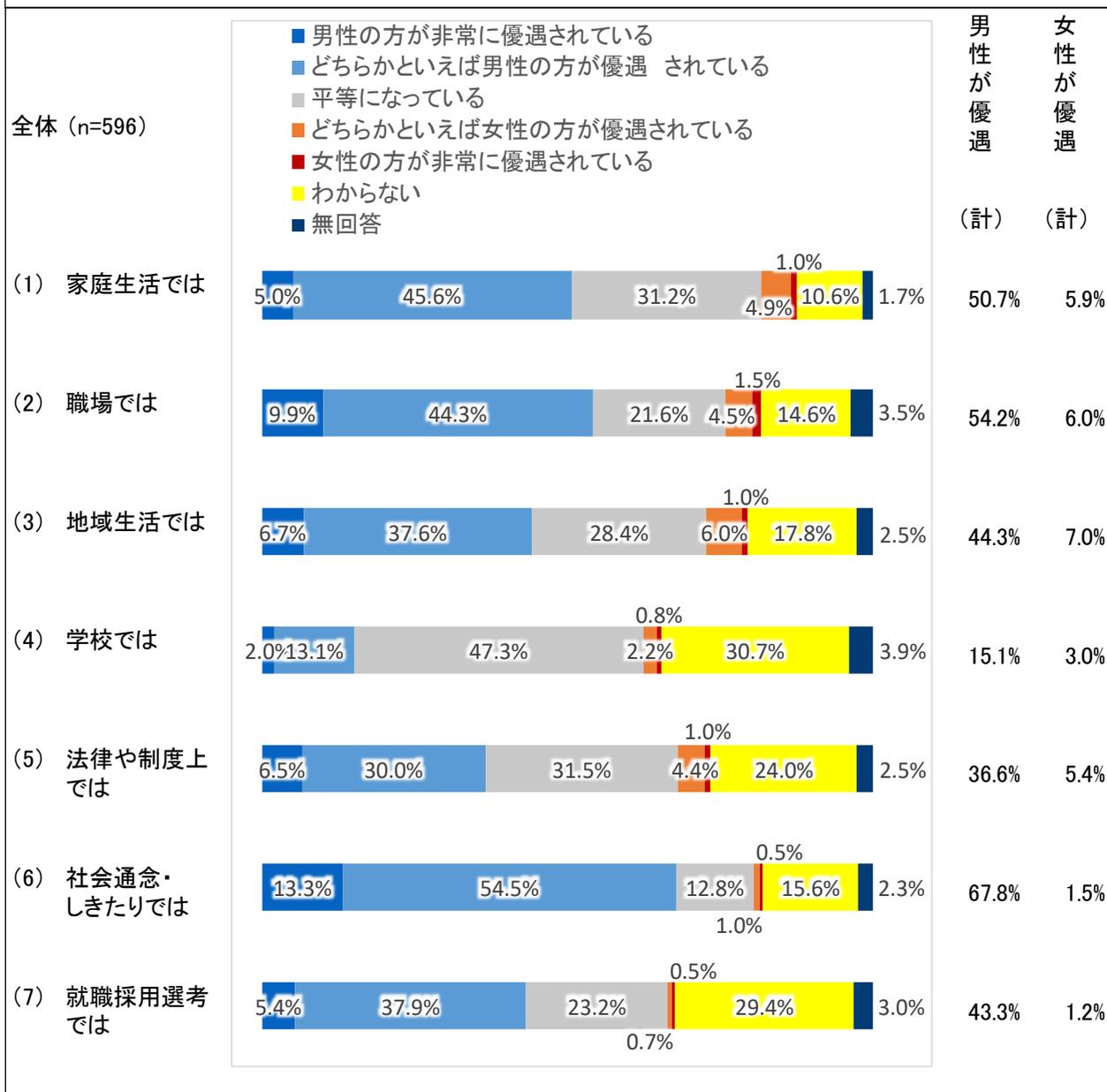
固定的な性別役割分担意識を改め、家事育児に男女双方が関わろうとする思いを実際の行動につなげるため、育児等に関わる世代だけではなく、その親世代への意識の働きかけや、地域、職場への理解促進が重要となります。

また、根強く残る固定的な性別役割意識や、無意識の思い込みや決めつけをなくしていく、植え付けないようにするという意識づくりや意識改革を、あらゆる世代、あらゆる場面において、地道に根気強く進めていく必要があると考えます。

男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

次にあげる分野で、男女の地位は現在平等になっていると思いますか。

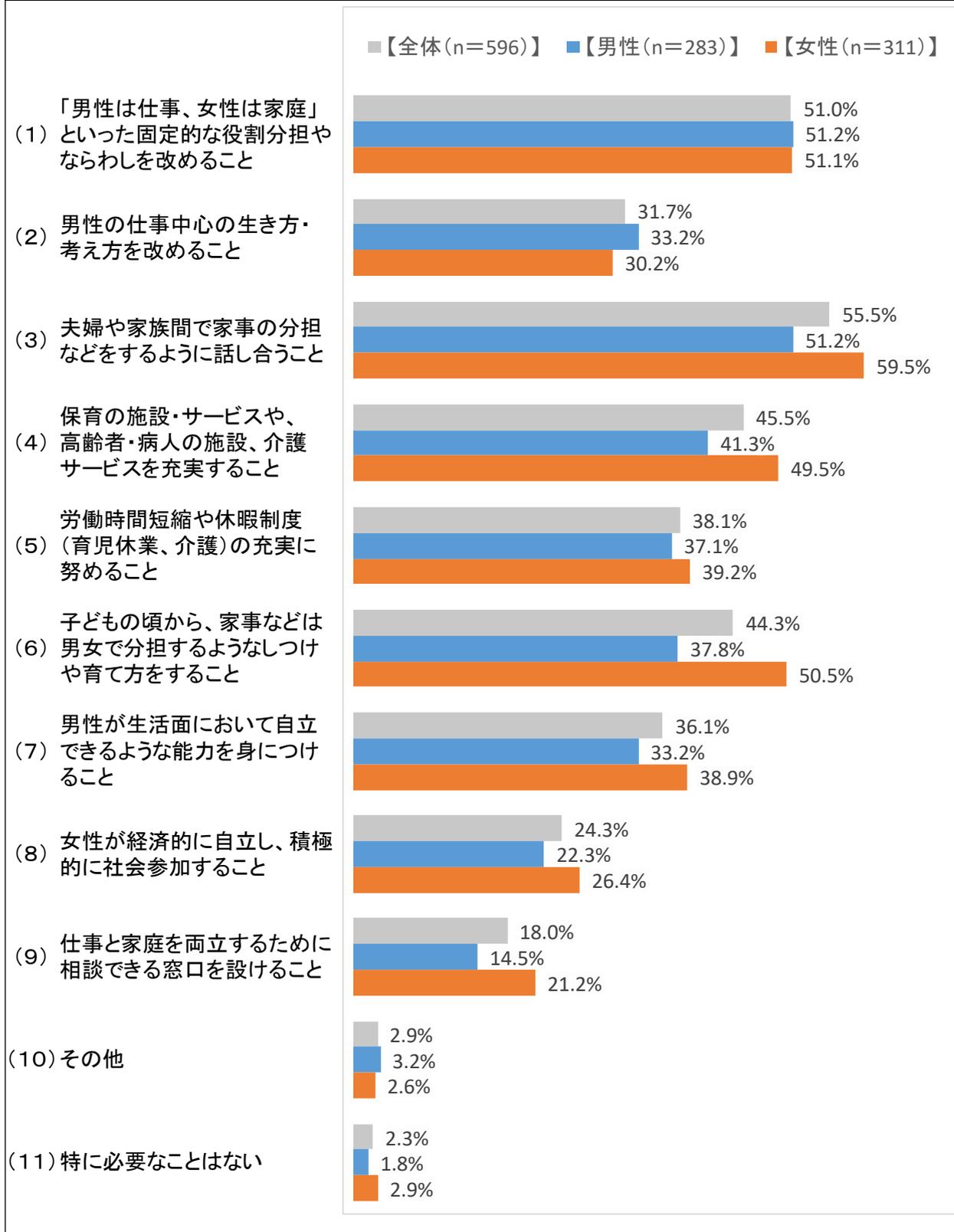
（○は質問ごとに一つずつ）



男女共同参画に関する市民意識・実態調査（2020年）より

今後、男性・女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくため、どのようなことが必要だと思いますか。

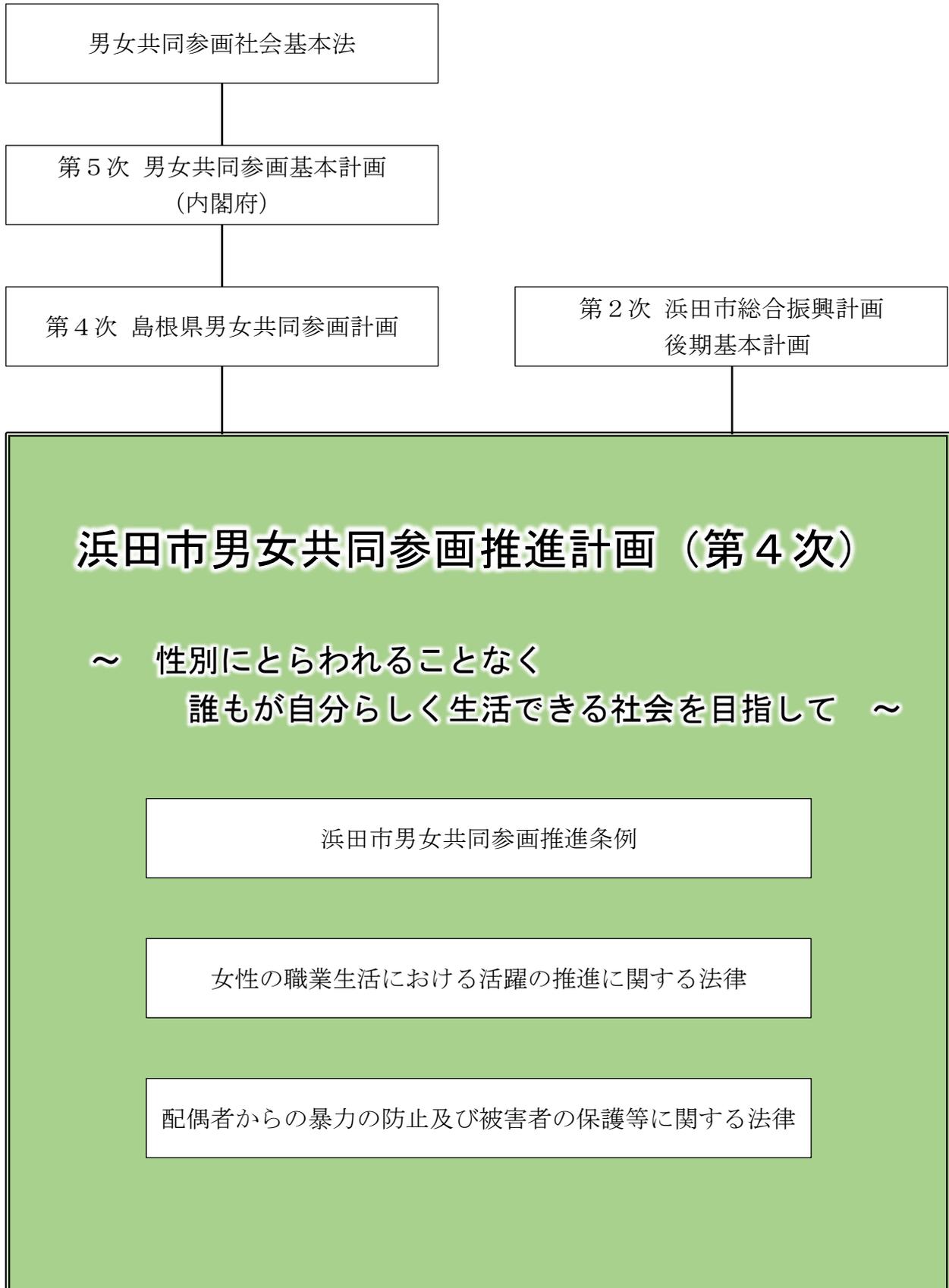
（〇はいくつでも）



第2部 計画の内容

- 1 計画の施策体系
- 2 基本目標

1 計画の施策体系



基本目標	重点目標	施策の方向性
<p>I 男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心して暮らせる社会づくり</p> 	<p>1 男女間における暴力の根絶</p> <p>【浜田市DV対策基本計画の位置付け】</p> 	<p>DV防止に関する広報・啓発の推進</p> <p>被害者の保護や自立に向けた支援の充実</p> <p>相談体制の強化</p> <p>市における体制整備</p> <p>関係機関との連携体制の推進</p>
	<p>2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進</p> 	<p>学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援</p> <p>妊娠・出産に対する健康支援</p> <p>中高年における健康支援</p>
	<p>3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進</p> 	<p>貧困等生活上の困難を抱えている人への支援</p> <p>高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備</p> <p>人権尊重の観点からの啓発</p> <p>ハラスメントの防止に向けた活動の推進</p>
	<p>4 防災分野における男女共同参画の推進</p> 	<p>防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大</p> <p>男女共同参画の視点による防災対策の推進</p>

基本目標	重点目標	施策の方向性
<p>II 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり</p> <p>【女性の職業における活躍の推進に関する法律に基づく市の推進計画の位置付け】</p> 	<p>1 政策や方針決定における男女共同参画の推進</p> 	<p>各種審議会等における施策・方針決定への女性の参画拡大</p>
	<p>2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進</p> 	<p>就業機会の拡大と職業能力の開発</p> <p>適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の役職への登用促進</p>
	<p>3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> 	<p>ワーク・ライフ・バランスの理解の推進</p> <p>子育てや介護の支援</p> <p>男性の家事・育児・介護への参加促進</p> <p>市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進</p>
	<p>4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進</p> 	<p>自治会・PTA等における方針決定への女性の参画推進</p> <p>農林水産業・商工自営業における方針決定への女性の参画推進</p> <p>技術向上研修、企業の知識取得研修等への女性の参画促進と支援</p>
<p>III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</p> 	<p>1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進</p> 	<p>性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し</p> <p>家庭・地域・職場における意識づくり</p> <p>広報啓発活動の推進</p> <p>男女共同参画に関する啓発活動を行っている団体への支援</p>
	<p>2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進</p> 	<p>学校における男女共同参画に関する教育の推進</p> <p>男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進</p> <p>PTA等における男女共同参画に関する合同研修の推進</p>

2 基本目標

基本目標Ⅰ

「男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」

重点目標

- 1 男女間における暴力の根絶
- 2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
- 3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進
- 4 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ

「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」

重点目標

- 1 政策や方針決定における男女共同参画の推進
- 2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 4 地域社会や地域産業における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ

「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」

重点目標

- 1 男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進
- 2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進

基本目標Ⅰ

「男女の尊厳の確立と誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり」

男女共同参画の推進には、各々の性の特性を踏まえた生涯にわたる健康や、性別に関わらず一人一人の人権が尊重され、性による差別を受けることなく平等であることが基本となります。

そのためには、誰もが心身の健康を尊重し、身体的な性差を理解し合い、それぞれの気持ちに寄り添い、思いやりを持って共に生きていくことが、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

よって、一人一人の人権が脅かされることなく安心して生活するためには、女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を重大な人権侵害と捉え、その予防や被害からの回復への取組を進め、暴力の根絶を図る基盤づくりが重要となります。

また、あらゆる世代の男女が、互いの性差に応じた健康について理解を深めるため、正確な知識や情報を得ることも必要です。

障がいがあること、外国人や外国にルーツがあること、国際結婚による慣習の違い、性自認や性的指向に関すること、同和問題に起因する婚姻問題に関すること等に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれる場合があることに配慮し、これらの人々への正しい理解を深めることも必要です。

年齢や性別、障がいのあるなし、国籍等にとらわれず、多様性を認め合うという人権尊重の理念が男女の尊厳の根底にあるものとし、あらゆる立場に置かれた誰もが、安全・安心に暮らせる社会づくりの実現を目指します。

【現状と課題】

- 本市において、DVの相談件数は減少傾向にありますが、様々な事情を背景とした事案が増加しており、多くの関係機関との連携が求められます。

DVのない社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、加害者、被害者、傍観者とならないよう幼児期からの教育を含めた暴力を容認しない環境をつくることが重要です。暴力は人権侵害であるという認識を広め、暴力根絶の基盤づくりが必要です。

- 性と妊娠・出産に関する知識は、男女それぞれが生涯にわたり、心身ともに健やかに生きるためにとっても大切なことです。

本市では、高校生等を対象とした思春期における健康づくりとして、性感染症や薬物乱用防止、性に関する指導などを実施し、学習機会の提供を通して予防教育を進めているところです。今後も成長発達段階に応じ、身体的な性の違いについて知識を得るための継続的な取組が必要です。

妊娠・出産については産科医が不足しており、安心な出産への環境づくりが求められることから、妊娠・出産・育児に関する教室を開催するなど、安心な出産

への健康支援を引き続き行うことが必要です。また、この時期の母体を理解した上で、男性の育児等への参画促進の取組も重要です。

中高年期においては、地域の各種団体組織と協議・連携を図り、多角的な活動の展開や、健康教室等で介護予防や健康指導に取り組んできました。引き続きこれらの活動に取り組んでいく一方で、今後は年齢を重ねる中での性差の違いによる体調の変化等について、理解や知識を深めていくことが必要です。

学童期や思春期、出産期や更年期といったライフステージに応じて、性差における身体特徴や生活習慣、就労状況の違いによる健康上の問題への対応など、基盤となる性と妊娠・出産に関する正しい理解の促進と、生涯を通じた健康支援を引き続き進める必要があります。

- ひとり親、高齢者、障がい者等は、経済的な不安を抱えたり、介護や子育て、看護などに困難を感じたり、日常生活に支障をきたしている方が多く見受けられます。また、障がいがある人や外国籍の人の中には、女性であるということによって複合的な偏見や差別を受ける場合も少なくありません。

近年、経済的な理由等で生理用品を購入できない「生理の貧困」を抱える人の問題も顕在化しています。

貧困等生活上の困難を抱える人が、社会的に孤立することなく、住み慣れた家や地域など望む場所で、心身ともに健康で安全・安心に生活できる、きめ細かな支援が必要です。

- 性自認や性的指向に関することや同和問題に関すること等を理由に、社会生活を営む上で、困難な状況に置かれている人は、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。そのため、正しい理解を深めるため、性的マイノリティ（性的少数者）や同和問題に関する研修を行っています。社会全体が多様性を尊重し、思い込みや間違った認識や差別に気づき、一人一人が尊重される社会づくりを進めていく取組が必要です。

- パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産に関わるハラスメントは大きな社会問題となっています。本市では、職員へのハラスメント防止に関する研修を行ったり、企業や福祉施設等に講師を派遣するなど、啓発活動に取り組んでいます。

また、啓発活動に併せ、被害者等に対し、迅速かつ適切な対応ができるよう、相談体制の整備と充実を進めていく必要があります。

- 災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、特に女性や子ども、高齢者や障がい者といった社会的弱者が大きな影響を受けているとされています。

本市においても、大雨や地震等の災害が発生した時のみならず、日頃から災害に対し不安を抱えている方々が安心して暮らせるよう、国や県の取組に沿い、男

女共同参画の視点からの災害対応を進めようとしているところです。

避難所におけるプライバシーの確保やトイレの設置数等の生活環境、乳幼児用品や女性用品等の備蓄とその配布方法、「男性は運営、女性は炊き出し」等の固定的な性別役割分担意識の解消など、性別による違いから災害時に受ける影響や男女のニーズの違いに配慮した災害対応が必要になっています。

災害に対する平常時の備えや、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性も主な担い手であることを認識し、男女共同参画の視点を取り入れた地域の災害対応の取組を進めていく必要があります。

重点目標 1 男女間における暴力の根絶

<施策の方向性と具体的な取組>

DVは未然防止・早期発見により、暴力に歯止めをかけ、被害が小さいうちに対策をとることが大切であることから、DVについての正しい理解の普及に努めるとともに、関係機関等との連携を深め、被害者の安全確保など必要な支援を行うことが肝要です。

また、DVの被害者に対しては、相談しやすい環境が大切であり、プライバシーが保護された相談室の確保を図るとともに、相談窓口の周知や対応する職員の資質向上に努めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
DV防止に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙や市ホームページへの掲載や講演会の開催を通じて、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知し、意識啓発に努めます。 ・ 相談窓口を記載したカードやパンフレット等を配布し、相談先の周知を行います。 ・ 学校等と連携してDVを予防する教育、普及啓発の強化・充実を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の掲載や講演会の開催による意識啓発 ・ 若年層におけるDV予防啓発 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課
被害者の保護や自立に向けた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応を含めた被害者の保護及び自立支援のために必要な様々な制度に関する情報提供を行います。 ・ 被害者からの相談には心情に配慮して適切に対応し、安全と生活の安定に向けた助言や支援を行います。 ・ シェルターの確保など被害者の安全確保の体制を整えます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の安全確保の体制の確立 ・ 保護や自立支援のための情報提供 ・ 性別や国籍等を問わない支援の充実 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課

<p>相談体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DVと児童虐待の両方の視点を持って相談に対する適切な対応ができるよう、DV及び児童虐待の専門研修等へ参加し各種相談員の資質を向上します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上を目指した研修会の参加促進 ・相談先の周知、広報 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子育て支援課</p>
<p>市における体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の各窓口においてDV被害者に対して適切な対応ができるよう、庁内連絡体制を整え関係課との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡体制の整備と関係課の連携 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子育て支援課</p>
<p>関係機関との連携体制の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースによっては要保護児童対策地域協議会参画機関と連携し、児童相談所の女性相談担当、警察等の関係機関の指導・助言を受け、被害者に応じた適切な対応ができるよう努めます。 ・県主催の関係機関連絡会との連携を図り、総合的な支援体制の確立を目指します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県主催の関係機関連絡会との連携 	<p>人権同和教育啓発センター</p> <p>子育て支援課</p>

重点目標 2 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

<施策の方向性と具体的な取組>

ライフステージの健康課題に応じ、男女の性差を正しく理解し、性別に関わるニーズを踏まえた生涯にわたる健康保持促進への取組を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
学童思春期・若年成人期における健康支援と性差の特徴による健康教育支援	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた性に関する指導を通じて、性と妊娠・出産に関する正しい理解の普及啓発に努め、健康に関する理解や、自分と他者の体を大切に作る基盤づくりに取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達に応じた性に関する指導の実施 エイズ等の性感染症への正しい知識の普及 薬物や喫煙等の健康被害の周知等 	人権同和教育啓発センター 学校教育課 健康医療対策課
妊娠・出産に対する健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠、出産に関する正しい知識の普及を進めます。 母子保健相談を実施し、出産や育児への不安解消に努めます。 不妊等に悩む方への相談や費用の助成等の支援に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳交付時の保健指導や相談の充実 妊婦とその家族への教室や学習の場の実施 在住外国人への情報提供や個別支援 不妊等に対する安心お産事業の実施 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課
中高年における健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 生涯にわたり健康を保持するため、積極的な健康づくりや更年期等の性差を踏まえた男女双方の正しい認識を深める取組を進めます。 各種検診への受診啓発や性特有の疾患を始めとする疾病の早期発見・重症化防止に取り組みます。 	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課

	【実施項目】 <ul style="list-style-type: none">・健康相談、健康教室、健康指導の実施・各種検診、生活習慣改善の訪問等・職場における男女の健康に関する研修や啓発活動	
--	---	--

重点目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくりの推進

<施策の方向性と具体的な取組>

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等を背景に、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人、性自認や性的指向、同和問題など、複合的な困難を抱えやすい人へのきめ細かな支援と、偏見や差別解消に向けての取組など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
貧困等生活上の困難を抱えている人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困等生活上の困難に陥ることなく、安心して生活できるよう、自立に向けた支援や子どもの支援を行います。 ・ 様々な事情により、生理用品等を購入できない人への支援を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉制度の情報提供 ・ ひとり親家庭に対する子育てや、子どもへの学習支援、就労支援や相談体制の充実 ・ 生理に関する貧困を抱えている人等への相談体制の周知と整備 ・ 実態把握とそれぞれに応じた支援 	人権同和教育啓発センター 地域福祉課 子育て支援課 学校教育課
高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれが住みたいと思う場所で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談・支援を適切につなぐ関係機関との連携 ・ 多様性を尊重する講演会の開催 ・ 介護予防事業の充実 ・ 一人暮らし世帯等に配慮した支援や見守り ・ 障がい者の特性に応じた就労支援や福祉サービス等の相談体制の充実 ・ 外国人に配慮した広報や配布物の多言語化 ・ 外国人の相談体制の整備 	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課 地域福祉課 定住関係人口推進課

<p>人権尊重の観点からの啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性自認や性的指向など多様な性への正しい認識と理解を深める啓発に取り組みます。 ・同和問題を理由とした婚姻時等の偏見の解消や、正しい認識を深める啓発に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域における学習会・研修会の開催 ・教職員への研修の促進 ・正しい認識を促す広報や研修の実施 	<p>人権同和教育啓発センター</p>
<p>ハラスメントの防止に向けた活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各職場において、ハラスメントに対する正しい理解や、ハラスメント防止のための啓発、早期救済や回復に向けた相談体制の充実に努めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントの理解と防止に関する研修の実施 ・あらゆるハラスメントに対応する相談窓口の周知と関係部署との連携 	<p>人権同和教育啓発センター 関係課</p>

重点目標 4 防災分野における男女共同参画の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

平常時の備えや避難生活等様々な場面において、男女がともに支え合い、協同で対応できる男女共同参画の視点での防災の理解促進と、男女共同参画の視点を取り入れた防災力を高める取組を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
防災に関する政策・方針決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・市の防災会議について、女性委員の割合を増大する取組を進めます。 ・女性職員の配置や、男女共同参画担当職員の視点が反映できる会議に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災担当課・消防担当課・男女共同参画担当課の連携と協同の推進 ・防災会議への男女共同参画担当職員や保健師等専門職を配置 	人権同和教育啓発センター 防災安全課 警防課
男女共同参画の視点による防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点を取り入れた防災計画や避難所運営マニュアルを作成します。 ・市の避難所運営において女性が参画でき、男女それぞれに必要な配慮が行われるように取り組みます。 ・男女共同参画の視点を取り入れた、防災講座を実施し、その重要性について周知を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画やマニュアルの見直しと役割の明確化 ・男女共同参画の視点を入れた避難所運営の取組と職員への認識促進 ・男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の実施 	人権同和教育啓発センター 防災安全課

基本目標Ⅱ

「誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり」

家庭、職場、地域などで、性別に関わりなく誰もがあらゆる分野において、社会の対等な構成員として、政策や方針決定の場に参画することや、性別を意識することなく活躍し、それぞれの場面でお互い協力していくことが男女共同参画の実現につながると考えます。

そのために職場においては、性別にかかわらず仕事と生活の両立がしやすい環境づくりを進めることや、技術習得、キャリアアップができる機会が与えられること、個性や特技、能力や意欲を発揮できる場が確保されることが必要です。

また、家庭においては、男女とも個人として能力が発揮でき、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る必要があります。誰か一人に家庭生活の負担がかからないよう、互いに家事・育児・介護等へのバランスの良い参画を進めていくことが重要です。

これらの取組に併せて、関係機関、関係団体との連携により、職場・地域等へワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動を進め、理解を深めていくことが大切です。

また、あらゆる場面で公平に男女双方の意見が反映できる機会の確保が重要です。中でも、出産、子育て、介護に関わる人が多い女性の様々な意見は、人口減少や少子高齢化の課題を抱える本市において、とても重要です。

市政・地域に関する様々な課題に対し、誰もが政策や方針決定の場に躊躇なく参画し、女性を含めた多様な視点での意見が反映され、あらゆる分野で活躍できる環境づくりを目指します。

【現状と課題】

- 本市における審議会等への女性の参画率は2割程度で、女性委員が不在の委員会もあり、目標の40%をなかなか達成できない状況です。市民の方から、「地区まちづくり推進委員会」や「行財政改革推進委員会」など、これからは「まちづくり」に直結する委員会への女性委員就任を意識していくべきだという意見がありました。また、市民の意識・実態調査では、市政など政策決定の場に女性の参画を望む割合も高く、男女双方の意見が反映される体制づくりと意識改革を進めることが必要です。
- 女性の就業の分野について、女性の職域が限定的だという意見があるなど、男女双方の職域への固定観念の解消を図ることが求められています。
性別に関わりなく、働きたい人がその能力や意欲を十分に発揮し、多様な働き方を安心して選択できる環境の整備が重要です。
- 本市の係長級以上の役職への女性の登用率は2割弱で、職員の男女構成比には到達していません。本市自らが女性の活躍の場を広め、政策方針決定への参画な

ど、性別にとらわれない適性に応じた登用を行う必要があります。

- 核家族化等により、子育てや介護等に関わる問題を家庭内で解決していくことが困難な場合があります。子育て家庭、介護家庭の多様なニーズに対応するサービスと相談体制の充実が必要です。

意識・実態調査では、「子どもができて、ずっと仕事を続ける方が良い」と回答した女性の中で、子育てが主となる年齢層の割合が低いことが分かりました。仕事と子育ての両立が難しい現実があり、その根底にあるものとして、家庭内の家事・育児の協同体制の在り方が考えられます。

子どもが病気の時や急な休園・休校などの対応は、女性が当たることが多い現状です。

男女どちらか一方にだけこれらの負担がかかることがないように、家庭内での協同に関する意識づくりと併せ、育児・子どもに関する休暇が男女ともに取得しやすい環境づくりが必要です。

- 固定的な性別役割分担意識は薄らいできている一方で、実際に家事・育児・介護等を担っている女性の割合は依然として高く、生活と仕事のバランスの理想についても、女性は理想どおりにはなっていません。

家事・育児・介護等は男性自身が自らのことと捉えることが大切で、夫婦、パートナー、家庭（家族）にとって単なる負担ではなく、意味のあることであるというポジティブなイメージの形成づくりが必要です。

また、家事・育児・介護等に関わろうという思いが実際の行動へつながるよう、あらゆる年代の男女双方への意識づくりが必要です。

- 市役所の女性職員の産前産後休暇や育児休業の取得は 100%であるのに対し、男性職員の育児参加のための休暇は約半数、育児休業については若干名という状況です。育児は女性だけが担うものではないという意識改革が進むよう、育児休業等（育児休業または育児参加のための休暇）の取得率向上に取り組む必要があります。

- 男女の役割分担において、唯一男性が担う割合が高いものは「地域活動への参加」でした。男性が多い自治会活動、女性だけで構成される各種団体の活動は、地域社会にとって大きな力となるところですが、男女ともに双方の意見を交わし、発展させ、より良い暮らしに繋ぐことも男女共同参画社会にとって重要です。地域課題が多様化・複雑化する中、女性自身も地域の運営や方針決定に関心を持ち、また躊躇なく参画できるよう、男女双方の意識改革と環境づくりが必要となります。

- 農林水産業等の自営業においては、生活と経営が一体化していることが多く、家事負担は女性に偏る傾向にあります。また、自営業を中心とした地域産業においては、技術習得に関わる研修や体験が、実際の就業になかなかつながらない状況です。地域産業に携わる女性について、家事負担の軽減や、女性も参加しやすい技術研修等、働きやすい環境づくりを進めていく必要があります。

重点目標 1 政策や方針決定における男女共同参画の推進

＜施策の方向性と具体的な取組＞

あらゆる分野の方針決定への女性の参画拡大により、男女双方の意見が十分に反映されるよう、市が率先して女性の参画に取り組みます。

委員の選出(推薦)において、女性委員の推薦や公募委員等で女性の応募を促すなど、関係各課と協力し、市政において女性の積極的な参画を進めていきます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
各種審議会等における施策・方針決定への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政に多様な考えや意見を反映するため、市の審議会における女性委員の登用率について、目標を設定し、参画拡大を進めます。 ・ 市の審議会において、女性委員がいない審議会を解消する取組を積極的に進めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会への女性の参画率 40%を目指す ・ 庁内における審議会への委員就任を促す条例・要綱の改正 ・ 市民公募枠の拡大を促進 ・ 女性参画の重要性と理解を深めるための講座の開催 	人権同和教育啓発センター 関係課

重点目標 2 女性の職域拡大と管理職等への登用の促進

<施策の方向性と具体的な取組>

働くことを希望する人が、自らが望む時期に、多様な分野において、能力や意欲、視点や発想が取り入れられ、性別にとらわれず個性を発揮できる環境づくりに取り組みます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
就業機会の拡大と職業能力の開発	<ul style="list-style-type: none"> 働くことを希望する人のニーズに即した情報を提供し、知識習得と職業訓練の機会を確保するとともに、働く場を広く提供できるよう、関係機関との連携を強化します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業・起業セミナーやキャリアアップセミナーの開催 看護等における離職者への復職支援の実施や相談窓口の充実 保育士などの離職者への復職に向けた情報提供 	人権同和教育啓発センター 商工労働課 健康医療対策課 子育て支援課
適性に応じた女性職員の配置及び係長級以上の役職への登用促進	<ul style="list-style-type: none"> 性別にとらわれない能力や実績、意欲に基づいた人員配置や登用を進めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己評価や自己申告の把握と人事ヒアリングの反映 特定事業主行動計画による男女共同参画への取組の公表 スキルアップ講座等の開催や機会の提供 	人権同和教育啓発センター 人事課

重点目標 3

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

誰もが互いを尊重し、性別にとらわれず職業生活や家庭生活等の調和がとれ充実した生活を送ることができるよう、環境の整備を進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
ワーク・ライフ・バランスの理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への理解を深めるため、地域や職場等への意識啓発に努め、情報提供を積極的に行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 講座の開催 広報や啓発物の配布 	人権同和教育啓発センター 関係課
子育てや介護の支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活の形態に応じ、仕事と子育て・介護等の調和のとれた生活が送れるよう、環境の整備に取り組めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様なニーズに応じた保育サービスの実施 放課後児童クラブの充実 介護者を対象とした講座の開催 認知症の理解促進のための講座の開催 介護保険サービスの周知と充実 関連機関との連携や相談体制の充実 	人権同和教育啓発センター 子育て支援課 健康医療対策課
男性の家事・育児・介護への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い年代における男性の家事・育児・介護等に関する知識と技術を習得できる講座の開催や、理解促進のための啓発活動を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初心者対象の料理教室の開催 各段階に応じた料理教室の継続的な開催 介護スキル取得の講座の開催 婚姻・妊娠に関わる届出時での家事手帳、育児手帳の配布 	人権同和教育啓発センター 健康医療対策課 子育て支援課

<p>市役所の男性職員等の子育てに関する休暇取得の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児と仕事が両立しやすい職場環境を作ります。 ・ 男性職員等が育児休業等（育児休業または育児参加のための休暇）を取りやすい環境づくりに努めます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業等取得向上への取組 ・ 管理職を始めとする育児休業等の取得への理解促進 	<p>人権同和教育啓発センター 人事課</p>
---------------------------------	---	-----------------------------

重点目標 4

地域社会や地域産業における男女共同参画の促進

<施策の方向性と具体的な取組>

地域において、幅広い年代の人々が地域活動に参画し、男女それぞれが個性や能力を發揮できるよう意識啓発を進めます。

また、産業部門においては、性別にとらわれることのない働きやすい環境を整備するための支援を行います。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
自治会・PTA等における方針決定への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決に向け、誰もが共に主体的に関わり、男女双方の意見が反映できるよう幅広い年代の女性の参画を促します。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会・PTAにおける会長副会長に女性枠を設定する働きかけ 地域における男女双方に対する意識改革を進める学習会や広報 	人権同和教育啓発センター 関係課
農林水産業・商工自営業における方針決定への女性の参画推進	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業や商工自営業における男女共同参画の推進に向けた啓発活動を行うとともに、関係団体や関係委員会の委員など、組織・団体での方針決定の場への女性の参画促進に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別役割分担意識等に起因する役割分担意識解消への啓発活動の実施 男女共同参画に関する情報提供 性別にとらわれない委員選出等への働きかけ 	人権同和教育啓発センター 農林振興課 水産振興課 商工労働課
技術向上研修、企業の知識取得研修等への女性の参画促進と支援	<ul style="list-style-type: none"> 男女共に働きたくなるような農林水産業を始めとする地域産業の実現に向けた各種支援に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性が参加しやすい育成研修の開催 家族経営協定（参照：用語解説）締結の促進 	人権同和教育啓発センター 農林振興課 水産振興課 商工労働課

基本目標Ⅲ

「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」

男女共同参画社会の形成には、性に関する社会の慣行等が、一人一人の自由で多様な選択に影響を及ぼさないよう配慮していくことが必要であり、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見や差別、固定観念、無意識の思い込みが、自分らしく生きることや多様な選択を阻み、男女共同参画社会の形成の妨げになってはなりません。

私たちは成長過程において周囲から様々な影響を受けることから、人格形成が始まる幼少期から性の特徴を踏まえた正しい男女平等の意識を育てていく必要があります。

そのためには、家庭・地域・学校・職場など様々な場面において、子どもを始めとするあらゆる世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けない、押し付けない、とらわれない取組に併せ、一人一人の意識を変える取組や、男女共同参画の意義や必要性について分かりやすく理解・共感できる基盤づくりを進めていくことが重要です。

【現状と課題】

- 本市において、固定的な性別役割分担意識は前回調査より薄らいでいるものの、地域活動における女性の意識について「方針決定の場へ女性自身が積極的に参加しようとしなない」、「意思決定・方針決定などの決断を男性に求める」など、依然として固定的な性別役割分担意識が残っています。

また、年齢が高い男性において、「男性は仕事、女性は家庭」という意識は強く、高齢化の進む本市ではこうした意識解消に向け、あらゆる世代への啓発を進めていく必要があります。

- 「男女の平等感」では、学校教育の場以外は男性の優遇感が高く、社会通念やしきたりの分野でその傾向が顕著です。

家庭・地域・学校・職場などあらゆる場面で、男女共同参画への理解促進と、地域における慣行の見直しや固定観念解消への取組が必要です。

- 家事・育児・介護等に積極的に参加するために必要なこととして、子どもの頃から男女で家事等を分担するようなしつけや育て方をすることが大切だとする意見が女性に多くみられました。このことは、家事等の分担に関する話し合いは重要だと思いつつも、生まれ育った環境や幼少期からの無意識の思い込みが根強く影響しているため、話し合いだけで固定観念は簡単に解消するものではないと女性が強く感じているように思われます。

子どもを始めとするあらゆる世代で、そして、家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場面で、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画への意識づくりや意識改革を進め、身近なことから具体的な行動を起こしていくことが重要であり、社会全体の理解への醸成を図る必要があります。

重点目標 1

男女共同参画社会に向けた慣行の見直しと意識改革の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

固定的な性別役割分担意識や固定観念にとらわれず、誰もが自分らしい生き方が尊重されるよう、多様な機会を捉えた広報啓発活動や講演会等、男女共同参画への理解促進と、意識づくりに向けた取組を各年代や各場面において進めます。

施策の方向性	具体的な取組	担当課
性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識解消に向け、知識向上を目的とした啓発活動に取り組みます。 【実施項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発に関わる情報の提供 ・ 研修や講演会の開催 	人権同和教育啓発センター
家庭・地域・職場における意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・地域・職場において男女共同参画への理解を広め、正しい認識と理解を促進するために、研修や講演会を開催します。 【実施項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等との連携による講演会の開催 ・ 地域、職場における研修の開催 ・ 男女共同参画に関する情報提供 	人権同和教育啓発センター
広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図ることができるよう、積極的な広報啓発活動に取り組みます。 【実施項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ掲載や関係機関からの啓発誌による周知 ・ 浜田市男女共同参画推進計画の周知 ・ 関係機関の取組の紹介 ・ 男女共同参画推進月間に合わせた取組 	人権同和教育啓発センター

<p>男女共同参画に関する啓発活動を行っている団体への支援</p>	<p>・男女共同参画を推進する団体や、県の委嘱を受けた男女共同参画推進委員（キラ☆サポ）の活動を支援します。</p> <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体の運営支援 ・団体の活動への協力 ・団体等の男女共同参画に関する基礎研修・資質向上研修の協力 	<p>人権同和教育啓発センター</p>
-----------------------------------	---	---------------------

重点目標 2 男女共同参画に関する学校教育・社会教育の推進

<施策の方向性と具体的な取組>

子どもを始めとするあらゆる世代において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や無意識の思い込みの解消と、男女双方の意識改革と理解の促進に努めます。

また、あらゆる場面、あらゆる世代に応じて、男女共同参画が分かりやすく、身近で親しみやすいものになるよう努めます。

教育・学習に関わる担当課との連携を図り、男女共同参画の視点を踏まえた教育を推進するため、研修機会の提供や情報提供に取り組みます。

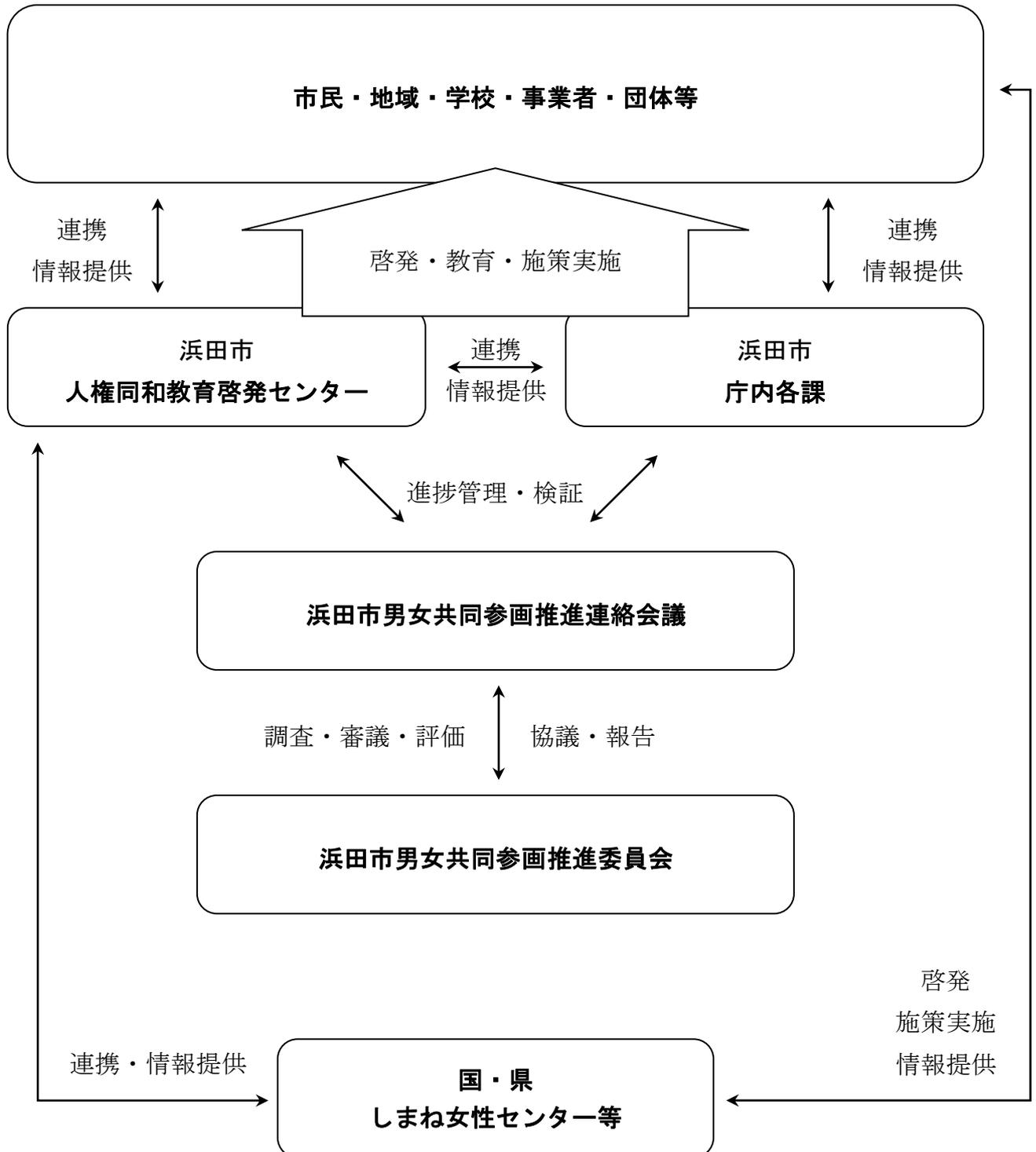
施策の方向性	具体的な取組	担当課
学校における男女共同参画に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識や思い込みを植え付けない、年齢に応じた男女共同参画の学習に取り組みます。 ・ 男女共同参画の視点にあった学校運営や諸活動の実施に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画に関する教育の推進活動 ・ 教職員への研修の実施や情報提供 	人権同和教育啓発センター 学校教育課
男女共同参画について学ぶ生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識や思い込みを解消する男女共同参画の学習に取り組みます。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域やまちづくりセンター等における男女共同参画の学習会の開催 ・ まちづくりセンター職員への研修の実施 	人権同和教育啓発センター まちづくり社会教育課
P T A等における男女共同参画に関する合同研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権研修等を通して、園児や児童、生徒の保護者に対し、男女共同参画の意義について学ぶ機会をつくれます。 ・ 保育、幼児教育に携わる人に対し、男女共同参画意識への理解を深める学習機会の提供や情報提供を行います。 <p>【実施項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・職場等における合同研修の実施促進 ・ 市の指導員の講師派遣 	人権同和教育啓発センター 学校教育課

第3部 計画の推進

- 1 推進体制
- 2 全庁的な推進
- 3 市民・地域・学校・事業者・団体等との連携
- 4 国・県等との連携
- 5 数値目標の設定
- 6 計画の進捗管理

1 推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、行政のあらゆる分野において男女共同参画の視点を持ち、総合的に取り組む必要があります。各施策を推進するために、市における推進体制を充実させ、適切な進捗管理を行い、市民・地域・学校・事業者・団体等と連携した取組を進めます。



2 全庁的な推進

この計画を効果的に推進するため、各部署の政策立案にかかわる関係課長等で構成される「浜田市男女共同参画推進連絡会議」を中心に、各部署と連携し、一体となって計画を推進します。

また、識見者、各種団体からの推薦者、その他市長が必要と認める者で構成される「浜田市男女共同参画推進委員会」を開催し、年次ごとの計画、進捗状況等について審議します。

3 市民・地域・学校・事業者・団体等との連携

この計画は男女共同参画社会の実現を目指し、市民の皆さんと一緒に進めていくための計画であり、実効性を確保するには、市民、地域、学校、事業者、団体等の自発的で主体的な取組が不可欠です。

また、各種活動団体と行政が対等な関係のなかで連携を強化し、協力し合って推進することが必要です。計画策定にあたっては、市民への意識調査によって、市民の声を反映するとともに、各種活動団体との連携を強化して事業を進めていきます。

4 国・県等との連携

本市の男女共同参画の推進に関する取組は、国際的な動向や国・県の動向と連動しながら進めています。また、その施策は広範多岐にわたっており、国や県、公益財団法人しまね女性センター等の関係機関・団体と連携し、協力しながら推進します。

5 数値目標の設定

	項目	策定時 (R3)	目標値 (R9)	担当課
基本 目標 I	DV防止法の認知度（重点目標ごとに）	(R2) 70.1%	80%	子育て支援課
	学校におけるSOSの出し方等心の健康 づくりに関する講座の実施	1校	増加	健康医療 対策課
	防災会議への女性の参画率	20% 男:28 女:7	30% 男:24 女:11	防災安全課
基本 目標 II	審議会等への女性の参画率	25.2%	40%	人権同和教育 啓発センター
	女性のいる審議会等の比率	80.7%	100%	人権同和教育 啓発センター
	市の係長級以上の役職への女性の登用比率	(R2) 21.5%	(R7) 24%	人事課
	男性の育児休業または育児参加のための 休暇の取得率	(R2) 50%	(R7) 95%	人事課
	女性の育児休業または育児参加のための 休暇の取得率	(R2) 100%	(R7) 100%	人事課
	1号認定子ども（※1） 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 213人 285人	(R6) 148人 280人	子育て支援課
	2号認定子ども（※2）・3号認定子ども（※3） 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 1,977人 1,845人	(R6) 1,588人 1,865人	子育て支援課
	延長保育事業 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 626人 626人	(R6) 853人 853人	子育て支援課
	病児・病後児保育 量の見込み（延べ日数/年） 量の確保	(R2 実績) 17日 17日	(R6) 173日 173日	子育て支援課
	一時預かり事業（幼稚園在園者対象） 量の見込み（延べ利用人数/年） 量の確保	(R2 実績) 12,259人日 12,259人日	(R6) 9,620人日 9,620人日	子育て支援課
	一時預かり事業（在園児対応型以外） 量の見込み（延べ利用人数/年） 量の確保	(R2 実績) 920人日 920人日	(R6) 745人日 745人日	子育て支援課
	子育て短期支援事業 量の見込み（延べ日数/年） 量の確保	(R2 実績) 3日 2か所	(R6) 38日 2か所	子育て支援課
	放課後児童クラブ 量の見込み（実人数/年） 量の確保	(R2 実績) 820人 875人	(R6) 799人 925人	子育て支援課
	地域子育て支援拠点事業 量の見込み（延べ利用人数/年） 量の確保	(R2 実績) 17,565人日 4か所	(R6) 23,904人日 4か所	子育て支援課
	家族経営協定締結の農家数（※4）	8	10	農林振興課

※ 子育て支援課担当分の数値：令和2年度～令和6年度 「浜田市子ども・子育て支援事業計画」より

- （※1）3～5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）の認定を受けた子ども
- （※2）3～5歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園）の認定を受けた子ども
- （※3）0～2歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の認定を受けた子ども
- （※4）家庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

審議会等への女性の参画率

広域の審議会を除く 審議会等	31	うち女性 委員のいる 審議会数	24	委員総数 (人)	462	うち女性 の委員数 (人)	128	女性の 割合 (%)	27.7
広域の審議会 (No2.3)	2		2		102		44		43.1

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)
1	市町村防災会議(会長である市町村長を含む場合)	災害対策基本法第16条 浜田市防災会議条例	14	6	42.9
2	介護認定審査会	介護保険法第14条	78	37	47.4
3	浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会	介護保険法第14条	24	7	29.2
4	浜田市行政不服審査会	行政不服審査法第81条第1項 浜田市行政不服審査会条例	5	1	20.0
5	浜田市行財政改革推進委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	18	5	27.8
6	浜田市指定管理者選定委員会	浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	6	0	0.0
7	公務災害補償等認定委員会	浜田市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例	5	0	0.0
8	浜田市地域協議会	浜田市協働のまちづくり推進条例	75	24	32.0
9	浜田市総合振興計画審議会	浜田市総合振興計画審議会条例	25	12	48.0
10	浜田市男女共同参画推進委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	9	5	55.6
11	浜田市民生委員推薦会	民生委員法第5条	14	6	42.9
12	浜田市障害者等介護給付費等審査会	浜田市障害者等介護給付費等審査会条例	12	4	33.3
13	浜田市障がい者差別解消推進委員会	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例	10	3	30.0
14	浜田市保健医療福祉協議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	20	5	25.0
15	浜田市予防接種健康被害調査委員会	浜田市予防接種健康被害調査委員会委員設置条例	5	1	20.0

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)
16	浜田市要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第 25 条の 2	20	7	35.0
17	浜田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第 11 条	17	5	29.4
18	浜田市環境審議会	環境基本法第 44 条	19	1	5.3
19	浜田市環境清掃対策審議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	10	7	70.0
20	浜田市都市計画審議会	都市計画法第 77 条の 2	17	0	0.0
21	浜田市景観審議会	景観法、浜田市景観条例	11	3	27.3
22	浜田市教育支援委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	14	9	64.3
23	浜田市学校給食審議会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	13	6	46.2
24	浜田市奨学金審査委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	5	0	0.0
25	浜田市いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法 浜田市いじめ防止対策推進条例	5	2	40.0
26	浜田市いじめ問題対策連絡協議会	いじめ防止対策推進法 浜田市いじめ防止対策推進条例	17	5	29.4
27	浜田市図書館協議会	図書館法第 14 条	10	2	20.0
28	浜田市文化財審議会	文化財保護法第 190 条	11	0	0.0
29	浜田市美術品等収集委員会	地方自治法 § 138 の 4③ 浜田市附属機関設置条例	6	0	0.0
30	浜田市資料館運営協議会	浜田市資料館運営協議会条例	8	0	0.0
31	浜田市社会教育委員	社会教育法第 15 条	13	5	38.5
32	浜田市水道事業審議会	浜田市水道事業審議会条例	15	3	20.0
33	浜田市ひゃこるネットみすみ放送 番組審議会	放送法第 82 条 浜田市ケーブルテレビ施設条例第 11 条	7	3	42.9

※ 進捗管理(年次報告)における審議会等への女性の参画率については、毎年県(毎年 4 月 1 日時点)へ報告をする審議会等と整合性を図ります。(ただし、年度末までに委員数の変更があった審議会については、直近の数値とします。)

6 計画の進捗管理

本計画の進捗は、浜田市男女共同参画推進連絡会議において年次報告書により、施策の実施状況、課題等から年度ごとに施策の推進について検証を行います。

また、数値目標を掲げ、目標への達成度を明確にします。

浜田市男女共同参画推進連絡会議での検証を踏まえ、浜田市男女共同参画推進委員会において調査・審議し、評価します。

資料編

- 1 国・県・浜田市の主な取組
- 2 推進委員会
- 3 関係法令
- 4 用語解説

1 国・県・浜田市の主な取組

【国の主な取組】

- ① 「男女共同参画社会基本法」が施行及び「男女共同参画基本計画」の策定
平成 11 (1999) 年に、男女共同参画社会の実現を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 12 年 (2000 年) 12 月、これに基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ② 「第 2 次男女共同参画基本計画」の策定
平成 17 (2005) 年、改正された男女雇用機会均等法等の推進が盛り込まれた「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定されました。
- ③ 「第 3 次男女共同参画基本計画」の策定
平成 22 (2010) 年に、第 3 次男女共同参画基本計画が策定され、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション (積極的改善措置) を始めとする様々な取組を進めました。
- ④ 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」の改正と施行
平成 16 (2004) 年 5 月の DV 防止法の第一次改正、平成 19 (2007) 年 7 月には第二次改正、平成 25 (2013) 年 7 月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律名は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」(「配偶者暴力防止法」) と改められ、平成 26 (2014) 年 1 月に施行されました。
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法) の公布
平成 27 (2015) 年、指導的地位への女性の参画促進に向けて、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務付けられました。
- ⑥ 「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定
平成 27 (2015) 年に策定されている第 4 次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野における女性の活躍の施策として、男性の働き方の見直しや、積極的な女性の登用のための取組が強調されました。
- ⑦ 「女性活躍推進法」の改正
令和元 (2019) 年に改正された女性活躍推進法では、一般事業主行動計画の数値目標設定の仕方や、女性活躍推進に関する情報公表の強化等が変更となりました。

- ⑧ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行
平成 30 (2018) 年、男女を問わず、立候補や議員活動がしやすい環境整備のための取組が定められました。
- ⑨ S D G s 達成に向けた取組
平成 27 (2015) 年、国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 の持続可能な開発目標国際目標が定められました。
- ⑩ 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の作成
令和 2 (2020) 年、女性の視点に立った防災・復興の重要性についての理解を促進し、地域の災害対応力強化に取り組むガイドラインが作成されました。
- ⑪ 「第 5 次男女共同参画基本計画」の策定
令和 2 (2020) 年に策定された、第 5 次男女共同参画基本計画の策定では、「すべての女性が輝く令和の社会へ～」の実現に向け、地域における男女共同参画の積極的な取組が示されました。

【県の主な取組】

- ① 「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」の策定と「島根県男女共同参画推進条例」を制定
豊かで活力ある県土を築いていくため、平成 13 (2001) 年 2 月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）」を、平成 14 (2002) 年 4 月には「島根県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を目指しての環境づくりを進めてきました。
- ② 「島根県男女共同参画計画 改定計画（しまねパートナープラン 21）」策定と「第 2 次島根県男女共同参画計画」の策定
平成 18 (2006) 年 3 月に「島根県男女共同参画計画 改定計画」を、平成 23 (2011) 年 5 月には、「第 2 次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成 23 (2011) 年度～平成 27 (2015) 年度）が策定されました。
- ③ 「島根県 D V 対策基本計画」の策定
平成 17 (2005) 年 7 月、D V 防止法（平成 13 (2001) 年制定）により D V は重大な人権侵害であると明確に位置付けられたことを踏まえ、県では D V 対策を重点課題と位置付け、施策を明らかにされました。
- ④ 「島根県 D V 対策基本計画（第 1 次改定版）」と「島根県 D V 対策基本計画（第 2

次改定版)の策定

DV防止法が改正(平成19(2007)年7月)されたことを受けて、平成20(2008)年3月に「島根県DV対策基本計画(第1次改定版)」を策定し、平成23(2011)年度には、それまでの現状、課題や今後の取り組むべき施策を明らかにした「島根県DV対策基本計画(第2次改定版)」が策定されました。

⑤ 「第3次島根県男女共同参画計画」の策定

平成28(2016)年、ワーク・ライフ・バランスの推進や「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、女性が男性とともに個性や能力を発揮し、いきいきと活躍できる環境の整備を柱とした「第3次島根県男女共同参画計画」が策定されました。また、令和3(2021)年3月には新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画期間を1年延長し、令和3年度末までとされました。

⑥ 「島根県DV対策基本計画(第3次改定版)」の策定

平成28(2016)年、DV防止法の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の基本的方向と具体策を示すために「島根県DV対策基本計画(第3次改訂版)」が策定されました。

⑦ 「しまね働く女性きらめき応援会議」の設置

平成28(2016)年10月に、女性が個性や能力を十分に発揮し、働き続けやすい職場環境の整備を加速化させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第23条第1項に基づく協議会として、「しまね働く女性きらめき応援会議」を設置されました。

⑧ 「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」を実施

令和元(2019)年度に、今後の男女共同参画施策をより一層充実させるための基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査が実施されました。

⑨ 「企業向けアンケート」を実施

令和元(2019)年度に、今後の女性活躍に向けた施策をより一層充実させるため、企業における女性活躍の現状を把握することを目的として、経営者向けと社員向けの2種類のアンケート調査が実施されました。

⑩ 「島根県DV対策基本計画(第4次改定版)」の策定

令和3(2021)年、第3次計画の取組を評価・総括するとともに課題を整理し、DV防止法の改正や国の取組の方向性を踏まえ、今後県が目指すべき方向性と具体策を示すため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間の計画期間とする「島根県DV対策基本計画(第4次改訂版)」が策定されました。

⑪ 「第4次島根県男女共同参画計画」の策定

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間を期間とする計画を、第3次計画の掲げる姿を継承しつつ、新しい視点や施策の方向性を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定されます。

【浜田市の主な取組】

① 「浜田市男女共同参画推進条例」の施行

平成17(2005)年10月1日の市町村合併に伴い、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し「浜田市男女共同参画推進条例」を施行しました。

② 「浜田市男女共同参画推進計画」の策定

平成19(2007)年2月、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しました。

③ 「浜田市男女共同参画推進計画(第2次)―浜田市DV対策基本計画―」の策定

平成23(2011)年3月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を踏まえた「浜田市男女共同参画推進計画(第2次)―浜田市DV対策基本計画―」を策定し、男女共同参画やDV対応について広報・啓発活動に取り組んできました。

④ 「浜田市男女共同参画推進計画(第3次)―浜田市DV対策基本計画―」の策定

平成28(2016)年3月、「女性活躍推進法」を踏まえた「浜田市男女共同参画推進計画(第3次)―浜田市DV対策基本計画―」を策定しました。「個人の尊厳の確立」「社会制度・慣行の見直しと意識改革」「政策・方針決定過程における男女共同参画の推進」「家庭・職場・地域における男女共同参画の推進」「国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進」を基本目標とし、男女共同参画社会の実現が一層高まるよう取り組んできました。

⑤ 「男女共同参画に関する意識・実態調査」の実施

令和2(2020)年12月、男女の役割や男女の地位の平等感、女性の人権、女性の社会参画等について実態を把握し、次期計画の基礎資料とすることを目的とし、18歳以上の市民を対象に実施しました。

⑥ 「浜田市男女共同参画推進計画(第4次)」の策定

国の第5次男女共同参画基本計画や、県の第4次男女共同参画の骨子を踏まえ、第3次の課題や現状をもとに、新たな目標を掲げて策定しました。

2 推進委員会

【策定経過】

令和2年	令和2年度 第1回 浜田市男女共同参画推進委員会開催 男女共同参画に関する市民の意識・実態調査 素案 審議
令和2年12月	男女共同参画に関する市民の意識・実態調査実施
令和3年9月13日	第1回浜田市男女共同参画推進委員会開催 諮問 市民の意識・実態調査の結果報告 推進計画 素案 検討依頼
令和3年10月21日	第2回浜田市男女共同参画推進委員会開催 推進計画 素案 検討
令和3年11月24日	第3回浜田市男女共同参画推進委員会開催 推進計画（答申案）最終検討
令和3年 月 日	答申

【浜田市男女共同参画推進委員会委員名簿】

選出区分	所属等	氏名
識見者	浜田商工会議所副会頭	◎ 福濱 秀利
〃	石央商工会事務局長	山川 俊二
〃	社会教育委員	長元 為利(令和3年度～)
〃	島根県立大学准教授	小林 明子
各種団体から推薦された者	浜田人権擁護委員協議会委員	村井 勉
〃	石見ゆる女子会	藤井 悠記子
〃	浜田女性ネットワーク会員	○ 鎌原 ヤシエ
その他市長が必要と認める者	一般公募委員	佐々木 富士子
〃	一般公募委員	植田 由香理

◎ 会長 ○ 副会長

人 同 第 49 号
令和 3 年 9 月 13 日

浜田市男女共同参画推進委員会 会長 様

浜田市長 久保田 章市
(人権同和教育啓発センター)

浜田市男女共同参画の推進に関する計画について (諮問)

浜田市男女共同参画の推進に関する計画を策定するにあたり、貴委員会の意見を求めたく諮問いたします。

令和 年 月 日

浜田市長 久保田 章市 様

浜田市男女共同参画推進委員会
会長 福濱 秀利

浜田市男女共同参画の推進に関する計画について（答申）

令和3年9月13日付け人同第49号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり浜田市男女共同参画推進計画（案）を策定したので、ここに答申いたします。

3 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること

をいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律をここに公布する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通

じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(令元法二四・一部改正)

第二節 一般事業主行動計画等

(令元法二四・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、

厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法二四・一部改正)

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（令元法二四・追加）

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（令元法二四・追加）

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当

するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第十二条繰下・一部改正)

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(令元法二四・旧第十三条繰下)

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

(令元法二四・旧第十四条繰下)

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十五条線下）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法二四・旧第十六条線下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

(令元法二四・旧第十七条線下・一部改正)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第十八条線下)

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第十九条線下)

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(令元法二四・旧第二十条線下・一部改正)

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法二四・旧第二十一条線下)

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うも

のとする。

(令元法二四・旧第二十二條繰下)

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法二四・旧第二十三條繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法二四・旧第二十四條繰下)

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二條に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法二四・旧第二十五條繰下)

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十條 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八條第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法二四・旧第二十六條繰下・一部改正)

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法二四・追加)

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法二四・旧第二十七条繰下・一部改正)

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法二四・旧第二十八条繰下)

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(令元法二四・旧第二十九条繰下・一部改正)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法二四・旧第三十条繰下・一部改正)

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

(令元法二四・旧第三十一条繰下・一部改正)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(平二九法一四・一部改正、令元法二四・旧第三十二条繰下・一部改正)

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法二四・旧第三十三条繰下・一部改正)

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

(令元法二四・旧第三十四条繰下・一部改正)

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行）

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定公布の日

二 第二条の規定公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のため

に必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファク

シミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合

について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しな

なければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第

二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。
(平一六法六四・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

島根県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日公布

島根県条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条－第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条－第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条－第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章

総則(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会

についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- 3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。

- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。

- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共

同参画の推進に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント
- 三 男女間における暴力的行為

(被害者の保護等)

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者(以下この条において「被害者」という。)に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- 一 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者(次号において「加害者」という。)に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- 二 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に

より男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育）

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

（調査研究）

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

（年次報告）

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状

況をとりまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務
- 四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第二号に掲げるものについては、4名以内とする。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立男女共同参画センター条例

- 第1条及び第2条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

浜田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 10 月 1 日

浜田市条例第 32 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が展開されてきたが、なお一層の努力が必要とされ、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置付けられている。

浜田市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性を能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、緊要な課題である。

ここに、浜田市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機関に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画を推進する施策の実施に当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

4 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活

における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護)

第8条 市は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、関係機関と連携を図りながら、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を広く反映させるよう努めるとともに、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、その策定し、及び実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第12条 市は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理等)

第14条 市長は、市が策定し、及び実施する施策に関する、男女共同参画についての市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく処理に当たっては、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者の相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

4 用語解説

【浜田市男女共同参画推進計画（第4次） 用語解説】

行	用語	解説
カ 行	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
サ 行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	持続可能な開発のための2030アジェンダ (持続可能な開発目標：SDGs)	平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

行	用語	解説
タ 行	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本法を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 (1999) 年に公布、施行された。
	ドメスティック・バイオレンス	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。 なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もある。 ここで、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからである。 一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではない。
マ 行	無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ワ 行	ワーク・ライフ・バランス	だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。多様な働き方や生き方が選択でき、健康で豊かな生活を送ることができる。

【引用文献】

- ・内閣府第 5 次男女共同参画基本計画
- ・内閣府男女共同参画局 「男女共同参画関係用語」(平成 28 年 8 月更新)
- ・第 3 次島根県男女共同参画推進計画

浜田市教育振興計画（答申）について

浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の実現を目指す実施計画として現在策定中の「浜田市教育振興計画」（計画期間：令和4年度から7年度）については、浜田市教育振興計画審議会において、15名の委員によりこれまで4回の議論を重ねていただき、令和4年1月13日（木）に同審議会の会長及び副会長より答申を受けましたので報告します。

この答申書をもって計画案とし、令和4年1月17日（月）から2月16日（水）まで、浜田市ホームページ、教育総務課、各支所教育委員会分室及び各市立図書館においてパブリックコメントを実施しています。

※これまでの審議経過及び今後の予定

会議名等	年月日	内容等
第1回審議会	令和3年10月7日	委員委嘱・諮問・資料説明
第2回審議会	令和3年11月17日	資料説明・具体的取組事業検討
第3回審議会	令和3年12月13日	資料説明・計画（素案）検討
第4回審議会	令和4年1月7日	資料説明・答申（案）検討
答 申	令和4年1月13日	答申書提出
パブリック コメント募集	令和4年1月17日～ 令和4年2月16日	教育総務課、各支所教育委員会分室、 各市立図書館にて閲覧可能
議会 総務文教委員会	令和4年1月26日	計画案説明
教育委員会会議	令和4年1月28日	計画案説明
教育委員会会議	令和4年2月下旬	計画案審議・承認（計画の決定）
議会 総務文教委員会	令和4年3月4日	計画の報告
第5回審議会	令和4年3月	計画の報告

浜田市教育振興計画

(案)

令和4年1月



浜田市教育委員会

《 目 次 》

ページ

第1章 序論

- 1 新たな計画策定に当たって …… 2
- 2 教育を取り巻く環境の変化 …… 4
- 3 計画策定の視点 …… 8

第2章 基本構想

- 4 基本理念 …… 10
- 5 基本理念と施策の柱 …… 11
- 6 教育振興計画の施策体系 …… 12
- 7 学校、家庭、地域、行政の役割分担 …… 16

第3章 実施計画

- 8 現状と課題、基本方針 …… 18
- 9 具体的取組 …… 23

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

- (1) 生きる力の育成 …… 24
- (2) 一人一人を大切にす教育の推進 …… 34
- (3) 食育と健全な体づくりの推進 …… 39

II 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～

- (1) 家庭教育支援の充実 …… 43
- (2) 青少年の健全育成 …… 47

III 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

- (1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進 …… 51
- (2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進 …… 56
- (3) 図書館サービスの充実 …… 60

IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進 …… 64
- (2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上 …… 67
- (3) スポーツ・レクリエーション環境の整備 …… 69

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

- (1) 芸術文化の振興 …… 71
- (2) 伝統文化の保存継承 …… 76
- (3) 文化財の調査・保存と活用 …… 79
- (4) 地域文化の交流拠点づくり …… 85
- (5) 認定された日本遺産の活用 …… 88

第 1 章 序論

1 新たな計画策定に当たって

浜田市教育委員会では、平成 27 年度に浜田市教育振興計画（平成 28 年度～令和 3 年度）を策定し、浜田市における教育の振興に向けて取組を進めてきましたが、今年度が計画期間の最終年度となりました。

この間、少子高齢化による人口減の進行、急速な技術革新による ICT の発展、人生 100 年時代の到来が見込まれるなど、教育を取り巻く環境は、日々目まぐるしく変化していることから、それらに対応しながら本市の教育を着実に推進していく必要があります。

また、今年度は第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定年度となります。教育振興計画は上位計画である総合振興計画における教育分野の実現をより具体化するために策定いたします。

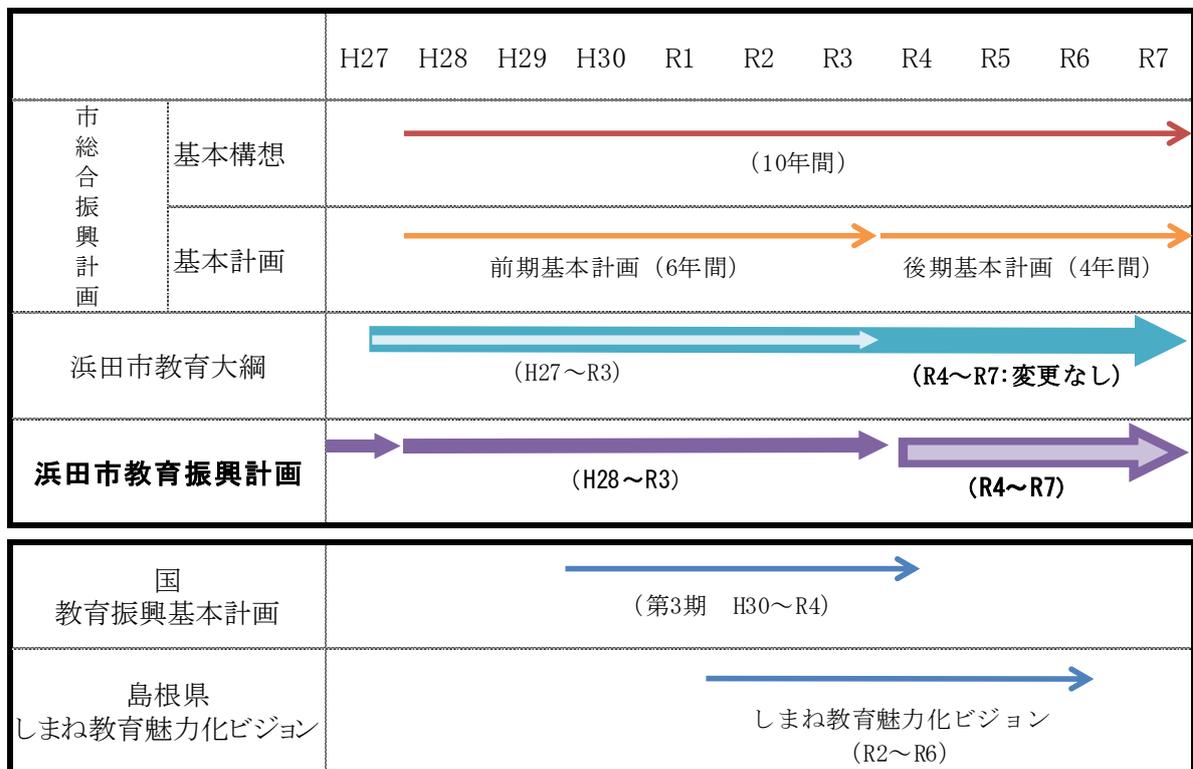
【計画の位置付け】

教育振興計画は、浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の実現を目指す実施計画（アクションプラン）として位置付けます。

【計画期間】

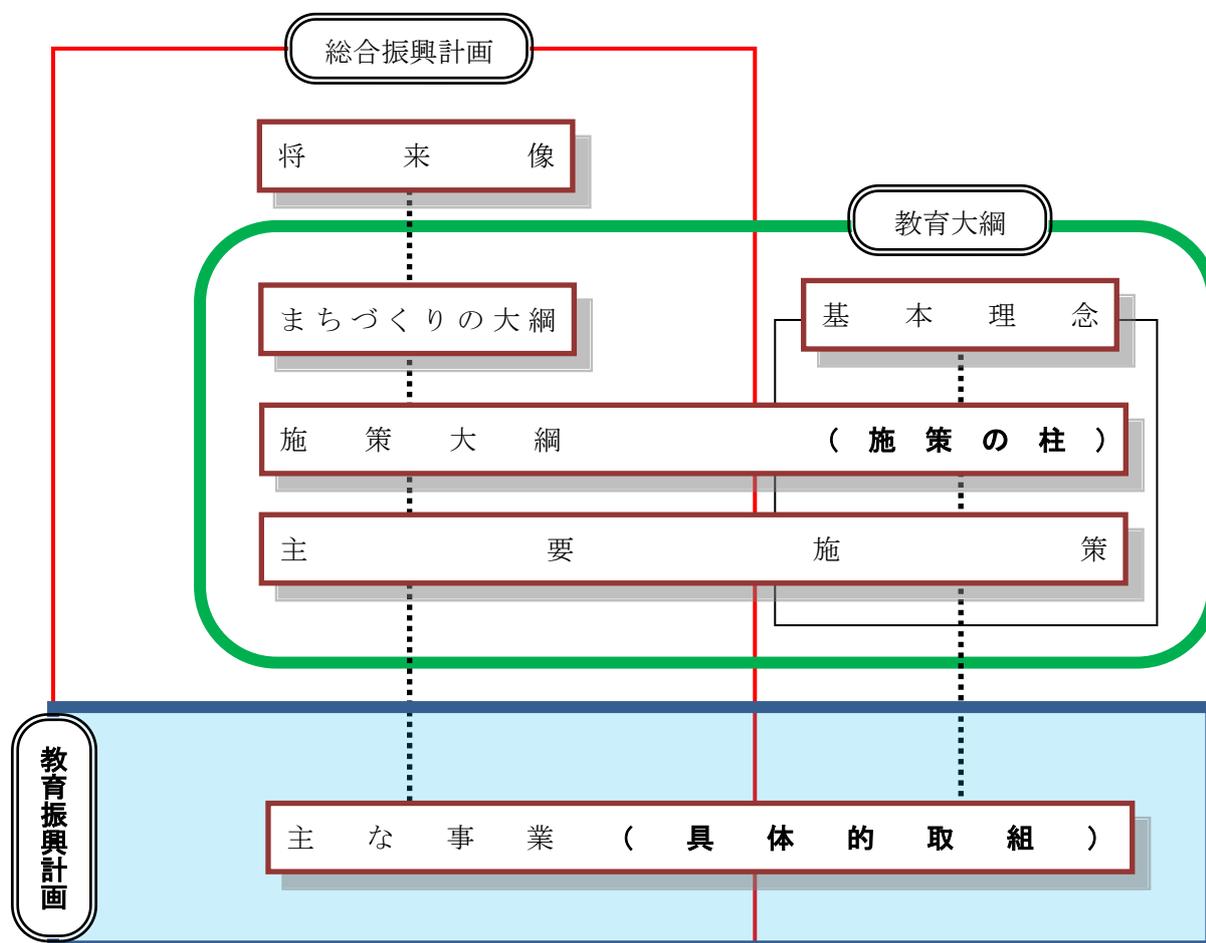
第 2 次浜田市総合振興計画後期基本計画の計画期間を考慮し、4 年間とします。

◎令和 4 年度～令和 7 年度（4 年間）



【他計画との連動】

浜田市総合振興計画（まちづくりの大綱から主要施策までの領域）及び浜田市教育大綱を基本理念として掲げることとし、各計画との整合を図ります。



2 教育を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化

日本の総人口は、令和2年の国勢調査（速報値）において1億2,622万人となり、5年間で約87万人減少し、今後もさらなる減少が続くと予想されます。

また、浜田市においても人口は減少し、令和2年の国勢調査（確定値）において5万4,592人となり、5年前から3,513人減少しています。特に若者の社会減が多い傾向にあり、その影響が出生数、そして人口の減少幅の拡大につながっています。

今後も本市の人口は減少していくものと推計され、労働人口の減少や地域活動の担い手不足、集落そのものの存続など、今後の市民のくらしや地域社会全体に多大な影響が及ぶことが懸念されています。本市では、令和3年4月に「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行しました。本条例にも掲げる基本理念の「本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承」部分に係る教育活動を行うことで、子どもから大人まで、ふるさとに対する誇りと愛着を育むことがより一層重要となります。

(2) 技術革新による社会変化

現在、Society5.0と言われる超スマート社会の実現に向けて、人口知能（AI）や人とモノ、インターネットをつなぐ（IoT）などの技術革新が急速に進み、職種によっては、AIやロボット等による代替化が行われ、これまでにはなかった仕事が生み出されることも予想されています。

このような社会において、国が進めているGIGAスクール構想の実現に向け、本市においても児童生徒一人一台の端末を整備しており、情報活用能力を含め、総合的な学力を育成するための授業改善の一つの手段としてICT機器を活用していくことが求められています。

また、スマートフォンやタブレット端末の普及により、メディアも多様化し、実態を把握することが難しくなっている中、子どもたちがメディア依存やSNS（ソーシャルネットワークサービス）を利用した犯罪に巻き込まれる事件も報告され、メディアとのかかわり方に関する教育が保護者も子どもも重要となっています。

(3) 教育的ニーズの多様化

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、教育に対する課題やニーズが多様化しています。学校では、いじめや不登校などの問題も複雑化していて、関係機関等との連携も重要となっています。家庭や地域社会においては、子どもた

ちが学校外に集団で遊ぶ機会や様々な年齢の人とふれあう機会は減少しており、家庭や地域における教育力の低下が懸念されています。

また、全体の児童・生徒数は減少していますが、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒や、経済的に支援を必要とする児童・生徒とその保護者の割合は当市においても増加していることから、一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実が求められています。

一方、教職員の業務量は増加し、多忙な教職員の働き方改革は急務となっています。一人ひとりの児童・生徒にしっかり向き合い、様々な教育課題の解決に取り組むためにも、教職員が担う業務の明確化・適正化など学校における働き方改革を進める必要があります。

さらに、幼児期からの教育が重要視され、当市においても幼児教育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）が公立、私立、施設類型を超えて連携し、幼児教育の質の向上を家庭や地域と一体となって取り組む必要があります。

（４）人生 100 年時代の到来

日本人の平均寿命は、延伸し、「人生 100 年時代」の到来が見込まれています。

今後の長い人生を豊かに送るために、生涯にわたる学び直しや学んだことを生かして実践までつなげる仕組みが求められています。さらに、子どもから大人まで幅広く世代を超えた学びの場としてまちづくりセンター等を拠点とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が重要であり、取組をけん引するための社会教育の専門人材の育成が求められています。

また、今後の長い人生を心身ともに健康に過ごせる健康寿命の延伸も課題となっていて、個人のライフスタイルに応じた生涯スポーツ社会の実現や豊かな心を創造していくための文化活動の充実が求められています。

（５）SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた教育

SDGs は、17 の目標とそれに紐づく 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

本市においても、第 2 次総合振興計画後期基本計画に SDGs の理念を取り込み、本市の実情に合わせた目標やターゲットを選択し、多種多様な取組を行うことで、同計画の目標とともに SDGs の目標も達成していくことを目指しています。

教育においても、この SDGs の理念を尊重するとともに、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の視点に立ち、知識の取得のみにとどまらず、現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、主体的に行動する力の育成が求められます。

※SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

【SDGsに掲げる17の目標】

ゴール1 貧困をなくそう



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

ゴール2 飢餓をゼロに



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

ゴール3 すべての人に健康と福祉を



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

ゴール4 質の高い教育をみんなに



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう



ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

ゴール6 安全な水とトイレを世界中に



すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

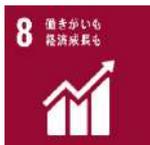
ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

ゴール8 働きがいも経済成長も



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

ゴール9 産業と技術革新の基礎をつくろう



強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

ゴール10 人や国の不平等をなくそう



国内および国家間の格差を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

ゴール11 住み続けられるまちづくりを



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

ゴール12 つくる責任つかう責任



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

ゴール13 気候変動に具体的な対策を



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

ゴール14 海の豊かさを守ろう



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

ゴール15 陸の豊かさを守ろう



陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

ゴール16 平和と公正をすべての人に



持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう



持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

3 計画策定の視点

浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の基本理念を実現するために、5つの施策の柱を定め、その施策に基づいて具体的な取組を定めます。

教育振興計画は、その実施計画（アクションプラン）として位置付けます。各取組に目標を設定することにより、各年度の進捗状況管理を行い、より具体的で実効性のある計画とします。

また、教育振興計画は、学校教育、家庭教育支援、社会教育、スポーツ振興、文化振興といった様々な分野において教育の振興を図ることを目的としていますが、各施策においては浜田の子どもをどのように育てるのかといった「子どもの育ち」を軸とした視点を欠くことはできません。「子どもの育ち」を軸とした視点は長期的な視点に立つものとし、前回に引き続き次のとおり定め、各施策の事業実施につなげてまいります。

【5つの視点】

- (1) 人は人と関わる中で「自分も役に立つ人間だ」と感じることで成長していくこと。
- (2) 礼儀、作法、あいさつ、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動・動作、思いやりといった、「ふるまい」の向上が必要であること。
- (3) 教育が目指すものは、一人ひとりの個性が尊重される環境の中で、個人の特性を伸ばしながら自立へと導く「個」の面と、社会の形成者の一員としての自覚を育む「公共」の面の両面があること。
- (4) 教育効果を高めるには、幼児期から学校教育、社会教育へとつなぐ生涯を通じた学習を強化する「縦」のつながりと、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと担いながら対応する「横」の連携が欠かせないものとなっていること。
- (5) 教育には、常に時代を越えて変わらない、変わってはならない「不易」(※1)の部分と、時代の移り変わりや社会の変化・多様化に対応していく「流行」(※2)の部分があること。

※1 「不易」 変わらないこと。どんなに世の中が変化し状況が変わっても絶対に変わらないもの、変えてはいけないもの。

※2 「流行」 変わること。社会や状況の変化に従ってどんどん変わっていくもの、あるいは変えていかなければならないもの。

第 2 章 基本構想

4 基本理念

教育振興計画における基本理念とは、教育大綱に掲げる理念を指します。

教育大綱理念

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人づくりを目指します。

施策の柱

I 学校教育の充実

子どもの「生きる力」を育むため、学ぶ意義を深め、学ぶ意欲を高めるとともに、学習の基礎となる国語力の向上に努め、基礎学力の向上に加え、思考力、判断力、表現力などの幅広い学力の向上を図ります。

II 家庭教育支援の推進

子どもを取り巻く環境の変化を受け、家庭、学校、地域が一体となり、次世代を担う子どもの育ちを支えるため、家庭教育支援の充実と青少年の健全育成を進めます。

子育てにおける「親としての役割」や「子どもへのかかわり」について、気づきを促す学習機会を提供し、家庭教育支援を推進します。

III 社会教育の推進

「ふるさと郷育」を通して、子どもの生きる力を育成し、ふるさとを愛する心を育てます。また、子どもの育ちを地域ぐるみで支えることで、地域人材の育成支援や地域の活性化を進めます。

IV 生涯スポーツの振興

幼児から大人まで、それぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、スポーツ精神の高揚や競技力の向上を図ります。

V 歴史・文化の伝承と創造

郷土の歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、文化・芸術活動の活性化を図ります。また、伝統文化や文化財等の保存や活用とともに次世代への継承を図ります。

5 基本理念と施策の柱

基本理念は、教育行政が目指す教育の姿を表すもので、その基本理念は「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の3つの「教育の推進」により形作られています。

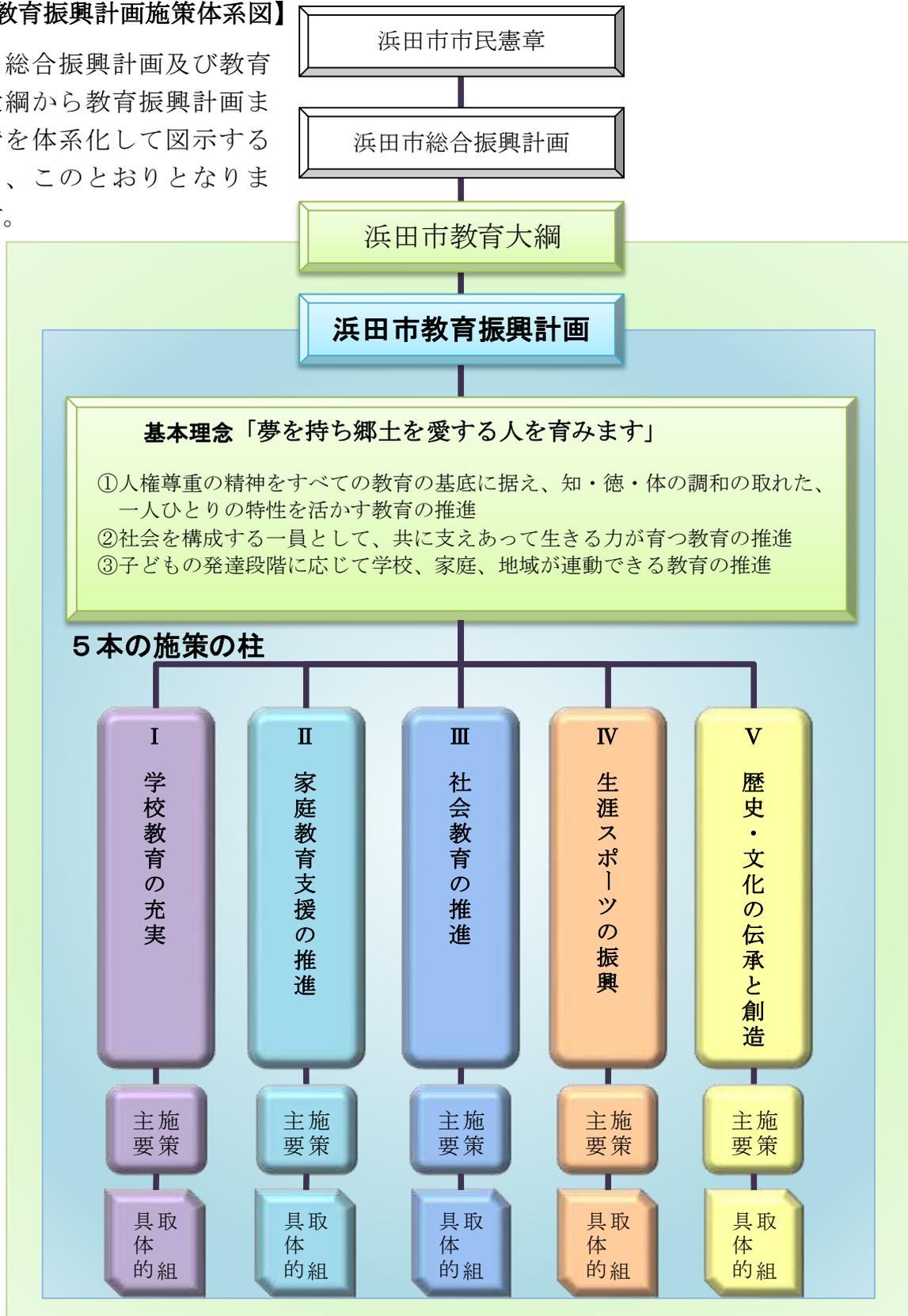
また、この3点からなる基本理念を体現するために、5本の施策の柱が定められています。



6 教育振興計画の施策体系

【教育振興計画施策体系図】

総合振興計画及び教育大綱から教育振興計画までを体系化して図示すると、このとおりとなります。



【主要施策と具体的取組一覧】

基本理念	施策の柱	主要施策	具体的取組
------	------	------	-------

<p>「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」</p>	<p>Ⅰ 学校教育の充実 く生きる力の育成</p>	<p>(1) 生きる力の育成</p>	①幼児教育の充実
			②幼児教育センターの設置
			③学力育成総合対策事業
	<p>(2) 一人一人を大切にする教育の推進</p>	④ふるさと郷育推進事業	
		⑤小中連携教育推進事業	
		⑥教職員の働き方改革	
<p>(3) 食育と健全な体づくりの推進</p>	⑦小中学校統合再編		
	⑧学校施設整備事業		
	①幼児通級教室の設置		
<p>Ⅱ 家庭教育支援の推進 く地域ぐるみで子どもを育む</p>	<p>(1) 家庭教育支援の充実</p>	②問題行動、いじめ等の指導相談	
		③ICT機器を活用した授業改善事業	
		④学校における人権・同和教育推進事業	
	<p>(2) 青少年の健全育成</p>	①食育推進事業	
		②学校給食での地産地消の推進	
		③学校体育大会支援事業	
<p>(1) 家庭教育支援の充実</p>	①浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)の実施		
	②放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施		
	③「家読」の推進		
<p>(2) 青少年の健全育成</p>	①青少年団体及び関係協議会等への補助事業		
	②不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援の継続		
	③居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携の充実		

基本理念	施策の柱	主要施策	具体的取組
------	------	------	-------

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」	目 社会教育の推進 ↳地域で活躍する人づくり↳	(1) ふるさと郷育及び はまだっ子共育の推進	①ふるさと郷育推進事業【再掲】
			②教育魅力化推進事業 (教育魅力化コンソーシアム支援)
			③はまだっ子共育推進事業
	(2) まちづくりセンターを 拠点とした社会教育 の推進	④放課後子ども教室・地域学習支援事業 の実施【再掲】	
		①はまだっ子共育推進事業【再掲】	
		②まちづくりセンター活動推進事業	
(3) 図書館サービスの充実	③まちづくりセンター等における人権・ 同和教育推進事業		
	①レファレンスサービスの充実		
	②ボランティア団体との連携、充実		
マ 生涯スポーツの振興 ↳スポーツを通じた心身の健康増進↳	(1) スポーツ・レクリエー ション活動の推進	③イベントなどの読書活動推進事業	
		①総合スポーツ大会の開催	
	(2) スポーツ精神の高揚 と競技力の向上	②軽スポーツ活動の推進	
		①トップアスリート等の各種スポーツ 教室の開催	
	(3) スポーツ・レクリエー ション環境の整備	①学校開放事業の利用増加	

基本理念

施策の柱

主要施策

具体的取組

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

△ 歴史・文化の伝承と創造
↳ 将来へ芸術・文化財を守り伝える

(1)
芸術文化の振興

- ①石央文化ホールの管理運営
- ②世界こども美術館の管理運営
- ③石正美術館の管理運営
- ④文化振興事業

(2)
伝統文化の保存継承

- ①文化振興事業【再掲】
- ②歴史文化保存展示施設整備事業
(浜田郷土資料館建替え)

(3)
文化財の調査・保存
と活用

- ①各指定文化財の保護管理
- ②市内に所在する様々な文化財の
調査研究
- ③市内遺跡発掘調査事業
- ④市誌編纂事業
- ⑤歴史文化保存展示施設整備事業
(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(4)
地域文化の交流拠点
づくり

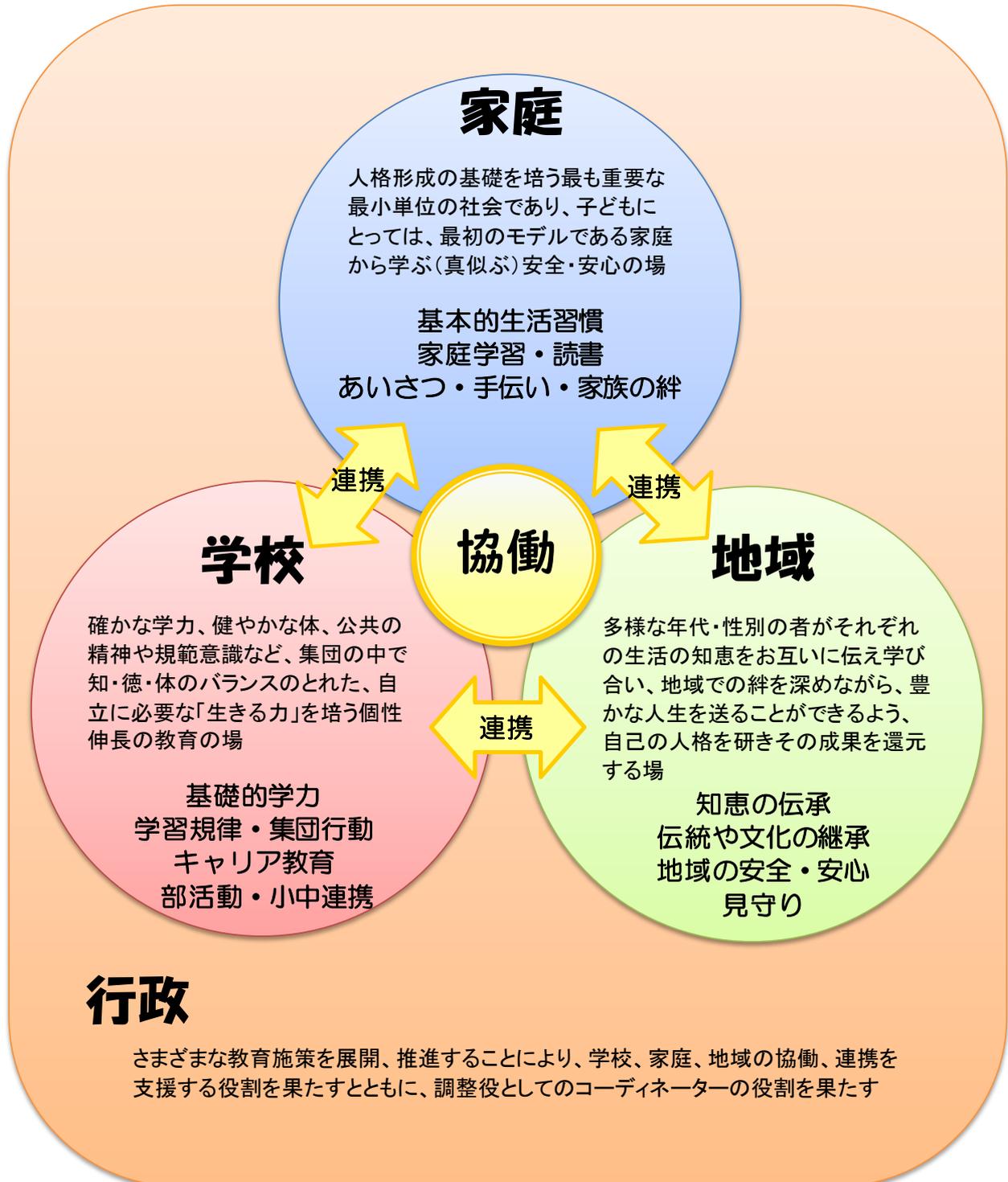
- ①市内各資料館の管理運営
- ②歴史文化保存展示施設整備事業
(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

(5)
認定された日本遺産
の活用

- ①浜田城資料館管理事業
(北前船関係展示)
- ②歴史文化保存展示施設整備事業
(浜田郷土資料館建替え)【再掲】

7 学校、家庭、地域、行政の役割分担

基本理念の実現のためには、学校、家庭、地域、行政の役割分担の明確化と連動が必要です。教育振興計画の推進体制を構築するにあたっては、このことを常に意識して取り組まなければなりません。学校、家庭、地域が一体となって、取り組んでいく必要があります。



第 3 章 実施計画

8 現状と課題、基本方針

基本理念を体現するために、「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」の5本の施策の柱が定められています。

それぞれの施策の柱における現状と課題を認識し、事業実施にあたっての今後の基本的な方向性を示しています。

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

現状と課題

◎ 学校教育では、幼児期から高校まで一貫して「生きる力」を育み、子ども一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要です。また、児童生徒が快適な環境で生活するために、教育施設の計画的な整備・改修を検討する必要があります。

各学校では、人権尊重の精神を全ての教育の基底におき、子ども一人一人の自尊感情を育むことが重要です。また、子どもの能力や興味を引き出すよう、一人一人に応じた指導が重要となっています。このための方策として、GIGAスクール構想により整備した一人一台端末をはじめとしたICT機器を活用するなど、個別最適化された指導を推進していくことも必要となります。

また、一人一人に応じた指導を可能にするためには、教職員が子どもと向き合う時間を確保することも必要です。

◎ 本市では、食育を推進するとともに、学校給食での地産地消を推進しており、地産地消率では、県内8市では上位を維持しています。引き続き、学校給食など様々な取組を通じて、児童生徒の健全な体づくりを図っていく必要があります。

基本方針

◇ 子どもの「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、学ぶ意義を深め、学ぶ意欲を高めるとともに、基礎学力の定着に加え、思考力、判断力、表現力等の幅広い学力の育成を図ります。幼児期においては、これらの基礎を培うため、幼児教育の質の向上に取り組みます。

◇ 自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、幼児期からの人権尊重の意識を高める教育活動を推進します。

◇ 魅力ある食育活動を行い、幼児期からの健全な食生活の実現と体づくりを推進します。また、食育を通じた健康状態の改善等を推進します。

SDGs目標



II 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～

現状と課題

- ◎ 家庭環境をはじめ、子どもたちを取り巻く環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されており、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域ぐるみで子どもも大人も成長できる取組を推進する必要があります。
- ◎ 日常生活を円滑に営むうえでの困難を抱える子どもや若者に対する支援事業において、相談・支援体制の充実や、安心して利用できる居場所を確保するため、引き続き、専門職員の配置や一人一人に応じた支援に努める必要があります。

基本方針

- ◇ 幼児教育施設・学校・家庭・地域が一体となって次世代を担う子どもの育ちを支える気運を醸成し、家庭教育支援の充実を図ります。

SDGs目標



Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

現状と課題

- ◎ 学校では、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められ、これまで以上に地域と学校の連携・協働の推進が重要になっています。
- ◎ 公民館がまちづくりセンターになり、これまで培ってきた社会教育・生涯学習を基盤とした協働のまちづくりを推進するために、まちづくり活動団体と連携し、学びから実践までつながる取組が必要です。また、この取組を推進する中において、地域で活躍する人材を育成していく必要があります。
- ◎ 図書館の所蔵資料の充実とともに、多様化する利用者のニーズに対応するため、レファレンスをはじめとする資料提供機能の向上が必要になっています。

基本方針

- ◇ 子どもたちの郷土愛の心を育む「ふるさと郷育」を推進します。また、これに併せて、地域と学校の連携・協働を図るため、高校生が主体的に取り組む地域活動を支援します。
- ◇ 社会教育・生涯学習を基盤とした協働のまちづくりを推進するため、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画できる人々や団体の育成を図ります。
- ◇ 図書館と資料館などの関連施設が連携し、各々の所蔵資料の有効活用に努めるとともに、図書館の資料や情報提供の充実を図り、学校教育の支援や生涯学習の保障に貢献する図書館を目指します。

SDGs目標



IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

現状と課題

- ◎ 少子高齢化により競技人口が減少するなか、市民のスポーツに対するニーズは、技術や体力の向上のみならず、人間性や社会性の涵養など多様化しています。
- ◎ 「人生100年時代」を見据えて、心身ともに健康で過ごせる健康寿命の延伸が課題となっています。一人一人のライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。
- ◎ 各競技において活躍する浜田市にゆかりのある選手や地元を拠点とするチームの活動は、市民に夢や希望を与え、次世代を担う子どもたちにとって大きな目標となっています。令和12(2030)年には島根県において第84回国民スポーツ大会が開催される予定であり、競技力向上の取組を図るとともに、市内での競技実施に向けて老朽化した各スポーツ施設の整備・改修を進める必要があります。

基本方針

- ◇ 心身の健康を増進するため、子どもから高齢者までのあらゆる世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ◇ スポーツ少年団や各種競技団体等と連携し、スポーツ精神の高揚と競技力の向上を図ります。
- ◇ 浜田市スポーツ施設再配置・整備計画等に沿って、スポーツ施設の適正な整備及び改修を行い、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境を維持します。

SDGs目標



V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

現状と課題

- ◎ 市民が芸術文化をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう活動を支援するとともに、文化施設を活用した市民参加型のイベント等を実施し、文化活動の活性化と人づくりを進める必要があります。
- ◎ 本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や、浜田節、邦楽など和の伝統文化を保存活用し、次世代へ伝承していく必要があります。
- ◎ 三隅大平桜などの天然記念物、浜田城跡などの史跡等、多くの文化財を調査するとともに保存活用し、地域の歴史文化を次世代へ伝承していく必要があります。
- ◎ 地域の歴史文化を保存し、市民が子どもの頃からふるさとを学習することにより理解を深めることができるよう、歴史・文化に親しめる環境整備と人づくりを推進する必要があります。

基本方針

- ◇ 市民が日常的に芸術文化に触れられるような環境づくりと、市民が主体となった文化活動の推進に取り組みます。
- ◇ 本市に伝え残された様々な伝統文化を保存活用し次世代へと伝承するため、市民団体等の文化活動の支援に取り組みます。
- ◇ 郷土の歴史や文化財を保存、伝承するための調査を行い、潤いとゆとりを育み、地域性に富んだ様々な文化財の保存活用に取り組みます。
- ◇ 市内の展示施設が、市民や子どもたちのふるさとを学習する場となるよう、地域の歴史・文化の保存と活用に取り組みます。

SDGs目標



9 具体的取組

施策の柱毎の「現状と課題」、「基本方針」を踏まえ、具体的に取り組む事業等を示すとともに、その事業等の現状と課題、概要、計画期間中に取り組む主なもの、取組による到達目標等を項目別に掲載しています。

①	項目	④ふるさと郷育推進事業	1-(1)-④ 学校教育課
②	現状と課題	<p>【現状】 全ての各小中学校の各学年において、ふるさと教育の授業が、年間35時間以上行われている。授業実施に当たっては、学校とまちづくりセンターが連携を図りながら、多くの地域住民や関係機関・団体が関わっている。</p> <p>【課題】 ふるさと教育の成果として、ふるさとを愛し、ふるさどに貢献しようとする人材育成を目指しているが、その実態が見えにくい。</p>	<p>令和2年度</p> <p>(小5 85.6%) (中2 80.7%)</p>
③	目標	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	(小5 90.0%) (中2 85.0%)
⑤	内容	<p>【概要】 浜田市では、子どもたち及び市民の郷土愛をより高く醸成するために、ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換え「ふるさと郷育(きょういく)」と称して、「はまだっ子共育推進事業」と共に推進する。</p> <p>(1) 学校における「ふるさと郷育」 小中9年間の系統性を考慮のうえ、教育課程の中に位置づけた特色あるふるさと教育を各学年で年間35時間以上実施する。</p> <p>(2) 海洋教育・自然体験活動 市内全ての公立幼稚園及び小学校を対象として、市内及び近隣市町の豊かな自然(海・山・川)に関わる海洋教育や自然体験活動を実施する。</p> <p>(3) 浜田市の人物読本「ふるさとの50人」の活用 毎年、小学校4年生全員に配布し、学校での有効活用を促すとともに、執筆者を講師とした授業や学習会への補助を行う。</p> <p>(4) 地域ぐるみの「ふるさと郷育」 中学校区ごとにネットワークを構築し、児童生徒の主体的な地域学習や体験活動、地域活動について、地域住民が支援したり共に実践したりする。</p> <p>【主な取組】 ◎小中学校ふるさと教育推進事業(島根県教育委員会事業) ◎幼稚園・小学校海洋教育・自然体験推進事業 ◎浜田市の人物読本ふるさとの50人の活用 ◎まちづくりセンターを核としたふるさと郷育の推進</p>	④
⑥	対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

①：対象となる事業等は、総合振興計画の「主な事業・取組」に掲載された事業及び本計画において定めた事業等です。

②：対象事業の現在の状況及び課題です。

③：計画終了段階(令和7年度まで)における到達目標です。

④：目標を数値化する場合は、右欄の()内に数値を記載しています。

⑤：対象事業の概要説明及び計画期間中において取り組む内容の説明です。

⑥：対象事業の対象者を□で囲んでいます。

※高齢者：65歳以上 成人：高齢者、高校生及び大学生以外の18歳以上

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

(1) 生きる力の育成

学習指導要領では、「生きる力」を育むため、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を3つの柱としています。特に、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力を育むため、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上に努めます。幼児期においては、この基礎を培うことが重要であるため、幼児教育力向上の拠点として、幼児教育センターの設置に取り組めます。

また、主体的・協働的に探究する力を育むために、ふるさとの教育資源を活用し、学ぶことと社会とのつながりを意識した教育を行います。地域住民・企業と協力し、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を図ります。

教員の資質向上に努めるとともに、学力調査の実施を通して実態を把握し、小・中学校9年間を見通した教育を推進する等、本市の教育力の向上を目指します。

また、安全で安心な教育を推進するため、学校教育施設等の環境整備に努めます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
地域や社会をよくするために何をすべきかを考える子どもの割合の増加	令和2年度	令和7年度	島根県学力調査による肯定率 「しまねの学力育成推進プラン」では、地域に関わる学習の充実を取組の柱としている。このプランの評価指標との整合性を図る
	小5:45.7% 中2:32.7%	小5:55.7% 中2:42.7%	
「総合的な学習の時間」では、集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	令和2年度	令和7年度	島根県学力調査による肯定率 「しまねの学力育成推進プラン」では、地域に関わる学習を充実させるため、総合的な学習の時間の学習を重視している。このプランの評価指標との整合性を図る
	小5:57.5% 中2:66.7%	小5:67.5% 中2:76.7%	

具体的取組

項目	① 幼児教育の充実	I - (1) - ① 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 乳幼児期は、人と関わる力や思考力、豊かな感性など、生きる力の基礎を育む重要な時期である。そのため、幼児教育は、子どもの自発的な活動としての「遊び」を重要な学習とし、「環境を通して行う」ことを基本としている。</p> <p>【課 題】 幼児教育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）は、全ての子どもに質の高い保育・教育を提供するために、公私や施設類型の枠を超えて連携し、家庭や地域とも認識を共有しながら、社会全体で幼児教育の質の向上に取り組む必要がある。</p>	現状値なし
目標	令和5年度設置予定の浜田市幼児教育センターが実施する研修の参加者数480人（令和5～7年度累計）を目指す。	幼児教育センターが実施する研修参加者数 (480人)
内 容	<p>【概 要】 幼児教育の質の向上のため、幼児教育施設、家庭、地域、行政が一体となり、以下に重点的に取り組む。</p> <p>① 幼児教育施設における保育・教育の質の向上 質の高い保育・教育を提供するために、令和5年度に設置予定の「浜田市幼児教育センター」を中心とした幼児教育推進体制を構築し、保育・教育に携わる人材の専門性の向上などの取組を推進する。</p> <p>② 地域資源を活用した保育・教育 乳幼児期は、「遊び込む」ことが重要であり、そのためには、子どもの興味・関心に即した環境に出会わせることが必要である。幼児教育施設においては、これらの環境を園内だけの活動にとどまらず、まちづくりセンターや社会教育施設などと連携し、地域全体に求めていく取組を推進する。</p> <p>③ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 特別な配慮を必要とする子どもに対しては、一人一人に応じた丁寧な支援を行う。特に、子どもの発達状況や保護者のニーズに応えるためには、様々な選択肢が必要であるため、令和5年度、統合幼稚園内に「幼児通級教室」を設置する。</p> <p>④ 幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校との合同研修会などの連携を促進するとともに、学びの連続性を</p>	

確保するための取組を推進する。

⑤ 家庭等における子育て支援

幼児教育施設と家庭が連携し、浜田親子共育応援プログラム（HOOP!）の愛着形成プログラムを活用するなど、保護者支援を実施する。また、子育て世代包括支援センターなどの関係機関とも連携しながら、家庭や地域の子育て支援にも取り組む。

【主な取組】

- ◎幼児教育センターの設置
- ◎ふるさと郷育推進事業
- ◎はまだっ子共育推進事業
- ◎まちづくりセンター活動推進事業
- ◎幼児通級教室の設置
- ◎幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携
- ◎浜田親子共育応援プログラム（HOOP!）

対
象

未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）

項目	②幼児教育センターの設置	I - (1) - ② 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】</p> <p>現在、幼児教育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）における保育・教育の質の向上については、島根県幼児教育センターが中心となり、市内幼児教育施設への訪問支援などを行っている。</p> <p>【課 題】</p> <p>今後、島根県幼児教育センターは、規模を縮小し、その機能について、市へ移管する方針が示されており、保育・教育の質の向上については、市が中心となって取り組みを進める必要がある。</p>	現状値なし
目標	令和5年度設置予定の浜田市幼児教育センターが実施する研修の参加者数480人（令和5～7年度累計）を目指す。	幼児教育センターが実施する研修参加者数 (480人)
内容	<p>【概 要】</p> <p>乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼児教育施設においては、保育・教育の質の向上が重要となっている。</p> <p>そのため、令和5年度の公立幼稚園の統合に併せて、統合幼稚園内に市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置する。浜田市幼児教育センターでは、市内幼児教育施設への個別訪問を中心とした支援を行うことで、公私や施設類型の枠を超え、市全体で0歳から質の高い保育・教育の提供を目指す。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎幼児教育センターの設置 ◎幼児教育アドバイザーの配置 ◎幼児教育アドバイザーの派遣による園内研修型訪問支援 ◎幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携 ◎保育従事者に対する研修の実施 ◎園の要請に基づいた関係機関（保健・福祉・教育）との連携支援 	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③学力育成総合対策事業	I - (1) - ③ 学校教育課															
現状と課題	<p>【現 状】 全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学について平均正答率が県平均、全国平均を下回っている。</p> <p>【令和3年度全国学力・学習状況調査】</p> <table border="1" data-bbox="322 497 1043 739"> <thead> <tr> <th>平均正答率 (%)</th> <th>浜田市</th> <th>島根県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校 (国語)</td> <td>61.0</td> <td>63.0</td> </tr> <tr> <td>小学校 (算数)</td> <td>64.0</td> <td>67.0</td> </tr> <tr> <td>中学校 (国語)</td> <td>61.0</td> <td>62.0</td> </tr> <tr> <td>中学校 (数学)</td> <td>51.0</td> <td>53.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課 題】 思考力・判断力・表現力を育成するために国語を要とした言語活動の充実が必要である。また、算数・数学の学力育成が必要である。学習状況については、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善や家庭学習の充実、メディアとの適切な関りが課題である。</p>	平均正答率 (%)	浜田市	島根県	小学校 (国語)	61.0	63.0	小学校 (算数)	64.0	67.0	中学校 (国語)	61.0	62.0	中学校 (数学)	51.0	53.0	<p>令和3年度</p> <p>県平均との差(%) (小・国-2.0) (小・算-3.0) (中・国-1.0) (中・数-2.0)</p>
平均正答率 (%)	浜田市	島根県															
小学校 (国語)	61.0	63.0															
小学校 (算数)	64.0	67.0															
中学校 (国語)	61.0	62.0															
中学校 (数学)	51.0	53.0															
目標	全国学力・学習状況調査における国語、算数・数学の浜田市平均正答率が県平均を上回る。	1.0 以上															
内 容	<p>【概 要】 教育施策の改善、教育指導の改善を図るため、全国学力・学習状況調査結果等から学力や学習状況を把握・分析し、課題に対する総合的な取組を行う。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎国語教育の充実（授業改善指定校） ◎協調学習（新しい学びプロジェクト）指定校 ◎算数・数学指定校 ◎図書館活用教育指定校及び調べる学習コンクール ◎ICT活用教育指定校 ◎授業改善研修 ◎タブレットドリルの活用 																
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）																

項目	④ふるさと郷育推進事業	I - (1) - ④ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 全ての各小中学校の各学年において、ふるさと教育の授業が、年間 35 時間以上行われている。授業実施に当たっては、学校とまちづくりセンターが連携を図りながら、多くの地域住民や関係機関・団体が関わっている。</p> <p>【課 題】 ふるさと教育の成果として、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を目指しているが、その実態が見えにくい。</p>	<p>令和 2 年度</p> <p>(小 5 85.6%) (中 2 80.7%)</p>
目標	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	<p>(小 5 90.0%) (中 2 85.0%)</p>
内 容	<p>【概 要】 浜田市では、子どもたち及び市民の郷土愛をより高く醸成するために、ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換え「ふるさと郷育（きょういく）」と称して、「はまだっ子共育推進事業」と共に推進する。</p> <p>(1) 学校における「ふるさと郷育」 小中 9 年間の系統性を考慮のうえ、教育課程の中に位置づけた特色あるふるさと教育を各学年で年間 35 時間以上実施する。</p> <p>(2) 海洋教育・自然体験活動 市内全ての公立幼稚園及び小学校を対象として、市内及び近隣市町の豊かな自然（海・山・川）に関わる海洋教育や自然体験活動を実施する。</p> <p>(3) 浜田市の人物読本「ふるさとの 50 人」の活用 毎年、小学校 4 年生全員に配布し、学校での有効活用を促すとともに、執筆者を講師とした授業や学習会への補助を行う。</p> <p>(4) 地域ぐるみの「ふるさと郷育」 中学校区ごとにネットワークを構築し、児童生徒の主体的な地域学習や体験活動、地域活動について、地域住民が支援したり共に実践したりする。</p> <p>【主な取組】 ◎小中学校ふるさと教育推進事業（島根県教育委員会事業） ◎幼稚園・小学校海洋教育・自然体験推進事業 ◎浜田市の人物読本ふるさとの 50 人の活用 ◎まちづくりセンターを核としたふるさと郷育の推進</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑤小中連携教育推進事業	I - (1) - ⑤ 学校教育課																												
現状と課題	<p>【現 状】</p> <p>これまでの小中連携教育の取組により中1ギャップの解消に成果がみられた。メディア接触をはじめとした生活習慣づくりや家庭学習の充実など、家庭での時間コントロール能力を育てる取組に重点が置かれ始めている。</p> <p>【令和3年度全国学力・学習状況調査の児童生徒意識調査】</p> <table border="1" data-bbox="263 593 1101 862"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童生徒意識調査設問</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合</td> <td>53.1%</td> <td>61.8%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平日に1日あたり1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合</td> <td>61.9%</td> <td>55.0%</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合</td> <td>68.6%</td> <td>58.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課 題】</p> <p>全国学力・学習状況調査から家庭学習時間やメディア接触時間について、依然改善がみられない状況である。生活習慣づくりや家庭学習の充実に向けて、児童生徒の家庭での時間コントロール能力の育成を含めて取組を充実させていく必要がある。</p>		児童生徒意識調査設問	小学校	中学校	①	平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合	53.1%	61.8%	②	平日に1日あたり1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合	61.9%	55.0%	③	家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	68.6%	58.1%	<p>(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1157 593 1388 795"> <thead> <tr> <th></th> <th>小</th> <th>中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>53.1</td> <td>61.8</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>61.9</td> <td>55.0</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>68.6</td> <td>58.1</td> </tr> </tbody> </table>		小	中	①	53.1	61.8	②	61.9	55.0	③	68.6	58.1
	児童生徒意識調査設問	小学校	中学校																											
①	平日に1日あたり2時間以上テレビゲームをする児童生徒の割合	53.1%	61.8%																											
②	平日に1日あたり1時間以上家庭学習をする児童生徒の割合	61.9%	55.0%																											
③	家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合	68.6%	58.1%																											
	小	中																												
①	53.1	61.8																												
②	61.9	55.0																												
③	68.6	58.1																												
目標	<p>中学校区でメディア接触時間と家庭学習時間について目標値を設定し、具体的な行動目標を定めながら設定した目標値の達成を図る。</p>	<table border="1" data-bbox="1157 1153 1388 1344"> <thead> <tr> <th></th> <th>小</th> <th>中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>50.0</td> <td>55.0</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>65.0</td> <td>65.0</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>70.0</td> <td>60.0</td> </tr> </tbody> </table>		小	中	①	50.0	55.0	②	65.0	65.0	③	70.0	60.0																
	小	中																												
①	50.0	55.0																												
②	65.0	65.0																												
③	70.0	60.0																												
内 容	<p>【概 要】</p> <p>9つの中学校区をそれぞれのブロックとして、地域実態に応じた小中連携教育の推進を図る。児童生徒の発達の段階ごとの課題を共通理解し、小中学校が9年間を見通して互いに連携する中で、学校・家庭・地域が一体となった教育を展開する。また、幼児教育との接続を意識した取組を充実させる。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎家庭での時間コントロール能力の育成などの生活習慣づくり ◎小学校間、小中学校間の交流事業や交流活動 ◎幼児教育との接続のためのスタートカリキュラムの充実 ◎小学校教育と中学校教育の接続を図るための小中連絡会などの充実 ◎9年間の系統を踏まえた、地域の課題に対して自分達ができることをゴールとして設定したふるさと教育の充実 ◎小中連携による家読（うちどく）の推進 																													
対 象	<p>未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・(PTA)</p>																													

項目	⑥教職員の働き方改革	I - (1) - ⑥ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 学校現場を取り巻く環境は複雑・多様化する中で、教職員の長時間労働が常態化している。このため、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合ったり、教材研究など行ったりすることが難しくなっている。</p> <p>このことから、教職員のゆとりを生み出すための人的支援を行うとともに、各学校においては、行事や会議の在り方を含めた業務改善の取組を行っている。</p> <p>【課 題】 教育の質の向上を図っていくためには、教職員の長時間労働を是正することにより、ゆとりをもって児童生徒と向き合ったり教材研究などを行ったりする時間を生み出すための更なる取組が必要である。</p>	<p>令和3年度 上半期月平均 時間外勤務時間</p> <p>小学校 月 36.0 時間</p> <p>中学校 月 52.4 時間</p>
目 標	教育の質の向上のため、教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合ったり教材研究を行ったりするなど、本来大切にすべき業務に時間をかけることができるようにするための取組を推進する。	月平均 時間外勤務時間 45 時間以内
内 容	<p>【概 要】 学校への人的支援を行っていくとともに、学校事務の適正化・効率化を進めていく。また、学校が行う業務改善への取組が全市的視野で行われるように、市校長会と連携しながら取り組んでいく。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎学校支援員、学校司書の継続した配置 ◎部活動指導員の導入 ◎共同学校事務室（全学校の事務を共同し、効率化を図る組織）への支援 ◎校務支援システムの導入検討 ◎学校給食の公会計化の検討 ◎市校長会との連携による全市的な視野での教育活動精選 	
対 象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ 教職員 ）	

項目	⑧学校施設整備事業	I - (1) - ⑧ 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 建物本体の耐震対策については完了したものの、屋内運動場の吊天井等の非構造部材の耐震工事が必要な施設が4か所（三隅中学校屋内運動場、三隅中学校柔道場、今福小学校屋内運動場、波佐小学校屋内運動場）ある。また、各施設とも老朽化が進んできており、安全確保のための緊急的な改修が増加している。</p> <p>【課 題】 耐震工事では、工期が長期となるため、代替施設の確保や学校行事の調整等が必要である。また、老朽化した施設については、改築だけではなく、改修等により現施設の長寿命化を図る必要がある。</p>	<p>令和2年度</p> <p>吊天井等の非構造部材耐震化未対応施設 (4か所)</p>
目標	<p>屋内運動場の吊天井等の非構造部材の耐震工事が必要な4か所について、計画的に実施する。</p> <p>老朽化等による危険箇所については、優先して改修を行うとともに、施設の長寿命化を図るための改修を進めていく。</p>	<p>吊天井等の非構造部材耐震化未対応施設 (0か所)</p>
内容	<p>【概 要】 老朽化した学校施設の改修等を計画的に実施し、子どもたちが安全で安心して学べるよう教育環境の向上を図る。</p> <p>また、建物本体の耐震対策については完了したものの、屋内運動場の吊天井等の非構造部材の落下防止等耐震対策については、計画的に実施していく必要がある。</p> <p>さらに学校統合による学校施設の新築を行う場合は、統合年度に向け計画的に工事を行う。</p> <p>【主な取組】 ◎学校施設非構造部材耐震化事業 ◎小中学校施設大規模改造事業 ◎小中学校施設改修事業 ◎学校施設緊急改修事業 ◎教育環境整備事業（体育館トイレ洋式化） ◎学校建設事業</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

(2) 一人一人を大切にしている教育の推進

いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向けて、児童生徒とその家庭への指導や相談等の支援を行います。

また、教育上特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の実態掌握に努め、持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を推進します。

一人一人に応じた指導のために、GIGAスクール構想により整備した一人一台端末をはじめとしたICT機器を活用した指導の充実に努め、個別最適化された指導を推進します。

そして、教職員が子ども一人一人と向き合うゆとりを生み出すために、校務の負担軽減を図るための支援や学習支援員の配置等に努めます。

教職員を対象とした人権・同和教育研修等の実施により児童生徒の模範となる教職員の資質の向上を図るとともに、児童生徒を対象とした人権教育や人権集会等の充実に努めます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
将来の夢や目標をもっている と思っている子どもの割合の 増加	令和2年度	令和7年度	島根県学力調査による 肯定率
	小5：79.3% 中2：70.6%	小5：89.3% 中2：80.6%	
自分には良いところがあると 思っている子どもの割合の増 加	令和2年度	令和7年度	島根県学力調査による 肯定率
	小5：62.9% 中2：60.9%	小5：80.0% 中2：80.0%	

具体的取組

項目	①幼児通級教室の設置	I - (2) - ① 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 幼児教育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）では、特別な配慮を必要とする子どもの割合が増加傾向にある。また、市内においては、特別な配慮を必要とする児童生徒が、学校に在籍しながら指導を受ける「通級指導教室」は、小学校から高校まで設置されている。</p> <p>【課 題】 特別な配慮を必要とする子どもや、その保護者に対する支援機関が不足している。特に療育機関においては、利用開始まで時間がかかるなど、ニーズに応じたタイムリーな支援の提供ができていない現状がある。</p>	現状値なし
目標	<p>幼児通級教室の利用者数 50 人（令和 5～7 年度累計）を目指す。</p>	<p>幼児通級教室の利用者数 （50 人） 【内訳】 R5：10 人 R6：20 人 R7：20 人</p>
内容	<p>【概 要】 言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもについては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要である。さらに、子どもの発達の状況や保護者のニーズに応えるためには、様々な選択肢が必要であるとともに、タイムリーな支援の提供が重要となっている。</p> <p>これらに対応するため、令和 5 年度の公立幼稚園の統合に併せて、統合幼稚園内に、「幼児通級教室」を設置する。幼児通級教室は、市内の保育所などに在籍しながら通うことができ、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、生活上などの課題の克服を目指す。</p> <p>また、教育機関である幼稚園内に設置するため、小学校への接続や就学後のフォロー、統合幼稚園内の園児との集団活動を通じた支援も可能となる。</p> <p>【主な取組】 ◎幼児通級教室の設置 ◎個別の支援計画の作成・実施 ◎幼児教育施設と小学校との円滑な接続・連携支援 ◎教育・就学・発達などの相談窓口の充実</p>	
対象	<p>未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）</p>	

項目	②問題行動、いじめ等の指導相談	I - (2) - ② 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 生徒指導に関する調査・報告をもとに実態把握・分析をし、問題解決の主体である小中学校に、予防や対応に関する指導助言を行う。 また、学校に対する指導助言の過程で関連する事業の紹介や関係機関との調整を行う。</p> <p>【課 題】 学校の初期対応等により多くの問題は解決に至っているが、解決に向けた対応が長期化する場合もあり、根気強く対応する必要がある。</p>	
目 標	<p>児童・生徒の問題行動、いじめ、不登校等の未然防止に努め、小中学校における生徒指導の充実を図る。 生徒指導に関する問題が発生した場合、学校と連携を図り迅速に対応して児童・生徒の安心・安全を確保するとともに、児童・生徒の成長に資する適正な指導が行われるように努める。</p>	
内 容	<p>【概 要】 児童・生徒の問題行動、いじめ問題、不登校など生徒指導上の諸問題に対して、小中学校における対応に関する指導や助言を行うとともに、関連施策の活用や児童・生徒及びその保護者との面談等により、諸問題の解決や状況の改善を図る。</p> <p>【主な取組】 ◎生徒指導担当の指導主事の配置（派遣及び会計年度任用職員） ◎教育支援センター山びこ学級の運営 ◎関係機関等との連携 ◎スクールカウンセラー活用事業（県事業） ◎スクールソーシャルワーカー活用事業（県委託事業） ◎子どもと親の相談員配置事業（県委託事業） ◎いじめ問題対応支援事業（アンケートQU）（県補助事業） ◎いじめ問題対策連絡協議会の運営 ◎いじめ防止対策推進委員会の運営</p>	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③ICT 機器を活用した授業改善事業	I - (2) - ③ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 GIGA スクール構想により ICT 機器については整備を行った。また、「浜田市 ICT 活用教育ハンドブック」として、活用の理論編について各学校へ配付をした。これらを活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業実践が行われ始めている。</p> <p>【課 題】 ICT 機器を活用した授業実践については、学校間での差、個人差があるため、活用のための研修や授業実践例の紹介を行っていく必要がある。</p>	令和 2 年度 研修会回数 (2 回)
目標	ICT 機器を活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業実践が行われるように、指定校の授業実践を広げるとともに、「浜田市 ICT 活用教育ハンドブック」に授業実践例と成果を掲載していく。	(累計 16 回)
内 容	<p>【概 要】 指定校の授業実践を広げていくとともに、ICT 機器を活用した授業実践についての研修を行うことで、ICT 機器を活用した主体的・対話的で深い学びに向かった授業改善への取組が推進されるようにしていく。併せて、随時、ICT 機器を活用した授業実践例を紹介し、授業実践の参考となるようにしていく。これらの成果をまとめ、「浜田市 ICT 活用教育ハンドブック」に反映していく。</p> <p>【主な取組】 ◎ICT 機器を活用した授業改善指定校 ◎ICT を活用した授業実践例 ◎ICT 活用教育に関する研修 ◎浜田市 ICT 機器活用教育ハンドブックの更新</p>	
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	④学校における人権・同和教育推進事業	I - (2) - ④ 人権同和教育室
現状と課題	<p>【現 状】 時代や生活様式が変化する中で新たな人権問題も生じており、児童生徒の人権感覚を育むための人権集会や、教職員を対象とした人権研修を実施している。人権研修の実施に当たっては、浜田市教育研究会人権同和教育部会や人権運動団体と連携して講師派遣等の支援を行っている。</p> <p>【課 題】 多様性を認め合い、自分の大切さとともに他人も大切にすることができる態度や実践力を身に付けるため、すべての児童生徒について人権感覚と人権意識を高めることが課題である。</p>	<p>令和2年度</p> <p>小・中学校での人権集会及び教職員対象の人権研修の実施回数 (年間57回)</p>
目標	人権集会や教職員の人権研修を繰り返し実施し、令和4～7年度の累計実施回数240回を目指す。	(累計240回)
内 容	<p>【概 要】 児童生徒の模範となる教職員の資質の向上を図るとともに、児童生徒を対象とした人権教育や人権集会等の充実を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎人権作品コンクールの実施 小・中学生の作文、中学生のポスター、一般の標語 ◎ふれあいフォーラム（人権・同和教育研究集会） 主に教職員を対象とした講演会 ◎人権講演会等の開催及び外部講師派遣に要する謝金等の支援 人権を考える市民グループが実施する人権研修会 各地域で実施する人権を考える集い 	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

I 学校教育の充実 ～生きる力の育成～

(3) 食育と健全な体づくりの推進

健康で安全な生活を自ら実践できるようにするため、幼児期から食育に取り組むとともに、地域の食材や産業を知ることによって食育を推進します。また、食材仕入業者、生産者との連携を図ることで、本市をはじめとする島根県産の食材を積極的に取り入れ、学校給食での地産地消を推進します。

教育活動全体を通して、児童生徒の健康・体力づくりに対する自らの意識向上と体力の向上を図るとともに、小中学校体育連盟主催の大会等を支援します。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
学校給食での地域食材利用率の増加	令和2年度	令和7年度	市内小中学校の給食における地元食材利用率
	61.9%	70.0%	

具体的取組

項目	①食育推進事業	I - (3) - ① 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 学校給食については、好き嫌いがあることや給食時間が短いなどの理由から毎日大量の食べ残しが発生している。</p> <p>【課 題】 給食の食べ残しにより多量の食品廃棄物・食品ロスが生じていることに加え、給食で補うべき栄養価も摂取できていない可能性がある。</p>	令和2年度 浜田学校給食センターの給食 食べ残し量 18,370 kg
目 標	食育授業や家庭への啓発等を通じて、児童・生徒の年間給食食べ残し量を20%削減する。	令和7年度 浜田学校給食センターの給食 食べ残し量 14,696 kg
内 容	<p>【概 要】 成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので極めて重要である。 学校給食は、学校給食摂取基準等で栄養が細かく計算されており、これを食べ残しなく食すことは、成長に欠かせないものである。 また、食品廃棄物・食品ロスの削減は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標にもなっている。学校給食においても多量の食品廃棄物・食品ロスが発生し問題となっている。 浜田市は、山、海に囲まれた自然豊かな町であり、こうした魅力を最大限生かした給食を生きた教材として活用しながら、現在重要課題となっている食の循環や環境を意識した食育を推進する。</p> <p>【主な取組】 ◎食育授業の実施 （島根県版食の学習ノートを活用した授業、教科、委員会活動 関係機関と連携した授業 自分で作るお弁当の日 等） ◎食品ロスを減らすために食育たより等を活用した啓発活動 ◎家庭への啓発（食育たより毎月発行、給食試食会等） ◎食生活調査の実施（毎年実施）</p>	
	未就学児・ <u>小学生</u> ・ <u>中学生</u> ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②学校給食での地産地消の推進	I - (3) - ② 教育総務課		
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>令和2年度島根県地元産品活用割合調査結果</p> <table border="1" data-bbox="312 416 711 517"> <tr> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>61.9%</td> </tr> </table> <p>【課題】</p> <p>給食に適した食材の品質と規格、数量、価格、納品体制（衛生管理）が課題である。</p>	令和2年度	61.9%	<p>令和2年度</p> <p>島根県地元産品活用割合調査結果 (61.9%)</p>
令和2年度				
61.9%				
目標	島根県地元産品活用割合調査における活用割合 70%を目指す。	島根県地元産品活用割合 (70.0%)		
内容	<p>【概要】</p> <p>毎年行われる島根県地元産品活用割合調査において、平成26年度から令和2年度まで地場産物活用割合は増加傾向ではあるが、給食に適した食材の品質と規格、数量、価格、徹底した衛生管理の納品体制の課題等により、目標の70%を超えた年もあるが、安定した供給体制の難しさが明らかとなった。</p> <p>こうした課題を踏まえ、より地元食材を学校給食に活用できる仕組みを研究し、関係機関と連携を図りながら献立に地場産物や郷土食を積極的に取り入れることや児童・生徒の食に関する体験学習の場を設定するなど食育推進事業と合わせて実施することで地産地消の教育的効果を高める。</p> <p>【主な取組】</p> <p>◎地元産品を活用したメニューの提供（行事食、郷土食メニュー）</p> <div data-bbox="279 1422 1380 1915" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">のどくろの塩焼き</p> </div> <div style="flex: 2; padding-left: 20px;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">地元産品を活用した給食</p></div> </div> <p>「どんちっち三魚」ののどくろなど浜田市の地元食材を使った市統一献立の給食を提供した。</p> <p>また、今回の取組みでは、浜田水産高校食品流通課にも下処理作業を協力いただき、この取組み内容について各学校に周知した。</p> </div>			
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・()			

項目	③学校体育大会支援事業	I - (3) - ③ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 浜田市小学校体育連盟及び浜田市中学校体育連盟が開催する大会等の経費を支援し、児童・生徒の体力向上を図っている。 また、中学校の部活動に要する経費を支援し、保護者等の負担軽減に努めている。</p> <p>【課 題】 新型コロナウイルス感染症や減少する児童・生徒数に対応した大会運営等ができるよう支援を継続する必要がある。</p>	
目 標	<p>体育大会や部活動が引き続き円滑に実施できるよう支援を継続し、児童・生徒の体力向上と健全な心身の育成をより一層推進する。</p>	
内 容	<p>【概 要】 児童・生徒の体力向上を図るため、浜田市小学校体育連盟及び浜田市中学校体育連盟が実施する大会（陸上大会、体操大会、中学校総合体育大会及び新人総合体育大会等）の開催に要する経費等を支援する。 また、生徒の体力向上及び保護者等の負担軽減のため、中学校の部活動における各種大会への参加や備品の購入に要する経費等を支援する。</p> <p>【主な取組】 ◎小・中学校体育連盟助成事業 ◎中学校部活動助成事業</p>	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～

(1) 家庭教育支援の充実

各まちづくりセンターを中心に、地域全体をフィールドとした様々な学びの場の提供や、放課後の子どもの居場所づくりに努めます。

また、県の「親学プログラム」をベースにした、市独自の家庭教育支援の取組である浜田親子共育応援プログラム（通称「HOOP!」）では、主に乳幼児の子を持つ親を対象として、ファシリテーターの進行のもと、対話を中心としたワークショップや、専門家による子どものメディア接触や愛着形成に関わる講義等を実施しています。それにより、親同士がつながり、学び合い、地域とつながることで、家庭教育を推進します。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
浜田親子共育応援プログラム（HOOP!）の実施回数の増加	令和2年度	令和7年度	浜田親子共育応援プログラム（HOOP!）を活用した学習機会の提供回数の令和4～7年度の累計
	年間 10回	100回	

具体的取組

項目	①浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)の実施	Ⅱ－(1)－① 学校教育課
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>浜田親子共育応援プログラムを年間約20回実施している。また、HOOP!ファシリテーターの養成やこれまでの受講者のブラッシュアップを目的とした研修会を行っている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HOOP!がまちづくり活動の中に取り入れられるための啓発や体制づくり ・アドバイザーの確保、プログラムづくり等 	<p>令和2年度</p> <p>HOOP!実施回数 (年間10回)</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・HOOP!ファシリテーターの計画的な養成、スキルアップ(ブラッシュアップ)研修の実施。 ・HOOP!を実施するための人材確保に努め、計画的に実施できる体制を整える。 	(累計100回)
内容	<p>【概要】</p> <p>浜田親子共育応援プログラム(HOOP!)は、県の「親学プログラム」をベースにした、市独自の家庭教育支援の取組である。乳幼児及び学童期の子を持つ親を対象として、ファシリテーターの進行のもと、対話を中心としたワークショップを行い、プログラムによっては専門家によるアドバイスタイムを設けている。このプログラムは、親と子の愛着やメディアとのかかわり方、小学校入学前の子を持つ親同士のつながりづくりなど、子どもの発達段階や社会的なニーズを考慮した内容となっている。</p> <p>HOOP!の実施については、幼児教育施設や学校、まちづくりセンターにおいて行っている。</p> <p>【主な取組】</p> <p>◎HOOP!の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ドキドキ・ワクワク小学生！」 ・「考えよう！メディアと子育て」 ・「大切だよね！親子のきずな」 ・「うちの子どんな子？～絵本を通して見えてくるもの～」 ・「やってみよう！親子体感遊び」 <p>◎HOOP!ファシリテーターの養成、ブラッシュアップ研修の実施</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・高齢者・(PTA)	

項目	②放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施	Ⅱ－(1)－② 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室 12 か所（放課後子ども教室は、全ての中学校区で実施） ・地域学習支援事業 5 か所 <p>【課 題】</p> <p>運営体制の整備</p>	<p>【まちづくりセンターを推進拠点に、各種団体と連携し事業を実施する教室数】</p> <p>(7 教室)</p>
目標	まちづくりセンターを推進拠点とし、各種団体と連携しながら、より効果的な事業の実施に努める。	(17 教室)
内 容	<p>【概 要】</p> <p>放課後子ども教室及び、地域学習支援事業は、地域住民及びまちづくりセンターが連携・協働し、放課後や休日において、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し実施している。</p> <p>【主な取組】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>具体的な取組</p> <p>「にこにこ広場」（原井小学校区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、小学校の体育館に希望する子どもたちが集まり、各種事業を開催。 ・まちづくりセンターと児童クラブが連携して実施。 ・地域住民と一緒に、季節行事や体験活動を行うことにより、多世代交流につなげている。  <p>「マジスクール」（弥栄中学校区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、まちづくりセンターに希望する子どもたちが集まり、学校の宿題やスタッフが用意した学習プリントに取り組み。 ・勉強が終わると自由遊びをして過ごす。  </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③「家読」の推進	Ⅱ－(1)－③ 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 テレビやスマートフォン、パソコン、ゲーム等、娯楽や情報獲得、人とつながる手段としてのメディアの多様化が、浜田市の小中学生の読書にも影響を与えていると考えられる。</p> <p>【課 題】 親子（家族）の愛情ある関わりの中で、子どもたちが、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、自己肯定感、自立心、自制心、社会的マナー等を身につける必要がある。</p>	
目標	<p>まちづくり社会教育課、子育て支援課、学校教育課、教育総務課が連携して、関係団体や家庭に働きかけることにより、家庭読書の良さや、メディアとの適切な関わり方について考えるきっかけづくりを行う。本（家読）を通して、親子（家族）のふれあい、子どもの豊かな人格の形成に資する。</p>	
内容	<p>【概 要】 「家読（家庭読書）」は、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で読書を通じて、家族の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としている。方法も自由で、その家庭に合ったものにすることが大切である。</p> <p>各家庭での読書を推進していくためには、上記の各課が連携して取り組むことが必要である。浜田市子ども読書活動推進計画に掲げる方針により、各課の機能にあわせ、読書活動の環境整備、学校・家庭・地域への働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>【主な取組】</p> <p>◎読書環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「しまね子育て絵本」「佐々田文庫」「移動図書館車」「寄託図書」「団体貸出」の活用 ・図書館、子育て支援センター、幼・保・学校での読み聞かせの充実 <p>◎各家庭への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HOOP!（浜田親子共育応援プログラム）の実施 ・子育て支援センター、各幼稚園・保育所による家読の推奨 ・各学校における家読の推奨 ・図書館イベントによる家読の推奨 	
対象	<p>未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ PTA ）</p>	

Ⅱ 家庭教育支援の推進 ～地域ぐるみで子どもを育む～

(2) 青少年の健全育成

地域の子ども会や青少年健全育成団体等の子どもたちの社会体験活動を支援し、これらの団体と協働しながら、市民の主体的な青少年健全育成活動の活性化と発展に取り組めます。

また、青少年が健やかに成長し自立した生活が送れるよう、青少年サポートセンターを相談窓口とした育成支援に取り組めます。具体的には、支援対象者の支援に係る情報交換や連絡調整、支援に必要な体制整備、支援に関する研修及び広報啓発等を推進します。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	① 青少年団体及び関係協議会等への補助事業	Ⅱ－(2)－① 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 青少年健全育成に係る協議会は、弥栄地域を除く4地域に設置されているが、組織の名称や沿革、事業内容、予算等各組織によって内容が異なる。現在の協議会事務局は金城地域、三隅地域はまちづくり社会教育課で行い、旭地域においては旭分室、まちづくりセンター、学校の3者が役割分担し運営している。また、浜田地域は民間で組織されている。</p> <p>また、協議会以外の青少年健全育成に係る団体等については、補助金による支援を行っている。</p> <p>【課 題】 青少年健全育成協議会については、それぞれ運営主体が異なっており、組織のあり方を検討する必要がある。</p> <p>少子化の影響により、青少年団体の活動維持及び継続が課題である。</p>	令和2年度 浜田市青少年健全育成活動支援事業補助金申請団体数 (現状値なし)
目標	青少年団体等への補助をとおり、市内の青少年団体の活動維持及び活性化につなげる。	令和3～7年度 (累計20団体)
内容	<p>【概 要】 地域単位で設置している青少年健全育成協議会において、夏休み子ども映画上映会や、川遊びなどの事業を実施し青少年の健全育成に取り組んでいる。</p> <p>浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を実施している。</p> <p>【主な取組】 ◎青少年健全育成団体等の子どもたちの社会体験活動を支援 ◎既存の青少年健全育成協議会の集約に向け、各団体との協議 ◎青少年団体への活動費及び活動に必要な備品等の購入補助</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②不登校、ひきこもりなどの社会参加・自立に向けた支援の継続	Ⅱ－(2)－② 学校教育課
現状と課題	<p>【現状】 青少年サポートセンターへの来所や、電話、手紙、訪問などにより、相談者の気持ちや思いに寄り添うための相談活動をしている。</p> <p>【課題】 不登校の児童生徒の対応では、山びこ学級と連携し、個人に応じた段階での時間をかけての見守りが必要である。また、若者の一般就労は成果が表れにくく、長期に渡る支援が必要である。</p>	
目標	不登校やひきこもりの子ども・若者が気軽に過ごせる居場所の提供及び自立に向けて他者と関わりながら行う体験活動などを実施し、支援を継続する。	
内容	<p>【概要】 子どもから概ね40歳までの様々な困難を抱える子ども・若者の自立に向けて、総合的に支援している。 相談事業のほか、家庭訪問による在宅支援により将来に向けた自立支援への取組に力を入れている。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎居場所の提供（北分庁舎2階青少年サポートセンター内。教室、クラブ等の開催） ◎体験教室及び屋外活動等の実施 ◎就労に向けての自立支援 島根県地域若者サポートステーション（通称：サポステ）との連携等 ◎山びこ学級との連携 	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③居場所活動等の充実、相談・支援、他機関との連携の充実	Ⅱ－(2)－③ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 青少年サポートセンターの居場所の提供、相談・支援、「浜田市子ども・若者支援地域協議会」における研修会及び代表者会議</p> <p>【課 題】 現在の居場所ではスペースに余裕がなく、利用者が過ごしにくい場合がある。また、相談の内容が複雑化・多様化しており、切れ目のない支援や関係機関とのスムーズな連携を行うために、限られた人員体制の中で、今後十分な検討が必要である。</p>	
目標	困難を抱える子ども・若者に関わる様々な機関がそれぞれの専門性を生かした支援ができるように、関係機関とのより綿密な連携を図る。	
内 容	<p>【概 要】 社会参加に大きな不安を抱えている子どもや若者たちに安心して過ごせる場所を見つけ、自宅から出て過ごすための居場所となるように青少年サポートセンターの開所時間をオープンスペースとして開放している。 それとともに、相談・支援や他機関との連携の強化を図っている。</p> <p>【主な取組】</p> <p>◎居場所活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室、クラブ活動等の開催及び内容の見直し <p>◎相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の形態：青少年サポートセンターへの来所、電話、手紙、家庭訪問等 ・訪問による在宅支援の充実 ・保護者との面談 ・所内支援検討会議の開催（毎月1回。状況に応じ随時開催） <p>◎他機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浜田市子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議、研修会 ・ケースにより関係機関との検討会（随時） 	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

(1) ふるさと郷育及びはまだっ子共育の推進

「ふるさと郷育」を通して、幼少期から中学生までのふるさとを愛する心を育てます。

また、市内の高校との協働を通じて、高校生の「探究的な学習」や主体的な地域活動への参画を支援し、自分のことだけでなく、「地域」や「未来」のことを考える人づくりにつなげます。

「はまだっ子共育」では、地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も共に高まり合い、魅力あふれる地域を創生することを目的として、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を明確にし、協働するためのネットワークをつくり、相互に支援を行います。それにより、子どもたち一人一人が、自らの人生と地域や社会の未来を切り開くために必要となる「生きる力」を身につけることに繋がります。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	令和2年度	令和7年度	島根県学力調査による肯定率
	小5：85.6% 中2：80.7%	小5：90.0% 中2：85.0%	
地域学校協働活動に参加したボランティア人数の増加	令和2年度	令和7年度	ボランティアの延べ参加者数の令和4～7年度の累計
	年間 3,830人	25,000人	

具体的取組

項目	①ふるさと郷育推進事業 【再掲】	Ⅲ－(1)－① 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 全ての各小中学校の各学年において、ふるさと教育の授業が、年間 35 時間以上行われている。授業実施に当たっては、学校とまちづくりセンターが連携を図りながら、多くの地域住民や関係機関・団体が関わっている。</p> <p>【課 題】 ふるさと教育の成果として、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を目指しているが、その実態が見えにくい。</p>	<p>令和 2 年度</p> <p>(小 5 85.6%) (中 2 80.7%)</p>
目標	自分が住んでいる地域が好きであると思う子どもの割合	<p>(小 5 90.0%) (中 2 85.0%)</p>
内 容	<p>【概 要】 浜田市では、子どもたち及び市民の郷土愛をより高く醸成するために、ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換え「ふるさと郷育（きょういく）」と称して、「はまだっ子共育推進事業」と共に推進する。</p> <p>(1) 学校における「ふるさと郷育」 小中 9 年間の系統性を考慮のうえ、教育課程の中に位置づけた特色あるふるさと教育を各学年で年間 35 時間以上実施する。</p> <p>(2) 海洋教育・自然体験活動 市内全ての公立幼稚園及び小学校を対象として、市内及び近隣市町の豊かな自然（海・山・川）に関わる海洋教育や自然体験活動を実施する。</p> <p>(3) 浜田市の人物読本「ふるさとの 50 人」の活用 毎年、小学校 4 年生全員に配布し、学校での有効活用を促すとともに、執筆者を講師とした授業や学習会への補助を行う。</p> <p>(4) 地域ぐるみの「ふるさと郷育」 中学校区ごとにネットワークを構築し、児童生徒の主体的な地域学習や体験活動、地域活動について、地域住民が支援したり共に実践したりする。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎小中学校ふるさと教育推進事業（島根県教育委員会事業） ◎幼稚園・小学校海洋教育・自然体験推進事業 ◎浜田市の人物読本ふるさとの 50 人の活用 ◎まちづくりセンターを核としたふるさと郷育の推進 	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②教育魅力化推進事業（教育魅力化コンソーシアム支援）	Ⅲ－(1)－② 学校教育課
現状と課題	<p>【現状】 新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」を実現するため、島根県では、高校と地域の協働体制となる「高校魅力化コンソーシアム」による「高校を核とした島根創生」に取り組んでいる。本市では、令和3年3月16日に教育委員会が中心となり「HAMADA 教育魅力化コンソーシアム」を設立し、市内の県立高等学校等のそれぞれの特色を活かした魅力ある学びによる人づくりを支援している。</p> <p>【課題】 コンソーシアムが目指す「魅力ある学びによる人づくり」と「地域活性化の好循環」を達成するため、高校生の「探究的な学習」や主体的な地域活動への参画を支援する必要がある。</p>	現状値なし
目標	高校生が地域に深く関わる手法として、地域活動に主体的に参画する高校生の増加を目指す。	令和7年度 150人
内容	<p>【概要】 島根県は、2019年に「県立高校魅力化ビジョン」を策定し、島根県の「豊かな自然、歴史、伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源（ひと・もの・こと）を生かす、地域社会に開かれた高校づくり」を目指している。 このように「地域」は、高校教育における地域資源の活用や地域住民を巻き込んだ授業による地域創生が期待されており、市内の県立高等学校においても地域を連携した様々な取組を始めている。 浜田市教育委員会としても小中学校における「ふるさと郷育の推進」と並行して「教育魅力化推進事業」を展開し、「HAMADA 教育魅力化コンソーシアム」としての取組を支援する。</p> <p>【主な取組】 ◎「コンソーシアム運営マネージャー兼魅力化コーディネーター」の配置 ◎「HAMADA 教育魅力化コンソーシアム」の運営支援 ◎高等学校が教育課程内で行う地域資源を活用した授業の支援 ◎高校生の主体的な地域活動を促進するための仕掛けづくり ◎地域住民が高校教育を支援するための仕掛けづくり</p>	
対象	未就学児・小学生・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 成人 ・ 高齢者 ・（ ）	

項目	③はまだっ子共育推進事業	Ⅲ－(1)－③ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】</p> <p>「地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も、そして地域も高まり合おう！」を理念に、まちづくりセンターを推進拠点として事業を計画・実施している。</p> <p>【課 題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター等の関係機関に限らず、地域全体で推進していくことが必要である。 ・人材の育成や地域住民への情報発信、関係機関との連携等が必要である。 	<p>令和2年度</p> <p>地域ボランティア数 (年間 3,830 人)</p>
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材（地域ボランティア等）を増やす。 ・事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修会等を実施する。 	<p>地域ボランティア数 (累計 25,000 人)</p>
内容	<p>【概 要】</p> <p>「地域学校協働活動（学校支援）」「放課後支援」「家庭教育支援」の3本柱として、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う地域づくりを目指し取り組んでいる。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域学校協働活動：地域（まちづくりセンター）と学校が連携・協働して地域の「ひと・もの・こと」を活用した活動を行い、ふるさとへの愛着を深める。 ◎地域子ども活動：放課後や休日において、まちづくりセンターを拠点に、学習や体験、交流活動を実施する。 ◎家庭教育支援活動：まちづくりセンターを推進拠点に、地域住民が連携・協働し、地域ぐるみでの家庭教育支援活動を推進する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>地域の防災士との連携 防災学習「DIG」</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>川の生き物探し おぐにふるさと学校</p>  </div> </div>	
対象	<p>未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）</p>	

項目	④放課後子ども教室・地域学習支援事業の実施 【再掲】	Ⅲ－(1)－④ 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】</p> <p>令和3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室 12 か所（放課後子ども教室は、全ての中学校区で実施） ・地域学習支援事業 5 か所 <p>【課 題】</p> <p>運営体制の整備</p>	<p>【まちづくりセンターを推進拠点に、各種団体と連携し事業を実施する教室数】</p> <p>(7 教室)</p>
目標	まちづくりセンターを推進拠点とし、各種団体と連携しながら、より効果的な事業の実施に努める。	(17 教室)
内 容	<p>【概 要】</p> <p>放課後子ども教室及び、地域学習支援事業は、地域住民及びまちづくりセンターが連携・協働し、放課後や休日において、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供し実施している。</p> <p>【主な取組】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>具体的な取組</p> <p>「にこにこ広場」（原井小学校区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、小学校の体育館に希望する子どもたちが集まり、各種事業を開催。 ・まちづくりセンターと児童クラブが連携して実施。 ・地域住民と一緒に、季節行事や体験活動を行うことにより、多世代交流につなげている。  <p>「マジスクール」（弥栄中学校区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、まちづくりセンターに希望する子どもたちが集まり、学校の宿題やスタッフが用意した学習プリントに取り組み。 ・勉強が終わると自由遊びをして過ごす。  </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

(2) まちづくりセンターを拠点とした社会教育の推進

まちづくりセンターを拠点として、学校と地域の繋がりづくりや家庭教育支援などを引き続き実施すると同時に、学びを基盤とした地域活動の支援を行います。併せて、人権教育・啓発活動を通して人権意識の向上を図ります。

また、人材育成につながる取組を行い、住民主体のまちづくりの意識を高め、地域における社会教育の推進を図ります。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
まちづくりセンター職員における社会教育士称号取得者数の増加	令和2年度	令和7年度	社会教育士称号取得者数の累計
	4人	37人	
地区まちづくり推進委員会と連携して事業等を行うセンター数の増加	令和2年度	令和7年度	地区まちづくり推進委員会と連携し、事業等を行うまちづくりセンターの数
	20センター	26センター	

具体的取組

項目	①はまだっ子共育推進事業	【再掲】 Ⅲ－(2)－① 学校教育課
現状と課題	<p>【現状】 「地域ぐるみで子どもを育み、子どもも大人も、そして地域も高まり合おう！」を理念に、まちづくりセンターを推進拠点として事業を計画・実施している。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンター等の関係機関に限らず、地域全体で推進していくことが必要である。 ・人材の育成や地域住民への情報発信、関係機関との連携等が必要である。 	令和2年度 地域ボランティア数 (年間 3,830 人)
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターを推進拠点として、事業の運営に携わる人材（地域ボランティア等）を増やす。 ・事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修会等を実施する。 	地域ボランティア数 (累計 25,000 人)
内容	<p>【概要】 「地域学校協働活動（学校支援）」「放課後支援」「家庭教育支援」の3本柱として、まちづくりセンターを推進拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域ぐるみで子どもを育むとともに大人も共に高まり合う地域づくりを目指し取り組んでいる。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域学校協働活動：地域（まちづくりセンター）と学校が連携・協働して地域の「ひと・もの・こと」を活用した活動を行い、ふるさとへの愛着を深める。 ◎地域子ども活動：放課後や休日において、まちづくりセンターを拠点に、学習や体験、交流活動を実施する。 ◎家庭教育支援活動：まちづくりセンターを推進拠点に、地域住民が連携・協働し、地域ぐるみでの家庭教育支援活動を推進する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>地域の防災士との連携 防災学習「DIG」</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>川の生き物探し おぐにふるさと学校</p>  </div> </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②まちづくりセンター活動推進事業	Ⅲ－(2)－② 学校教育課
現状と課題	<p>【現 状】 公民館がまちづくりセンターになり、これまで培ってきた社会教育・生涯学習を基盤とした協働のまちづくりを推進する。</p> <p>【課 題】 まちづくり活動団体と連携し、学びから実践までつなげる取組が必要である。 また、この取組を推進する中において、地域で活躍する人材を育成していく必要がある。</p>	<p>令和2年度</p> <p>まちづくりセンター職員の社会教育士称号取得者数 (4人)</p>
目標	まちづくりセンター職員における社会教育士称号取得者数の増加	(累計 37人)
内 容	<p>【概 要】 まちづくりセンターを拠点として、学校と地域の繋がりづくりや家庭教育支援などを引き続き実施すると同時に、社会教育・生涯学習を基盤とした地域活動の支援を実施している。 また、本事業をとおして地域における社会教育を推進し、人材を育成することにより、住民主体のまちづくりにつなげる。</p> <p>【主な取組】</p> <div data-bbox="284 1256 1362 1554" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>令和3年度わんぱく道場</u> <u>親子で楽しもう！</u> <u>～芋ほり・宝さがし～</u> 旭地域まちづくりセンター 連絡会が主催し開催</p>  </div> <div data-bbox="284 1585 1107 1883" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>金城地域</u> <u>今福まちづくりセンター</u> <u>人権研修会の様子</u></p>  </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③まちづくりセンター等における人権・同和教育推進事業	Ⅲ－(2)－③ 人権同和教育室
現状と課題	<p>【現 状】 人権同和教育室に指導主事 2 名を配置し、まちづくりセンターや事業所等で実施する人権学習に講師として派遣している。</p> <p>【課 題】 人権学習を年 2 回以上実施したまちづくりセンター（旧公民館）は、令和 2 年度は約 2 割であり、すべてのまちづくりセンターで繰り返し人権学習を実施することが課題である。また、コロナ禍で実施を控える傾向もあったため、Web 会議ツールの活用や収録動画の配信など、集合かつ対面形式によらない実施方法が課題である。</p>	<p>令和 2 年度</p> <p>まちづくりセンターでの人権学習の開催回数 (年間 28 回)</p>
目標	まちづくりセンターで繰り返し人権学習を実施し、令和 4～7 年度の累計実施回数 170 回を目指す。	(累計 170 回)
内 容	<p>【概 要】 市民一人ひとりが人権尊重の意識をもって行動できる社会の実現を目指し、まちづくりセンターや事業所等と連携して人権教育・啓発活動を推進する。</p> <p>【主な取組】 ◎人権研修等に指導主事 2 名を講師として派遣</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

Ⅲ 社会教育の推進 ～地域で活躍する人づくり～

(3) 図書館サービスの充実

幅広い世代が図書館を利用し、読書活動が進められるよう、多様な分野の図書の収集に努めるとともに、誰もが利用できるよう、普及活動に取り組みます。

また、利用者の様々な相談や要望に対応できるレファレンスサービスの充実を図るとともに、学校や地域、さらには、読み聞かせ等の市民ボランティアと連携し、図書館機能の更なる向上に取り組みます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
市人口に対する図書館利用者カード登録者の増加	令和2年度	令和7年度	市民の図書館利用者カード登録者の割合
	42.5%	45%	
市民一人当たりの図書貸出冊数の増加	令和2年度	令和7年度	市民一人当たりの年間の図書貸出冊数
	4.9冊	5.5冊	

具体的取組

項目	①レファレンスサービスの充実	Ⅲ－(3)－① 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 図書館司書（会計年度任用職員）を中央図書館に4人、金城、旭、三隅分館に各1人配置し、司書資格を持つ職員を中心としたレファレンスサービスを実施している。 県立図書館主催の研修の受講や、機関誌を活用し、資質向上に努めている。</p> <p>【課 題】 より充実したサービス提供のためには、浜田に根ざした知識の習得や、人材育成が必要となる。</p>	令和2年度 研修回数 (7回)
目標	<p>より一層のサービス充実のため、引き続き、県図書館協会等の専門研修や、館内で行う定期的な自主研修等により、専門知識の向上に努める。 また、職員間や図書館間での情報共有を強化することにより、地域に根ざした知識の習得を図る。</p>	(累計 30回)
内 容	<p>【概 要】 図書館が持つ役割を十分認識した上で、市民ニーズや地域の課題解決の一助となるよう、資料収集や情報提供を進めるとともに、レファレンス（調べものや資料の相談など）の機能を強化する。</p> <p>【主な取組】 ◎図書館司書の育成・研修 ◎図書館蔵書の活用及び市民のニーズを踏まえた情報提供 ◎レファレンスサービスの普及に向けた周知活動</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②ボランティア団体との連携、充実	Ⅲ－(3)－② 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 読書活動団体や、ボランティア団体等による読み聞かせや朗読、ブックトーク等を定期的に行っている。</p> <p>【課 題】 ボランティアの人材育成、支援による図書館との協働の取組が必要である。</p>	ボランティア 受入れ延べ人数 (年間 190人)
目標	ボランティア活動の支援をはじめ、研修会や交流会等の開催を通じて、新たなボランティア登録者や人材育成に努める。	ボランティア 受入れ延べ人数 (累計 900人)
内容	<p>【概 要】 読書活動を推進するうえで、読み聞かせや朗読などを行うボランティアは必要不可欠である。個人や団体ボランティアによる読み聞かせや朗読、ブックトーク等は、読書に関する興味を引き、子どもから大人まで一緒に楽しむことができる。 これらボランティア活動をさらに発展させるための活動支援や、人材育成に取り組む。</p> <p>【主な取組】 ◎読み聞かせ等の研修会の開催及び支援 ◎研修会・交流会の開催</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③イベントなどの読書活動推進事業	Ⅲ－(3)－③ 教育総務課
現状と課題	<p>【現 状】 春と秋の読書週間においては、朗読会やブックトークなどの読書関連行事を実施し、図書館利用者の増加や、読書普及の促進に努めている。</p> <p>また、館内に季節や行事にあわせた特集展示を年間通じて実施し、利用者の本選びの支援を行っている。</p> <p>【課 題】 図書館や読書に対する興味や関心を、より一層促進するような取組が必要である。</p> <p>また、普段から図書館を利用している市民はもとより、図書館を利用していない市民に対しても、来館を促す活動が求められている。</p>	令和2年度 展示・イベント 開催回数 (298回)
目標	読書週間における読書活動推進事業や、館内の特集展示等をより一層充実し、図書館の利用者増加とともに、読書への関心の促進、本選びの支援に努める。	(累計1,200回)
内 容	<p>【概 要】 年2回の読書週間においては、読書活動団体や各種ボランティア団体との協働により、中央図書館や各分館で実施する関連行事を通じて、また、読書週間以外にも、毎月実施しているおはなし会や電子紙芝居などの行事や、小学校の図書館見学や中学生の職場体験などの事業を通じ、本への興味を喚起する活動を実施する。</p> <p>また、年間通じて実施する館内の特集展示においては、時節や世間の動向に合わせた展示や他機関と連携した展示を実施するなどし、より一層図書館や読書に対する関心や理解を深め、読書活動を推進する。</p> <p>【主な取組】 ◎読書週間に合わせた各種行事の開催 ◎館内の定期的な特集展示の実施</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

生涯スポーツ社会の実現を目指して、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる機会の充実に取り組みます。

また、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によりスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実を図り、スポーツリーダーの人材育成と資質の向上に取り組みます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
総合スポーツ大会参加者の増加	令和2年度	令和7年度	総合スポーツ大会への年間参加者の数の令和4～7年度の累計
	年間 1,907人	9,600人	
軽スポーツ教室の開催回数の増加	令和2年度	令和7年度	市等が開催する軽スポーツ教室の年間開催回数の令和4～7年度の累計
	年間 6回	48回	

具体的取組

項目	①総合スポーツ大会の開催	IV-(1)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 浜田市体育協会に加盟している団体のうち、競技スポーツが17団体、生涯スポーツが4団体、計21団体が総合スポーツ大会として開催されている。</p> <p>【課題】 「人生100年時代」を見据えて、心身ともに健康で過ごせる健康寿命の延伸と少子高齢化が進行する中、競技人口を増加させていくことが課題である。</p>	<p>令和2年度</p> <p>総合スポーツ大会の参加人数 (年間1,907人)</p>
目標	総合スポーツ大会の参加者数を令和7年度までに9,600人とする。	(累計9,600人)
内容	<p>【概要】 浜田市体育協会の主催事業として、年に一度、浜田市総合スポーツ大会が開催されている。競技によって開催期日が異なり、各スポーツ団体が独自に大会運営を行っているが、「スポーツの日」には、加盟団体が一堂に会し、総合開会式を開催している。</p> <p>【主な取組】</p> <p>◎大会会場使用料の負担及び活動助成金の交付 浜田市体育協会が、総合スポーツ大会にかかる会場使用料を負担する。また、各団体からの申請に基づき、大会運営等を含めた活動助成金を交付する。</p> <p>◎褒賞の授与 浜田市体育協会が、大会上位入賞者への賞状授与及び優勝者への副賞の提供を行う。</p> <p>◎運動施設環境の整備 充実した活動が実施できるよう、各スポーツ施設の整備を進めるとともに、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画及び長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の安全対策と計画的な改修を進める。</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②軽スポーツ活動の推進	IV-(1)-② 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、多人数が対面式で行う催しは開催が難しい状況にあり、参加機会の消失につながっている。</p> <p>【課題】 受益者のニーズに応じた教室の開催と魅力ある内容の工夫。</p>	<p>令和2年度 軽スポーツ開催回数 (年間6回)</p>
目標	市等が開催する軽スポーツ教室を令和7年度までに48回開催する。	(累計48回)
内容	<p>【概要】 生涯をとおしてスポーツに親しむ機会をもち、楽しく・気軽に・無理なく心身の健康をめざすことは、すべての世代において、大変重要である。 スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によりスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実を図り、まちづくりセンター等地域コミュニティの協力を得ながら参加しやすい教室の開催に取り組む。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎スポーツリーダーの育成 スポーツ関係団体やスポーツ推進委員を対象とした研修の実施 ◎教室内容の精査 実施種目や会場、開催時期等の検討 ◎効果的な広報 ホームページや各団体が発行する便り等への掲載 ◎地域コミュニティとの協力 まちづくりセンターや総合型地域スポーツクラブとの共催により参加しやすい規模、形態での開催 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> スポーツ推進委員実技研修 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">地域での教室開催に向けて 指導者研修を実施</p> </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上

スポーツ少年団活動やトップアスリート事業の開催を通じて、年少者に対する礼節の尊重や友情を育む心を養う等のスポーツ精神の高揚を図ります。

また、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、トップアスリート等による技術指導やメンタル強化のための教室を開催する等、高いレベルのスポーツに触れる機会の充実に向けて取り組みます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
トップアスリート事業の開催 回数の増加	令和2年度	令和7年度	トップアスリートによる教室の年間開催回数の令和4～7年度の累計
	年間 0回	10回	

具体的取組

項目	① トップアスリート等の各種スポーツ教室の開催	IV-(2)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、対面式ではなくオンライン等新たな形式での実施を学校とともに検討したが実施に至っていない。</p> <p>【課題】 対象が限られてくるため、より多くの児童・生徒が経験することができる計画づくりとその持続性。 また、より効果の得られる対象学年の設定。</p>	令和2年度 トップアスリート事業開催回数 (年間0回)
目標	トップアスリートによるスポーツ教室等を令和7年度までに10回開催する。	(累計10回)
内容	<p>【概要】 夢を持つことや実現のために努力すること、一人一人の個性を認め合い、自分や他人を大切にすることなど、子どもの心身の健全な成長と社会で生きていく上で必要な心を、様々な経験から伝えていただく場とする。 また、トップアスリート等による技術指導やメンタル強化のための教室を開催し、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、ハイレベルのスポーツに触れる機会の充実に向けて取り組む。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎「JFA夢の教室」 小学校5年生対象。講師は、現役・元プロスポーツ選手等が務め、「ゲームの時間」「トークの時間」を通して夢を持つことの大切さを考える場とする。 ◎小中学校への出前授業 プロスポーツ団体及びトップアスリート等による出前授業の実施。 ◎各種競技団体等が行うトップアスリート招致への支援、協力、連携 市の主催ではないが、競技団体が実施される事業に適切な支援を行う。 ◎効果的な広報 必要に応じたマスコミへの情報提供。 市や競技団体のホームページによる周知。 	
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・()	



JFA夢の教室

IV 生涯スポーツの振興 ～スポーツを通じた心身の健康増進～

(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備

市民が気軽にスポーツに親しむ場として、地域住民に学校体育施設を開放し、身近で使いやすい施設運営を進めます。

また、令和 12 (2030) 年に島根県において第 84 回国民スポーツ大会が開催されるに当たり、市内での競技実施に向けて各スポーツ施設整備を進めるとともに、浜田市スポーツ施設再配置・整備計画及び長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の安全対策と計画的な改修を進めます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
学校開放事業の利用数増加	令和 2 年度	令和 7 年度	学校開放事業の年間利用件数の令和 4～7 年度の累計
	年間 6,091 件	26,800 件	

具体的取組

項目	①学校開放事業の利用増加	IV-(3)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 「浜田市立学校施設利用要綱」に基づき、小学校 13 校、中学校 8 校が学校施設の開放を行い、市内 102 の団体が施設を利用して様々な競技スポーツ及び生涯スポーツ活動を実施している。</p> <p>【課 題】 サッカーやソフトテニス等、利用団体のニーズに対応できない施設も多くある。(学校の事情にもよる) また、駐車場の問題や施設の利用状況について、様々なトラブルが生じることがある。</p>	<p>令和 2 年度</p> <p>学校体育施設利用件数 (年間 6,091 件)</p>
目標	学校開放事業における累計利用件数を令和 7 年度までに 26,800 件とする。	(累計 26,800 件)
内 容	<p>【概 要】 市民が地域において気軽にスポーツに親しむ場として、学校体育施設を開放し、身近で利用しやすい施設運営を推進する。 利用者は要項に定めている規定を遵守した上で学校施設を利用し、競技スポーツ活動及び生涯スポーツ活動の振興を図る。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎安全な利用のための施設及び体育用具の整備 学校や学校施設所管課と連携をとりながら可能な範囲で整備を行う。 ◎利用者会議の開催（毎年 2 月頃） 公平な利用機会の提供と円滑な施設開放のための連絡の場とする。 ◎学校からの意見の吸い上げと伝達 利用者と施設管理者とのパイプ役となり、トラブルを最小限にとどめ、気持ちよく施設を利用できる環境づくりに努める。 	
対象	未就学児・ <u>小学生</u> ・中学生・高校生・ <u>大学生</u> ・ <u>成人</u> ・高齢者・()	

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

(1) 芸術文化の振興

石央文化ホールを活用して各種規模の公演や市民参加型イベント等を開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の創出に取り組みます。

世界こども美術館や石正美術館において、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高めます。

美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組みます。

子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会の提供に取り組みます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
石央文化ホール利用者数の増加	令和2年度	令和7年度	石央文化ホールの年間利用者数の令和4～7年度の累計
	年間 11,473人	142,200人	
市内美術館における創作活動等の受講者数の増加	令和2年度	令和7年度	市内美術館でワークショップ、創作活動、講座等によって芸術に触れる年間受講者数の令和4～7年度の累計
	年間 3,074人	32,200人	

具体的取組

項目	①石央文化ホールの管理運営	V-(1)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 施設開館から27年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいる。</p> <p>令和2年度から令和6年度は、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団を指定管理者として施設管理をはじめ、イベント等の自主事業を実施している。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルス感染症の影響により利用人数が減少している。</p>	令和2年度 利用人数 (年間11,473人)
目標	<p>石央文化ホールを活用して各種規模の公演や市民参加型イベント等を開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の創出に取り組む。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用人数の増加に向けた取組みを実施する。</p>	(累計142,200人)
内容	<p>【概要】 石央文化ホールは、浜田地域の芸術文化振興を図ることを目的とした施設である。市民が芸術文化をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、各種規模の公演や市民参加型のイベント等を実施するとともに、各文化団体による文化活動の発表の場としても活用する。</p> <p>石央文化ホールの管理運営にあたっては指定管理者制度を活用し、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し、管理運営を進める。</p> <p>【主な取組】 ◎市の芸術文化振興に繋がる管理運営や自主事業の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>自主事業イベント</p> <p>各種規模の音楽・演劇公演や市民参加型イベントなどを開催し、市民が芸術文化に触れる機会を提供</p> </div> </div> </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②世界こども美術館の管理運営	V-(1)-② 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 施設開館から 25 年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいる。</p> <p>令和 2 年度から令和 6 年度は、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団を指定管理者として、施設管理をはじめ展覧会事業、創作活動等の多彩な自主事業を実施している。</p> <p>【課 題】 新型コロナウイルス感染症の影響により入館者数が減少している。</p>	令和 2 年度 創作活動等の 受講者数 (年間 2,797 人)
目標	<p>展覧会事業や創作活動の開催を通じて次代を担う子どもたちの創造力と感性を育み、文化芸術の創造性を高める。</p> <p>また、子どもや市民の芸術文化意識向上のための各種事業を実施し、入館者数の増加を図る。</p>	(累計 29,300 人)
内 容	<p>【概 要】 世界こども美術館は、子どもの美術鑑賞及び創造力の育成を図り、海外の子どもたちとの文化交流を推進するとともに、美術に関する市民の知識及び文化振興に寄与することを目的とした施設である。また、子どもや市民の芸術文化意識向上のための事業実施も求められている。</p> <p>世界こども美術館の管理運営にあたっては指定管理者制度を活用し、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し、管理運営を進める。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎子どもを対象とした展覧会事業や創作活動の実施 ◎世界の子どもの作品を展覧するアンデパンダン展の開催 ◎子どもや市民の芸術文化意識の向上のための各種事業の実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ホリデー創作活動 </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">毎週土日と祝日の午後に創作室において様々な創作活動を実施。</p> </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③石正美術館の管理運営	V-(1)-③ 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 施設開館から 20 年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいる。 令和 2 年度から令和 6 年度は、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団を指定管理者として、施設管理をはじめ、展覧会事業、講座、絵画教室等が実施されている。</p> <p>【課 題】 新型コロナウイルス感染症の影響により入館者数が減少している。</p>	令和 2 年度 講座等の 受講者数 (年間 277 人)
目標	多様な芸術に触れる機会の創出と地域の芸術文化振興を図るため石本正画伯の作品に関する調査研究を進め、展覧会事業や講座、絵画教室等を実施する。	(累計 2,900 人)
内 容	<p>【概 要】 石正美術館は、三隅町出身の石本正画伯の作品を収蔵・展示し、市民の美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、地域文化の振興に寄与することを目的とした施設である。また、地域発の無形文化遺産である石州半紙・石州和紙を利用した芸術文化の発信拠点ともなっている。 石正美術館の管理運営にあたっては指定管理者制度を活用し、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し、管理運営を進める。</p> <p>【主な取組】 ◎日本画家石本正画伯の作品の収蔵・展示 ◎展覧会事業や講座、絵画教室等の実施</p> <div data-bbox="284 1413 1358 1823" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: flex-start;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>展覧会事業</p> <p>石本正画伯の収蔵作品の展示や作品の解説等を通じて地域の芸術文化を発信</p> </div> </div> </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	④文化振興事業	V-(1)-④ 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 浜田市美術展や浜田市スクールコンサートの開催により芸術文化に触れる機会を提供する。 浜田市文化協会など各文化団体が実施する文化活動や自主事業を支援する。</p> <p>【課 題】 文化団体等の構成員の高齢化が進んでおり、文化団体や担い手が減少傾向にある。 新型コロナウイルス感染症の影響により文化活動の機会が減少している。</p>	<p>令和元年度</p> <p>スクール コンサート 実施校数 (9校)</p> <p>※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
目標	<p>市民が主体となった文化活動を支援し、文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくり及び伝統文化の保存継承に取り組む。</p> <p>子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、スクールコンサートを令和7年度までに累計33校で実施する(3年間で全小中学校25校を1巡。1年あたり8校程度実施)</p>	(累計33校)
内容	<p>【概 要】 美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組む。 子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会提供に取り組む。 本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組む。</p> <p>【主な取組】 ◎浜田市美術展の開催 ◎浜田市スクールコンサートの開催 ◎浜田市文化協会並びに各種文化団体の活動支援 ◎各種助成制度の活用に向けた学校、文化団体への情報提供及び申請支援</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

(2) 伝統文化の保存継承

本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組みます。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	①文化振興事業 【再掲】	V-(2)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 浜田市美術展や浜田市スクールコンサートの開催により芸術文化に触れる機会を提供する。 浜田市文化協会など各文化団体が実施する文化活動や自主事業を支援する。</p> <p>【課 題】 文化団体等の構成員の高齢化が進んでおり、文化団体や担い手が減少傾向にある。 新型コロナウイルス感染症の影響により文化活動の機会が減少している。</p>	<p>令和元年度</p> <p>スクール コンサート 実施校数 (9校)</p> <p>※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止</p>
目標	<p>市民が主体となった文化活動を支援し、文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくり及び伝統文化の保存継承に取り組む。</p> <p>子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、スクールコンサートを令和7年度までに累計33校で実施する(3年間で全小中学校25校を1巡。1年あたり8校程度実施)</p>	(累計33校)
内容	<p>【概 要】 美術展等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動の活性化と文化活動に関わる人づくりに取り組む。 子どもたちが芸術文化を身近に感じ、豊かな心を創造できるよう、各種助成制度を活用した芸術文化に触れる機会提供に取り組む。 本市に伝え残された石見神楽などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化について、市民団体が主体となって実施する市民芸術文化祭や、浜田市文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行うことにより、保存継承に取り組む。</p> <p>【主な取組】 ◎浜田市美術展の開催 ◎浜田市スクールコンサートの開催 ◎浜田市文化協会並びに各種文化団体の活動支援 ◎各種助成制度の活用に向けた学校、文化団体への情報提供及び申請支援</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え）	V-(2)-② 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 市内には資料館が6館1室あるが、いずれも狭隘化、老朽化が進んでいる。</p> <p>【課題】 既存資料館の中核施設となる浜田郷土資料館は、築60年以上経過して老朽化が著しく、展示スペースも狭いなど、施設整備が課題である。</p>	
目標	歴史文化保存展示施設の整備について取り組む。	
内容	<p>【概要】 歴史文化保存展示施設については、令和元年度に（仮称）浜田歴史資料館検討会で検討いただき、「整備の方向性には大半の委員が賛同」などの意見をいただいた。</p> <p>これらの意見を踏まえ、浜田郷土資料館の建替えとして、世界こども美術館創作活動館に複合させ、歴史文化の保存と継承、ふるさと郷育、市民や観光客との交流を目的とした拠点施設とすることなどの整備方針を議会や各地域協議会、市民説明会などに説明し、意見をお聴きした。</p> <p>令和2年度からは、専門検討委員会を設置し、展示内容や活用方法について専門家の意見をお聴きし、令和3年10月に検討報告を受けた。</p> <p>今後、説明会の開催などにより、市民に経緯や背景などを含めて丁寧に説明し、意見を伺いながら検討する。</p> <p>【主な取組】 ◎歴史文化保存展示施設の整備に関する検討</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

(3) 文化財の調査・保存と活用

様々な専門機関や有識者と連携し、市内に所在する様々な文化財や遺跡の計画的な調査と保存活用を進め、郷土の偉人の業績等の再発見と周知に取り組みます。

また、文化財や遺跡の分布状況や価値といった調査と研究の成果を分かりやすく情報発信し、観光資源、ふるさと学習の教材としての活用を目指し、市民の地域への愛着や誇りにつながるよう取り組みます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標・指標の説明
文化財の指定・登録件数の増加	令和2年度	令和7年度	国、県、市が指定・登録した文化財の件数
	100件	104件	

具体的取組

項目	①各指定文化財の保護管理	V-(3)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 指定文化財の保護管理を、所有者及び地域の協力をうけ、申請に応じた補助金を交付して実施している。</p> <p>【課題】 指定文化財の保護管理のため、行政と所有者及び地域の協力が継続できる体制整備が課題である。 市内全体の文化財の状況の把握、文化財行政全体の取り組みや指針の明確化が必要である。</p>	
目標	<p>文化財が市民共有の財産であるという認識の基に、文化財所有者、地域と連携し、指定文化財が将来にわたって保護、活用が図られるよう努める。 地域の文化財の総合的把握、保存活用を図る文化財保存活用地域計画を策定する。</p>	
内容	<p>【概要】 貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるように、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。 また、ユネスコの無形文化遺産である石州半紙の伝承を図るため、石州半紙技術者会と連携して後継者育成に努める。</p> <p>【主な取組】 ◎指定文化財への補助金交付業務 ◎指定文化財に対し、所有者と協力した保護管理の実施 ◎文化財防火デーパトロール ◎石州半紙技術者会への協力支援 ◎文化財保存活用地域計画の策定（令和4年度～令和6年度予定）</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・ 高齢者 ・ (文化財所有者)	

項目	②市内に所在する様々な文化財の調査研究	V-(3)-② 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 様々な専門機関と協力して調査を進め、成果の蓄積を行っている。特に重要な文化財は文化財審議会委員の意見を聞きながら、文化財指定に向けて取組んでいる。</p> <p>【課題】 石見神楽関係、藍染型紙、建造物といった指定文化財候補の調査を進めるなかで、専門家の指導助言も受けた客観的な評価を行う必要がある。また、長期的には文化財の調査・研究が行える人材の育成が必要になる。</p>	令和2年度末時点 (100件)
目標	文化財の調査研究を専門機関等への協力・共同調査を通して進め、成果の蓄積と文化財指定への取り組みを進める。	(104件)
内容	<p>【概要】 浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に収集、把握し、調査研究を図るとともに、その成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。また、特に重要な文化財については指定し、後世に伝える。</p> <p>【主な取組】 ◎専門機関等との協力・共同調査業務 ◎指定文化財候補（石見神楽関係、藍染型紙、建造物等）の調査</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③市内遺跡発掘調査事業	V-(3)-③ 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 各開発事業と文化財の保護について、円滑な調整を図るため、報告書やインターネットにおいて、埋蔵文化財位置情報の公開を行い、開発業者への周知を図っている。</p> <p>【課題】 開発計画に対し、早急な分布調査や試掘調査の実施が必要になる。また、浜田城跡、石見国府跡、たたら製鉄遺跡など、テーマを絞った市内の重要な遺跡の調査も必要である。</p>	
目標	<p>計画的な調査により、埋蔵文化財の把握に努め、浜田市内の各種開発事業との円滑な調整を行う。また、調査成果を公開し、活用を図る。</p>	
内容	<p>【概要】 計画的に分布調査や発掘調査等を実施することにより、埋蔵文化財を把握し、各種開発事業との円滑な調整を図る。また、遺跡台帳を整備し、基本情報の取得が容易に行えるように取り組む。</p> <p>【主な取組】 ◎開発計画に対する分布調査や試掘調査の実施 ◎調査報告書の作成と刊行、全国関係機関への情報提供 ◎開発に係る遺跡（矢原遺跡等）、市内の重要遺跡（浜田城跡等）の調査</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	④市誌編纂事業	V-(3)-④ 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 専門知識を持つ会計年度任用職員を配置し、古文書撮影、史料整理、一部解読などの資料収集と調査を行っている。</p> <p>【課 題】 資料の把握状況は、各地域で偏りがあり、継続して資料の収集整理を進める必要がある。また、松江市史など、他の事例を参考にしながら、資料調査から刊行に向けての長期的な方向性と計画の検討が課題である。</p>	
目標	<p>市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、全市的な資料の収集、整理、調査研究を行い、その成果を活用できるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>市誌編纂から刊行への長期的な方向性と基本計画を検討する。</p>	
内容	<p>【概 要】 市誌編纂時の、古文書撮影、史料整理、一部解読の作業を行い、継続して資料収集と調査を行っている。調査成果を反映した江戸時代の浜田に関する講演など情報発信も行っている。</p> <p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎石見地域に関する史料収集と調査 ◎まちづくりセンター、地域団体での、江戸時代の浜田に関する各種研修会への協力 ◎発刊計画と内容を検討し、令和7年度を目標に基本計画の作成を目指す。 	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・ 高齢者 ・()	

項目	⑤歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え） 【再掲】	V－(3)－⑤ 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 市内には資料館が6館1室あるが、いずれも狭隘化、老朽化が進んでいる。</p> <p>【課題】 既存資料館の中核施設となる浜田郷土資料館は、築60年以上経過して老朽化が著しく、展示スペースも狭いなど、施設整備が課題である。</p>	
目標	歴史文化保存展示施設の整備について取り組む。	
内容	<p>【概要】 歴史文化保存展示施設については、令和元年度に（仮称）浜田歴史資料館検討会で検討いただき、「整備の方向性には大半の委員が賛同」などの意見をいただいた。</p> <p>これらの意見を踏まえ、浜田郷土資料館の建替えとして、世界こども美術館創作活動館に複合させ、歴史文化の保存と継承、ふるさと郷育、市民や観光客との交流を目的とした拠点施設とすることなどの整備方針を議会や各地域協議会、市民説明会などに説明し、意見をお聴きした。</p> <p>令和2年度からは、専門検討委員会を設置し、展示内容や活用方法について専門家の意見をお聴きし、令和3年10月に検討報告を受けた。</p> <p>今後、説明会の開催などにより、市民に経緯や背景などを含めて丁寧に説明し、意見を伺いながら検討する。</p> <p>【主な取組】 ◎歴史文化保存展示施設の整備に関する検討</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

(4) 地域文化の交流拠点づくり

本市は、周布古墳や石見国分寺跡など、古代石見の中心地であったことを示す遺跡をはじめ、中世の領主たちが築いた多くの山城があるほか、近世には浜田藩の居城である浜田城を中心に城下町が建設され、隣接する外ノ浦などの港には北前船が寄港して、津和野藩内のたたら製鉄などで生産された商品が輸出されることによって発展し、近代には浜田県が成立するなど、石見の中心的役割を担ってきた歴史があります。さらに、ユネスコ無形文化遺産の石州半紙や日本遺産の構成文化財である石見神楽などの伝統文化も継承されています。これらの地域文化を知り、ふるさとを学習する場として市内各資料館と各支所での展示の活用に取り組みます。

また、特色ある歴史文化資源を活用し、浜田の魅力を市内外に発信できる地域文化交流拠点の整備に取り組みます。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	①市内各資料館の管理運営	V-(4)-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 市内の資料館は浜田2館、金城2館、旭1館、弥栄1室、三隅1館があり、4つの支所のスペースを利用した展示も行っている。</p> <p>【課題】 各地域にある資料館は、施設の老朽化、入館者が少ない館があり、支所での展示を含めた施設の有効利用の検討が課題である。</p>	現状値なし
目標	各資料館は、地域における資料の収集展示、研究、教育普及活動に必要な施設のため、その有効性を高める。各支所での展示は、地域に関連した年2回の展示替えを行い、地域の歴史文化を知る機会を増やす。	(各支所 累計8回)
内容	<p>【概要】 市内の資料館 浜田郷土資料館 指定管理 (浜田市文化協会) 浜田城資料館 直営 V-(5)-① 金城資料館 (金城民俗資料館・金城歴史民俗資料館) 指定管理 (西中国山地民具を守る会) 旭歴史民俗資料館、弥栄郷土資料展示室、三隅歴史民俗資料館 直営 金城、旭、弥栄、三隅支所の一部を利用した支所展示</p> <p>【主な取組】 ◎指定管理施設へは、浜田市資料館運営協議会等での意見反映、管理運営への助言の実施 ◎直営の資料館では、学校、市民の見学に応じた館内説明の実施 ◎各支所の展示では、支所と協力した展示替えの実施</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え） 【再掲】	V－(4)－② 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 市内には資料館が6館1室あるが、いずれも狭隘化、老朽化が進んでいる。</p> <p>【課 題】 既存資料館の中核施設となる浜田郷土資料館は、築60年以上経過して老朽化が著しく、展示スペースも狭いなど、施設整備が課題である。</p>	
目標	歴史文化保存展示施設の整備について取り組む。	
内 容	<p>【概 要】 歴史文化保存展示施設については、令和元年度に（仮称）浜田歴史資料館検討会で検討いただき、「整備の方向性には大半の委員が賛同」などの意見をいただいた。</p> <p>これらの意見を踏まえ、浜田郷土資料館の建替えとして、世界こども美術館創作活動館に複合させ、歴史文化の保存と継承、ふるさと郷育、市民や観光客との交流を目的とした拠点施設とすることなどの整備方針を議会や各地域協議会、市民説明会などに説明し、意見をお聴きした。</p> <p>令和2年度からは、専門検討委員会を設置し、展示内容や活用方法について専門家の意見をお聴きし、令和3年10月に検討報告を受けた。</p> <p>今後、説明会の開催などにより、市民に経緯や背景などを含めて丁寧に説明し、意見を伺いながら検討する。</p> <p>【主な取組】 ◎歴史文化保存展示施設の整備に関する検討</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～

(5) 認定された日本遺産の活用

本市では「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」、
「神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～」の2つの日本遺産が認定されています。これらの日本遺産の価値を市民で共有し、地域の活性化や観光振興に活かすとともに、それぞれの認定期間（6年間）経過後も、認定が継続されるよう、活用事業を行う各協議会の支援に取り組めます。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	①浜田城資料館管理事業（北前船関係展示）	V-（5）-① 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現状】 日本遺産に認定された北前船寄港地・外ノ浦について、企画展示などを開催し、周知を行っている。</p> <p>【課題】 外ノ浦の紹介にとどまらず、市内外の北前船に関する資料や情報を収集、検討し、その成果を事業に活かしていくことが課題である。</p>	令和2年度 企画展の開催 回数 (年間1回)
目標	北前船や外ノ浦について、理解を深められるように事業を実施し、浜田市の特色ある歴史文化であることを周知する。	(累計4回)
内容	<p>【概要】 浜田城資料館は、浜田城や北前船寄港地・外ノ浦、御便殿などの郷土の歴史文化について紹介するために、令和元年10月に開館した資料館である。</p> <p>北前船に関しては、外ノ浦の資料や情報だけではなく、西廻り航路で活躍した北前船や各地の寄港地との関連から、外ノ浦の特色を明らかにするとともに、新たな視点や様々な切り口から捉え直して、事業に反映し、理解を深められるようする。</p> <p>【主な取組】 ◎企画展の開催 ◎講演会・見学会の開催 ◎HPやインスタグラムなどによる情報発信</p> <div data-bbox="459 1525 1305 1912" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  </div>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②歴史文化保存展示施設整備事業（浜田郷土資料館建替え） 【再掲】	V－(5)－② 文化スポーツ課
現状と課題	<p>【現 状】 市内には資料館が6館1室あるが、いずれも狭隘化、老朽化が進んでいる。</p> <p>【課 題】 既存資料館の中核施設となる浜田郷土資料館は、築60年以上経過して老朽化が著しく、展示スペースも狭いなど、施設整備が課題である。</p>	
目標	歴史文化保存展示施設の整備について取り組む。	
内 容	<p>【概 要】 歴史文化保存展示施設については、令和元年度に（仮称）浜田歴史資料館検討会で検討いただき、「整備の方向性には大半の委員が賛同」などの意見をいただいた。</p> <p>これらの意見を踏まえ、浜田郷土資料館の建替えとして、世界こども美術館創作活動館に複合させ、歴史文化の保存と継承、ふるさと郷育、市民や観光客との交流を目的とした拠点施設とすることなどの整備方針を議会や各地域協議会、市民説明会などに説明し、意見をお聴きした。</p> <p>令和2年度からは、専門検討委員会を設置し、展示内容や活用方法について専門家の意見をお聴きし、令和3年10月に検討報告を受けた。</p> <p>今後、説明会の開催などにより、市民に経緯や背景などを含めて丁寧に説明し、意見を伺いながら検討する。</p> <p>【主な取組】 ◎歴史文化保存展示施設の整備に関する検討</p>	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

浜田市立小中学校統合再編計画について

昨年度までの浜田市立学校統合一案審議会答申説明会や意見交換会及び、今年度に入ってから計画案に関する説明会や意見交換会を保護者の皆さまや地域の皆さまと重ねてまいりましたが、令和 3 年夏以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、秋に予定しておりました意見交換会につきまして、保護者の皆さまを中心に開催に対する心配の声等も多くなり、開催できませんでした。

その後、12 月に保護者の方を対象とした意見交換会を開催いたしましたが、再度の意見交換会も要望されております。

また、併せて地域の代表の方との意見交換会も検討しております。

以上のことから、早ければ今年度末の計画決定を目標としておりました浜田市立小中学校統合再編計画につきましては、計画決定が来年度にずれ込む見込みとなりましたので報告します。

1 浜田市立小中学校統合再編計画（案）説明会・意見交換会開催状況

(1) 雲雀丘小学校を対象とした説明会・意見交換会

No.	開催日	内容	開催場所	対象	出席者数
1	R3.05.21 (金)	計画案説明会	雲雀丘小学校	保護者・地域	34 人
2	R3.12.22 (水)	意見交換会	雲雀丘小学校	保護者	13 人

(2) 美川小学校・第四中学校を対象とした説明会・意見交換会

No.	開催日	内容	開催場所	対象	出席者数
1	R3.05.24 (月)	計画案説明会	美川まちづくりセンター	保護者・地域	38 人
2	R3.07.12 (月)	意見交換会	美川小学校	保護者	15 人
3	R3.12.17 (金)	意見交換会	美川小学校	保護者	7 人

(3) 石見小学校を対象とした説明会・意見交換会

No.	開催日	内容	開催場所	対象	出席者数
1	R3.05.12 (水)	計画案説明会	石見小学校	保護者	25 人

令和5年度開園予定の統合幼稚園に関する基本方針（案）について

浜田市では、令和2年11月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和5年度に現在の浜田市立幼稚園4園を1園に統合する方針を示しました。

このたび、「公立幼稚園の今後のあり方（案）」の内容も踏まえながら、「統合幼稚園に関する基本方針（案）」を作成しました。

1 浜田市立幼稚園の現状

浜田市立幼稚園（以下、「市立幼稚園」という）の園児数は、少子化などの影響により、年々減少しています（表1）。

令和3年12月現在、市立幼稚園3園の総園児数は40名となっており、全ての園で4歳児と5歳児あるいは3歳児から5歳児までの混合学級となっています。

併せて、市立幼稚園の多くは、施設の老朽化が著しく、修理の必要な箇所が多く存在するという課題も抱えています。

表1 市立幼稚園の園児数の推移

単位：人

区分	H28	H29	H30	H31	R2	R3.12
原井幼稚園	14	13	2	—	—	—
石見幼稚園	54	42	34	37	25	16
長浜幼稚園	32	26	27	26	17	14
美川幼稚園	21	16	16	11	8	10
合計	121	97	79	74	50	40

2 市立幼稚園の統合について

現在、市立幼稚園の園児数は著しい減少傾向にあります。これまで培われてきた教育課程の実践を継続するためには一定規模の園児数は必要と考えています。

さらに、今後、市立幼稚園は、運営の効率化を図りながら、その役割を明確にし、浜田市全体の幼児教育を充実させていく必要があると考えています。

こうしたことから、令和2年11月に「公立幼稚園の今後のあり方（案）」を公表し、その中で、令和5年度に現在の市立幼稚園4園を1園に統合する方針を示し、幼児教育における教育力向上機関としての役割を担うこととしました。また、園舎は、施設の規模、耐震性、耐久性などの観点から、統合後、当面の間は、現在の長浜幼稚園の園舎を活用することとしました。

3 市立幼稚園の存在意義と果たすべき役割

市立幼稚園は、市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的にアプローチすることが可能になります。また、これまで、民間の幼児教育施設では対応が困難な課題についても、「公立」としての役割を果たすべく、対応してきました。こうした「公立」幼稚園としての機能は、幼児教育施設が公私や類型の枠を超えて連携し、本市の保育・教育の質の向上を目指すうえで欠かせないものです。浜田市においては、その役割を明確にした上で、市立幼稚園を1園は存続させていく必要があると考えています。

また、子どもを取り巻く状況が急速に変化する中、平成30年4月には、幼稚園、保育所及び認定こども園は、幼児教育を行う施設（以下、「幼児教育施設」という）として、育みたい資質・能力及び幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を共有することとなりました。

さらに、島根県においては、平成30年4月に島根県幼児教育センターを開設し、幼児教育施設の教育力向上や幼小接続への支援体制の強化を図られていますが、今後、各市町村にその役割の一部を継承する方向性が示されています。

これらのことから、市立幼稚園の存在意義及び今後特に果たすべき役割については、以下のとおり考えています。

1 市立幼稚園の存在意義

- (1) 市が直接運営する施設のため、市が抱える幼児教育の課題に対して、直接的かつ機動的なアプローチが可能
- (2) 公立と私立の幼児教育施設が連携することが保育・教育の質の向上につながる
- (3) 民間の幼児教育施設では対応が困難な課題にも対応可能

2 市立幼稚園が特に果たすべき役割

- (1) 市全体の幼児教育の質の向上に向けた先導的な役割
(浜田市幼児教育センターの設置、公開保育の積極実施など)
- (2) 特別支援教育の充実
(幼児通級教室の設置、インクルーシブ教育の推進など)
- (3) セーフティネットとしての役割
(特別な配慮を必要とする子どもの受入など)

4 統合幼稚園の概要

(1) 教育目標

ふるさとに親しみ 自ら考え 共に育つ子どもの育成

(2) 園名・園章・園歌

- ・園名は、「浜田市立浜田幼稚園」とします。
- ・園章は、統合する4園の園章をもとに、市立幼稚園の職員、保護者及び教育委員会とで協議を行い、以下のとおり案を作成しました。
- ・園歌は、統合後に検討します。

【新園章（案）】



- ・周辺のひし形で海と波を表現。
(石見・原井を参考)
- ・真ん中は4園の統合と未来に羽ばたく子どもたちを鳥の羽で表現。(石見・長浜・美川を参考)
- ・全体として、浜田の自然の中で、子どもたち(鳥)を守り育てていくことをイメージして作成。

【参考：現在の園章】



原井



石見



長浜



美川

(意味)

原井：詳細不明。島根県女子師範学校代用附属幼稚園から由来しているものと推測される。

石見：外側は3つの波、ひよこは子どもたち、みんなで子どもを守り育てる。

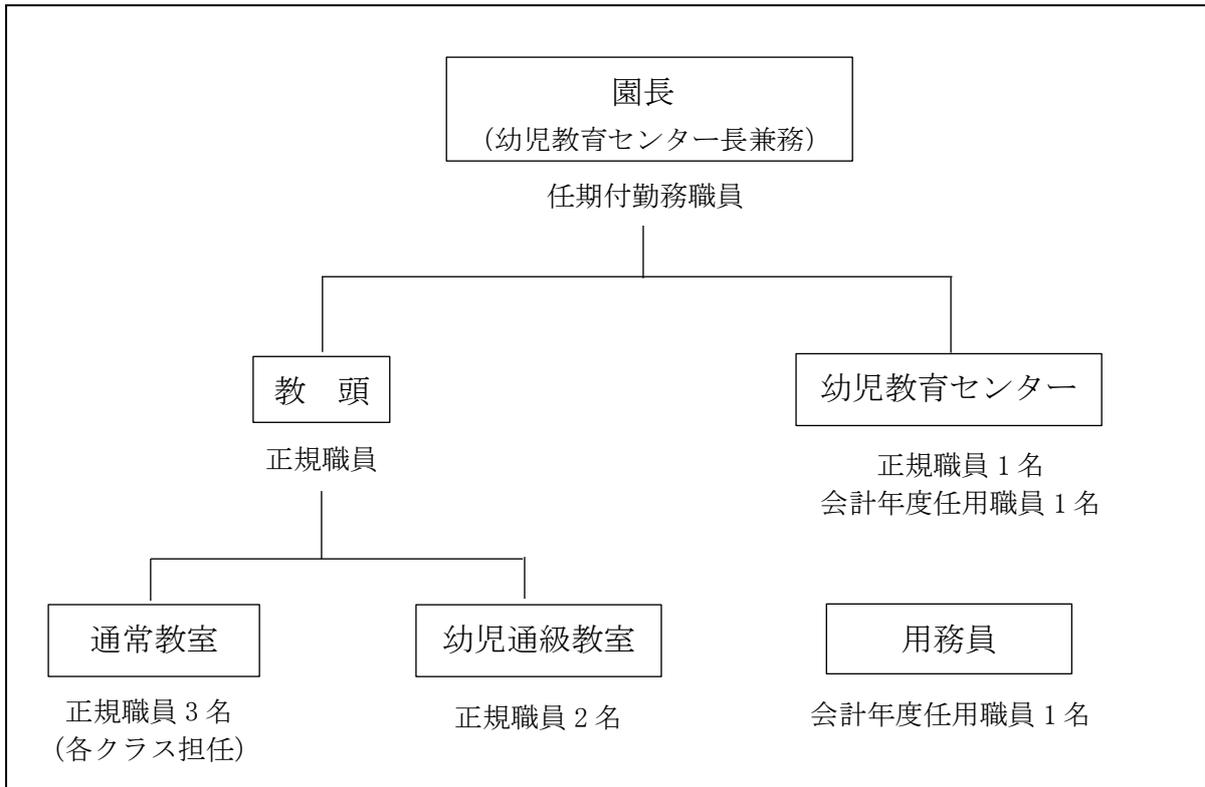
長浜：北国からやってくる渡り鳥「かもめ」のように立派に成長してほしい。

美川：ミカワの「カ」を三つの輪上に配置し、ミカワと読む。美川小校章と同じ。

(3) 所在地

浜田市熱田町 820 番地 1 (現在の長浜幼稚園の園舎を使用)

(4) クラス編成と職員体制



合計 10 名体制

(内訳) 任期付勤務職員 (園長) 1 名、正規職員 7 名 (再任用含む)、
会計年度任用職員 2 名

◎ 統合に併せて、「特別支援教室」は、廃止します。

(理由)

- ・現在、特別支援教室 (石見幼稚園に設置) に在籍している園児はおらず、さらに、保護者からもインクルーシブ教育 (障がいのある幼児もない幼児も共に学ぶこと) を求められているため。
- ・なお、特別な配慮を必要とする幼児が入園する際には、障がいなどの程度に応じて、会計年度任用職員を加配することができることとします。

(職員の加配基準は (6) のとおり)

(5) 定員

浜田幼稚園の認可定員及び利用定員については、以下のとおりとします。

	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
認可・利用定員	20 人	20 人	20 人	60 人

ただし、園児数が少ない場合は、以下の基準により混合学級とします。

区分	混合学級の基準
4歳児と5歳児の混合学級	4歳児と5歳児の合計園児数が <u>20人</u> （現在の基準：25人）以下の場合は、4歳児と5歳児による混合学級とする。
3～5歳児の混合学級	3～5歳児の合計園児数が <u>10人</u> （現在の基準と同じ）以下の場合は、1学級の混合学級とする。

【参考】県内他市の市立幼稚園の混合学級基準

自治体名	混合学級編成基準	クラス定員
松江市	4,5歳児：16名以下 3,4,5歳児：12名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
出雲市	4,5歳児：25名以下 3,4,5歳児：9名以下	4,5歳児：各35名 3歳児：25名
雲南市	4,5歳児：基準なし 3,4,5歳児：16名以下	1クラス35名以内（国基準）

※ 安来市と大田市は、基準なし。江津市と益田市は、公立幼稚園なし。

(6) 職員の加配基準

次の場合、会計年度任用職員を加配することができることとします。

- ① 次のいずれかを満たす幼児が入園する場合
 - ・ 特別児童扶養手当の支給対象幼児
 - ・ 身体障害者手帳の交付を受けた幼児
 - ・ 療育手帳の交付を受けた幼児
- ② 混合学級となった場合
- ③ その他教育委員会が必要と認めた場合

5 実施を検討する主なサービス

(1) 預かり保育

預かり保育とは、幼稚園の教育時間の終了後に、当該幼稚園の園児を一時的に預かり、保育を行うことです。預かり保育の実施日時及び利用料金については、現行のままとします。

- ① 実施日時 開園日の14時～16時（ただし、長期休業中は実施しない）
- ② 利用料金 1日当たり400円（保護者の就労等、保育認定を受ければ無料）

(2) 通園バス

統合により通園が困難となる石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児に対して、通園バスの運行を検討します。ただし、運行する場合でも、石見幼稚園及び美川幼稚園の在園児が卒園するまでの期間（2年間）の限定運行とします。

なお、バスには、同乗者1名が必要であり、幼稚園職員（会計年度任用職員含む）で対応することとします。

- ① 運行委託期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日
- ② 運行委託費 年間990千円
- ③ 運行車両 石見小学校のスクールバス「後野線」を使用予定。
- ④ 運行経路及び時間

【登園便】

8:30

8:30

8:45

【降園便】

14:00

14:15

14:35

石見小周辺 → 旧美川幼 → 浜田幼 浜田幼 → 旧美川幼 → 石見小周辺

(3) 給食

現在、各幼稚園においては、月2回の給食試食会を実施しています。統合後については、学校給食センターなどと協議しながら、保育所など民間事業所への業務委託の可能性も含めて、なるべく多く給食が実施できるよう検討を行います。

6 浜田市幼児教育センター

(1) 設置目的

公私や施設類型の枠を超え、0歳から質の高い保育・教育を提供するため、市内幼児教育力向上の拠点として、「浜田市幼児教育センター」を設置します。

(2) 職員体制

幼児教育アドバイザー2名（うち1名は正規職員）

(3) 事業内容

- ① 幼児教育アドバイザーの派遣による園内研修型訪問支援
 - ・保育参観、幼小連携・接続、特別支援教育、保育計画編成、安全管理
- ② 保育従事者への研修の実施
 - ・市内幼児教育施設キャリア別研修、幼小合同研修の実施など
- ③ 幼児教育施設への情報提供
 - ・幼児教育に関する研究成果、市の教育方針の普及など
- ④ 関係機関とのコーディネート機能
 - ・園の要請に基づいた専門性を有する者（保健・福祉・教育）との連携支援

(4) 子育て世代包括支援センターとの連携

両センターが連携して取り組みますが、大きな役割分担は次のとおりとします。

- 幼児教育施設の支援 ⇒ 幼児教育センター
- 家庭及び地域の支援 ⇒ 子育て世代包括支援センター

(5) 鳥根県幼児教育センターとの連携（県の役割）

- ① 市の幼児教育アドバイザーに対する助言・援助
- ② 研修などによる幼児教育アドバイザーの人材育成
- ③ 県内の幼児教育アドバイザーの連絡会などの開催
- ④ 幼児教育に関する好事例、研究成果、県の教育方針の情報提供など

7 幼児通級教室

(1) 設置目的

市内幼児教育施設においては、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする子どもの割合が増加傾向にあります。これらの子どもに対しては、生活上などの課題の早期発見と早期支援が必要であり、そのためには、様々な支援の選択肢やタイムリーな支援の提供が重要となっています。

そのため、幼児教育施設に在籍しながら通うことができ（※）、一人一人の得意なことや興味があることを活かしながら、課題の克服を目指す「幼児通級教室」を統合幼稚園内に設置します。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

(2) 職員体制

正規職員 2 名

(3) 対象者

市内に住所を有し、言葉、行動面、人との関わりなど、特別な配慮を必要とする 3～5 歳児。

(4) 事業内容

市内の幼児教育施設に在籍しながら（※）、統合幼稚園内に設置する「幼児通級教室」に保護者と一緒に通うことで、以下の支援を受けることができます。

※ 幼児教育施設に在籍していない幼児も利用することができます。

① 個別支援

基本的には、週 1 回 1 時間程度の個別支援を行います。

② 集団支援

ニーズに応じて、個別支援に加え、集団活動を通じた支援を行うこともあります。

【受入上限人数】

受入人数の上限は、午前 2 コマ、午後 2 コマで週 5 日の利用を想定し、年間 20 名とします。ただし、令和 5 年度については、開設準備期間を設けるなどの理由から、受入上限人数は 10 名程度とする予定です。

(5) 利用の決定

幼児通級教室の利用者は、毎月 1 回開催する「幼児通級教室利用検討会（※）」において決定します。

【幼児通級教室利用検討会メンバー】

- ・ 園長
- ・ 教頭
- ・ 幼児通級教室職員
- ・ 浜田市幼児教育センター職員
- ・ 教育委員会指導主事
- ・ 担当保健師

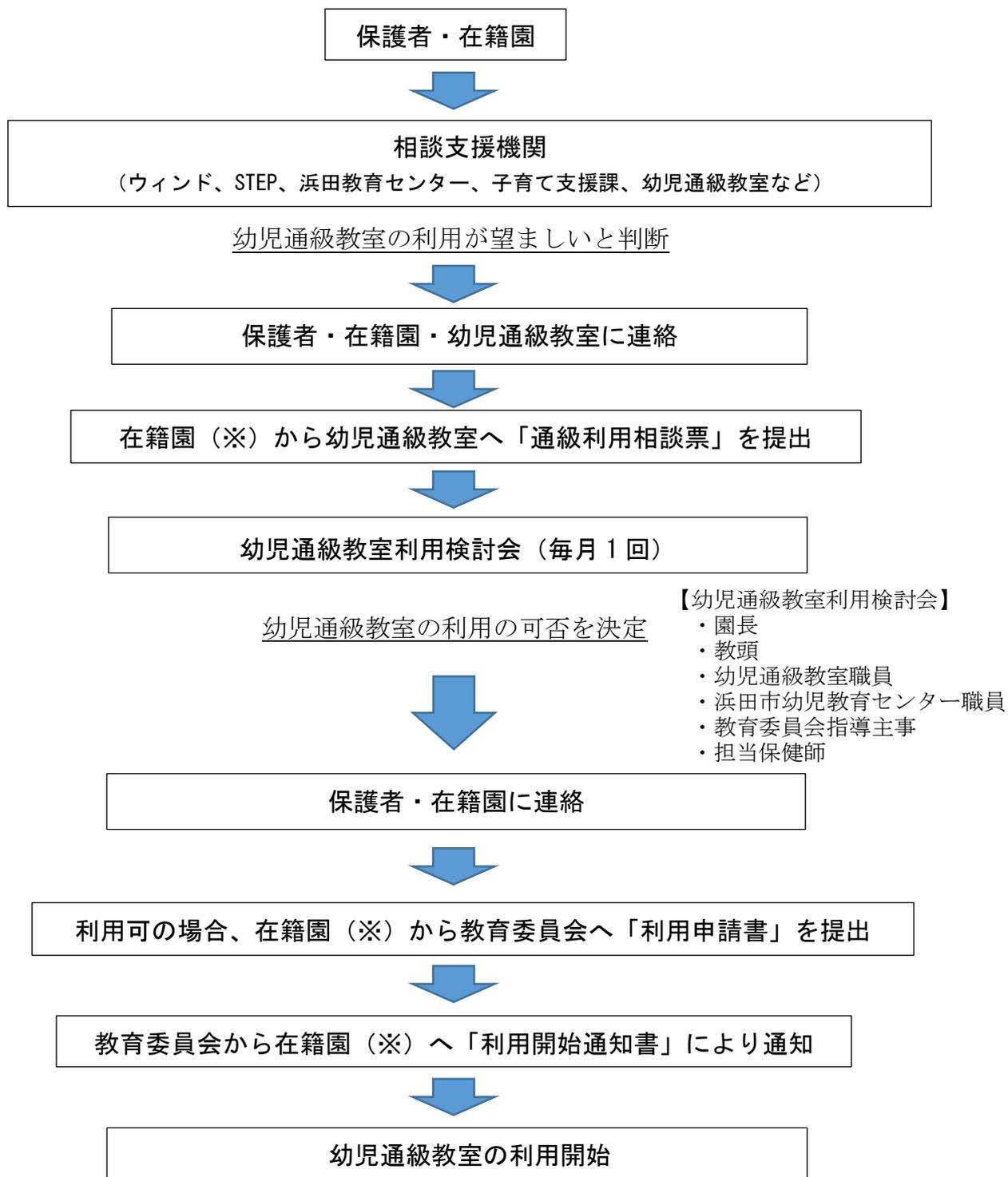
(6) 受入開始予定時期

令和 5 年 7 月（4～6 月は、準備期間とします）

(7) 利用開始までの流れ

相談から概ね 2 か月で、幼児通級教室の利用開始が可能となります。
詳細については、次ページのとおり。

【幼児通級教室利用開始までの流れ】



※ 幼児教育施設に在籍していない幼児は、保護者となります。

8 新園舎の建設について

今後、新しい場所での新園舎の建設を検討します。統合後、当面の間は、長浜幼稚園の園舎を使用しながら、並行して新園舎を建設する際の費用や場所などの検討を進めていきます。

9 開園までの主なスケジュール

令和3年12月17日	第1回統合幼稚園開園準備検討会
令和3年12月27日	行財政改革推進本部会議で混合学級基準を承認
令和4年1月6日	第2回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年1月26日	市議会総務文教委員会で意見交換
令和4年2月	パブリックコメント実施 保育所園長会で意見交換
令和4年3月	第3回統合幼稚園開園準備検討会
令和4年6月	市議会総務文教委員会及び全員協議会で最終報告
令和4年9月	浜田市立幼稚園条例の改正案を市議会に提出
令和4年12月	令和5年度園児募集開始
令和5年3月	石見・長浜・美川・原井幼稚園閉園
令和5年4月	浜田幼稚園開園

令和4年度 幼児教育施設入園・入所申込み状況について

1 公立幼稚園

令和3年12月1日（水）から20日（月）までの期間に行った令和4年度公立幼稚園園児募集において、以下のとおり新規入園申込みがありました。

【新規入園申込み児童数】

	年度	3年保育 (年少)	2年保育 (年中)	1年保育 (年長)	合計
石見	R4	5			5
	参考:R3	4			4
長浜	R4				0
	参考:R3	4			4
美川	R4	2	1		3
	参考:R3	1	2		3
合計	R4	7	1		8
	参考:R3	9	2		11
増減		-2	-1	0	-3

なお、募集期間終了日時点の翌年度4月1日在籍見込み園児数は以下のとおりです。

【4月1日在籍見込み児童数】

	年度	3年保育 (年少)	2年保育 (年中)	1年保育 (年長)	合計
石見	R4.4.1	5	5		10
	R3.4.1	4		13	17
長浜	R4.4.1		3	4	7
	R3.4.1	3	4	7	14
美川	R4.4.1	2	4	4	10
	R3.4.1	2	3	2	7
合計	R4.4.1	7	12	8	27
	R3.4.1	9	7	22	38
増減		-2	5	-14	-11

※令和3年4月1日については実績となります。

※園児数は保護者の転勤や入園の取下げにより変更となる場合があります。

※募集期間終了後も随時受入れを行います。

2 私立の幼児教育施設

令和3年12月1日（水）から28日（火）までの期間に行った令和4年度保育所、認定こども園保育園部の入所・入園第1次募集において、以下のとおり新規入園・入所申込みがありました。

（令和4年3月1日（火）から10日（木）までの期間に第2次募集を行います。）

【新規入園・入所申込み児童数】（市内施設）

	年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所	R4	41	22	6	10	4	1	84
	参考：R3	41	43	17	8	8		117
認定こども園 （保育園部）	R4	12	14	4	3	2	1	36
	参考：R3	24	13	3	2	5		47
認定こども園 （幼児園部）	R4							0
	参考：R3				4	6		10
私立幼稚園	R4				7			7
	参考：R3				7	3		10
認可外保育園	R4		1	1				2
	参考：R3	2						2
合計	R4	53	37	11	20	6	2	129
	参考：R3	67	56	20	21	22	0	186
増減		-14	-19	-9	-1	-16	2	-57

【令和4年4月1日在籍見込み児童数】（市内施設）

	年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保育所	R4.4.1	52	151	188	211	231	237	1,070
	R3.4.1	58	171	203	223	236	226	1,117
認定こども園 （保育園部）	R4.4.1	14	74	85	81	89	103	446
	R3.4.1	32	81	93	89	102	95	492
認定こども園 （幼児園部）	R4.4.1				18	33	23	74
	R3.4.1				33	22	23	78
私立幼稚園	R4.4.1				6	16	9	31
	R3.4.1				16	9	17	42
認可外保育園	R4.4.1		6	5	5	4	7	27
	R3.4.1	2	3	5	5	7		22
合計	R4.4.1	66	231	278	321	373	379	1,648
	R3.4.1	92	255	301	366	376	361	1,751
増減		-26	-24	-23	-45	-3	18	-103

※令和3年4月1日については実績となります。

高校生と地域住民との新たな交流について

■高校生と地域住民との『ちょこっ・トーク』

令和3年12月22日（水）、島根県立浜田高等学校（以下、「浜田高校」）が主催し、地域住民との新たな交流や繋がりが生まれることを目的としたトークイベントが浜田高校体育館で開催されました。

この取組に対して、HAMADA教育魅力化コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」）は、企画に対する助言や提言、地域住民の募集支援を行い、その結果、当日は147人（応募人数159人）もの多くの地域住民の皆さんに参加していただき、浜田高校1年生との対話が実現しました。



[ちょこっ・トークの様子①]



[ちょこっ・トークの様子②]



[終了後、地域住民の皆さんとの記念撮影]

■オトナだけでちょこっと延長戦

『ちょこっ・トーク』終了後、コンソーシアムでは高校と地域の協働連携を推進していくための機運醸成を目的に『ちょこっ・トーク』参加者を対象としたミニ講座とワークショップを開催したところ、地域住民20人が引き続き参加され、交流しながら、これからの高校や高校生との連携について話し合いました。



[ミニ講座の様子]

演題 今なぜ、高校と地域との連携協働が必要なのか
講師 コンソーシアム副会長 熊谷 修山



[ワークショップの様子]

ワークショップでは、これから高校生とこんな交流がしたい、など様々な意見が出て盛り上がりました。

浜田市消防団施設のあり方検討会での協議について(報告)

所管事務調査 (R3. 8. 6) 以降の開催について

1 検討会の開催

- (1) 第 1 回 令和 3 年 10 月 29 日
- (2) 第 2 回 令和 4 年 1 月 14 日

2 検討内容

(1) 組織改編について

- ① 各隊の名称及び組織編成について (資料 1)

【浜田市消防団の組織等に関する規則】

- ② 災害別出動対応について

- ③ 懲罰委員会の構成委員の変更について

【浜田市消防団の分限及び懲戒に関する処分の手続に関する規則】

(2) 消防団員の処遇改善について

- ① 「消防団員の処遇等に関する検討会 (国)」の報告と説明

- ② 非常勤消防団員の報酬の改定について (資料 2)

【浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例】

(3) 団員定数の検討について (資料 3)

【浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例】

3 その他

- (1) 車庫等の再編方針の再確認
- (2) その他

浜田市消防団 組織図「方面隊制」

団本部

消防団長

消防副団長

中部方面隊

中部方面隊 隊長

浜田地域本部
(本部分団)

中部方面隊 副隊長
浜田西地域

浜田西

浜田分団長 (1-4班)
石見分団長 (1-3班)
長浜分団長 (1-3班)
周布分団長 (1-3班)
美川分団長 (1-3班)
大麻分団長 (1-2班)

中部方面隊 副隊長
浜田東地域

浜田東

佐野分団長 (1-2班)
国分分団長 (1-3班)
下府分団長 (1-2班)
上府分団長 (1-2班)
宇野分団長 (1-2班)
有福分団長 (1-2班)
久代分団長 (1-2班)

東部方面隊

東部方面隊 隊長

東部方面隊 副隊長
金城地域

金城

金城地域本部

今福分団長 (1-3班)
雲城分団長 (1-3班)
波佐分団長 (1-4班)

東部方面隊 副隊長
旭地域

旭

旭地域本部

今市分団長 (1-3班)
都川分団長 (1-3班)
和田分団長 (1-3班)
木田分団長 (1-3班)
市木分団長 (1-3班)

西部方面隊

西部方面隊 隊長

西部方面隊 副隊長
弥栄地域

弥栄

弥栄地域本部

安城分団長 (1-5班)
杵束分団長 (1-5班)

西部方面隊 副隊長
三隅地域

三隅

三隅地域本部

三隅分団長 (1-4班)
三保分団長 (1-6班)
岡見分団長 (1-4班)
黒沢分団長 (1班)
井野分団長 (1-3班)
白砂分団長 (1-2班)

【団本部】
女性分団 女性分団長
音楽隊 音楽隊長

○年報酬(改正案)

階級	現行年報酬額	現行年報酬額間差	旧条例定数		新条例定数	改正案(新条例定数・新報酬額)			
			団員数	支払額	新定数	改正額(内示)	差額(旧報酬額と改正額)	間差(階級)	支払額
団長	67,000	12,000	1	67,000	1	82,500	15,500	13,500	82,500
副団長	55,000	2,000	4	220,000	2	69,000	14,000	4,000	138,000
隊長	53,000	3,000	5	265,000	3	65,000	12,000	5,000	195,000
副隊長	50,000	8,000	6	300,000	6	60,000	10,000	9,500	360,000
分団長	42,000	11,000	31	1,302,000	31	50,500	8,500	5,000	1,565,500
副分団長	31,000	4,000	38	1,178,000	38	45,500	14,500	5,500	1,729,000
部長	27,000	5,000	70	1,890,000	70	40,000	13,000	1,500	2,800,000
班長	22,000	3,000	135	2,970,000	125	38,500	16,500	2,000	4,812,500
団員	19,000	—	775	14,725,000	574	36,500	17,500	—	20,951,000
合計	40,667	6,000	1,065	22,917,000	850	54,167	13,500	5,750	32,633,500
	(平均)	(平均)				(平均)	(平均)	(平均)	

各階級の年報酬額の根拠

- ・団長、副団長、分団長、副分団長、団員 ⇒ 普通交付税単位費用積算単価とする。
- ・隊長、副隊長(浜田市独自階級) ⇒ 普通交付税単位費用積算単価基準が定められていないため、均衡のとれた階級間差とした。
- ・部長、班長 ⇒ 普通交付税単位費用積算単価が同額のため、均衡のとれた階級間差とした。

○出勤報酬

種別	支給単位	金額
災害出勤	1回	4時間までごとに4,000円(上限12,000円)
訓練等その他の出勤(会議は除く。)	1回	3,000円

○島根県8市における消防団員定数と生産年齢人口の関係

市町村	定数	実員	充足率(R2)	人口(R2)	生産年齢人口(14歳～64歳)				定数/生産年齢人口				生産年齢人口×H22%				
					平成22	令和2	令和12(総合戦略予測)	令和27(社人研予測)	平成22	令和2	令和12	令和27	平成22	令和2	令和12	令和27	
浜田市	1,065	862	80.9%	54,125	35,943	28,146	25,217	21,129	2.96%	3.78%	4.22%	5.04%	1,065	834	28	747	626
松江市	2,255	2,031	90.1%	202,416	128,714	111,526			1.75%	2.02%			2,255	1,954	77		
出雲市	1,844	1,701	92.2%	172,053	102,375	95,055			1.80%	1.94%			1,844	1,712	-11		
益田市※	754 (690)	634	84.1% (91.2%)	44,658	28,043	22,012			2.69%	3.43%			754	592	42		
大田市	844	844	100.0%	32,338	20,456	15,269			4.13%	5.53%			844	630	214		
安来市	776	676	87.1%	37,019	24,563	18,498			3.16%	4.20%			776	584	92		
江津市	675	590	87.4%	23,068	14,157	11,642			4.77%	5.80%			675	555	35		
雲南市	1,442	1,149	79.7%	35,684	23,010	17,213			6.27%	8.38%			1,442	1,079	70		
平均			87.7%														

※益田市は令和2年10月に改正()

浜田市総合戦略予測値

国立社会保障人口問題研究所予測値

浜田市過疎地域持続的発展計画

(令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 12 月

島根県 浜田市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 市町村の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	4
(3) 行財政の状況.....	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	11
(7) 計画期間.....	11
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	12
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点.....	13
(2) その対策.....	14
(3) 事業計画.....	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	15
3. 産業の振興	16
(1) 現況と問題点.....	16
(2) その対策.....	18
(3) 事業計画.....	21
(4) 産業振興促進事項.....	22
(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	22
(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	22
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	22
4. 地域における情報化	23
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 事業計画.....	23
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	23
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	24
(1) 現況と問題点.....	24
(2) その対策.....	25
(3) 事業計画.....	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	25
6. 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点.....	26
(2) その対策.....	27
(3) 事業計画.....	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	29
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	30
(1) 現況と問題点.....	30
(2) その対策.....	31
(3) 事業計画.....	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合.....	32
8. 医療の確保	33
(1) 現況と問題点.....	33

(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
9. 教育の振興	35
(1) 現況と問題点	35
(2) その対策	36
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
10. 集落の整備	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 事業計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
11. 地域文化の振興等	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	44
(1) 現況と問題点	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）	46

1. 基本的な事項

(1) 市町村の概況

ア 自然的条件

本市は、島根県西部の中央に位置し、東部は江津市・邑南町、西部は益田市に、南部は広島県に隣接しており、北は日本海に面している。

総面積は 690.68 k m² で、島根県の総面積 6,708.27 k m² の 10.3% を占めており、東西 45.7 km、南北 29.1 km にわたる。

地形は、丘陵地や山地が大部分を占め、その土地利用の状況は林野率 81% と平地に乏しく、中国山地が日本海まで迫っている。海岸部の切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしている。

河川は、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水資源に恵まれている。下流域には平地を形成し、市街地や農地が展開しているが、全体としてまとまった平地に恵まれている。

気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であるが、日本海型の気候に属し、その特徴として夏は高温多湿、冬は低温降雪にある。令和 2 年の年平均気温は 16.3℃、同年の最高気温は 37.3℃、最低気温は 0.0℃ である。同年の年間降水量は、1,867.5mm となっている。

イ 歴史的条件

当地域は、国司時代から那賀郡に属し、石見国庁・国分寺等が置かれ、広く石見地方を統括するなど、政治・経済・文化の拠点となってきた。

明治 2 年の廃藩置県で大森県に、同 3 年に浜田県となり、同 9 年には島根県に合併した。

旧浜田市は、昭和 15 年に島根県内 2 番目の市制を施行し、昭和 30 年に井野村の一部及び大麻村の一部を分割編入、同 33 年に金城村の一部を境界変更、同 44 年に国府町を編入した。

旧金城町は、昭和 31 年に雲城村、今福村、波佐村が合併して金城村となり、同 33 年に金城村の一部を境界変更して旧浜田市へ編入、同 44 年に町制を施行した。

旧旭町は、昭和 29 年に今市村、木田村、和田村、都川村、旧桜江町の一部が合併して旭村となり、同 33 年に市木村の一部を分割編入し、同年に町制を施行、同 46 年に旧桜江町の一部を境界変更した。

旧弥栄村は、昭和 31 年に安城村と杵束村が合併して弥栄村となった。

旧三隅町は、昭和 2 年に西隅村と三隅村が合併して町制を施行して三隅町となり、同 30 年に三隅町、三保村、岡見村、黒沢村、井野村の一部、大麻村の一部が合併した。

これら旧 5 市町村が、平成 17 年 10 月 1 日に新設合併し、新しい浜田市が誕生した。

ウ 社会的、経済的条件

人口の推移を見ると、昭和35年の人口は89,472人であったが、以降は若年層を中心に人口流出が続き、令和2年の国勢調査速報値では54,622人となり、39.0%の減少となっている。これは、若者の流出、出生率の低下等、社会経済情勢の変化に伴う要因が大きいと思われる。

交通網においては、鉄道はJR山陰本線が日本海沿いに走っており、益田・鳥取間の高速化により利便性が向上している。道路は、国道9号が東西に走っており、山陰道においては、県内では113kmが開通し、山陰地方の経済・産業の発展や観光振興、沿線住民の生活を支える道路としての期待が高まっている。国道9号と山陰道を経由して県庁所在地の松江市までは約2時間15分、西方の山口市までは約2時間25分を要する。

また、平成3年12月に浜田道の開通により政令指定都市の広島市まで約1時間30分で結ばれるようになった。平成5年7月には、隣接する益田市に石見空港が開港し、大阪・東京に短時間で往来できるようになったが、搭乗率の低迷が続いているため、路線の存続に向けた利用促進を図っている。浜田港においては、平成13年3月に韓国釜山港との国際定期コンテナ航路が開設され、平成22年8月には全国103港の重要港湾の中から43港の重点港湾に選定されるなど、環日本海地域における物流拠点としての位置付けが高まっている。

産業においては、農林水産業が本市の基幹産業であるが、社会経済の多様化による第2次・3次産業の発展とともに後退しており、産業基盤の零細性、就業者の高齢化等により、年々衰退の一途をたどっている。このため、農林水産資源を有効に活用し、製品の価値を高めるブランド化を図るとともに、地産地消を推進して観光施設と連携した地域産業の振興を図り、食を基軸とした6次産業づくりに取り組んでいる。これにあわせ、地元の自然や風土、歴史・文化を活かしたグリーンツーリズムやブルーツーリズム等、都市との共生を視点とした取組のほか、農林漁業を中心とした就労対策や空き家を有効活用した住居対策も実施しており、農林漁家の就業意欲の高揚と後継者育成対策につながる新たな産業づくりとしての展開が期待される。

また、平成10年に運転を開始した三隅発電所は、平成30年11月から2号機建設の着工（令和4年11月運転開始予定）に伴い、建設工事や定期検査による地域経済の活性化に寄与している。

情報通信基盤においては、携帯電話の不感地域対策に取り組むとともに、時代に即した高速インターネット環境にするためケーブルテレビ回線の光化整備を行い、地域情報化の推進に努めている。

本市は、昭和58年に未曾有の大水害を受け、これまで長年培ってきた農地や街並みが一瞬にして壊滅的な打撃を受けた。その後も2度にわたって大水害を受けたため、ダム建設や放水路、河川改修等のハード面を中心とした治水対策の整備を図ってきた。

これらの結果、まちづくりにおいて各種施策の成果は着実に上がっているが、人口の減少、少子高齢化の進行等に歯止めがかからず、依然として様々な課題が山積している。

このため、地域資源を有効に活用するとともに、地域の人材の能力を最大限に発揮できる体制を再構築し、地域活力にあふれた協働のまちづくりを推進するため、本計画を策定し、持続的発展に向けた取組に努めるものとする。

エ 過疎の実態

本市における過疎化の状況を見ると、人口は昭和 30 年代をピークとして減少傾向にあり、特に昭和 35 年から昭和 40 年にかけて大幅な減少率を示している。これは、我が国の経済が未曾有の繁栄を遂げた反面、農山漁村において他産業への転職、出稼ぎが増加したためである。

この後、我が国の高度経済成長期においては、農林水産業と工業（第 1 次産業と第 2 次産業）間の所得格差が拡大し、中堅労働者層を中心に離農や挙家離村が相次ぎ、引き続き減少傾向を示した。

このような状況の中で、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年に過疎地域振興特別措置法、平成 2 年に過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年に過疎地域自立促進特別措置法が制定され、これを基調とした諸施策を積極的に実施した結果、生活基盤や住民福祉が向上したことにより、人口流出の防止、住民所得の向上、魅力ある豊かな地域社会の建設、経営の近代化、高齢者が安心して暮らせるまちづくりが進む等、一定の成果を得た。

産業の振興においては、農村総合整備事業やがんばる島根農林総合事業等により効果的な事業を行ったほか、漁港施設整備では漁港局部改良事業を実施した。一方、農家の経営作物も水稲単作から次第に変化し、近年は付加価値の高い作物に主眼を置いた農業経営が目立ってきている。

交通体系の整備においては、国・県道をはじめとした幹線道路や県営広域農道、広域基幹林道の改良が進められるとともに、集落道や生活道である市道等の整備に取り組んできた。また、生活交通の確保を図るため、交通空白地域の解消施策として、予約型乗合タクシーの導入や自治会による輸送活動の支援を行い、一定の成果を得た。

しかし、人口減少率や自家用自動車の保有率が依然として高く、路線バスの利用者減少に伴う民間バス路線の廃止も行われており、生活路線バス等による代替交通の確保に取り組んでいる。

生活環境の整備においては、飲料水供給施設や污水处理施設を整備し、また、廃棄物処理施設の整備及び延命化やごみ減量化、リサイクルの推進にも取り組んでいる。

保健・福祉の向上及び増進では、特別養護老人ホームや総合福祉センターをはじめとした介護、福祉施設等を整備し、また、介護人材の確保等に取り組んだ。

地域医療の確保においては、島根県西部の医療の中核を担う総合医療センターとして、平成 21 年 11 月に独立行政法人 国立病院機構 浜田医療センターが開院した。

教育の振興においては、県立大学と連携した「大学を核としたまちづくり」の推進に努める一方で、地域の小・中学校施設の改修・改築に取り組むとともに、普通教室へのエアコン設置や ICT 機器導入等、教育施設の環境整備を進めた。

地域文化の振興においては、石央文化ホールを活用した芸術・文化の振興に努めるとともに、地域においては、まちづくりセンターを中心とした地域のコミュニティ施設の充実や地域住民組織の育成に取り組んでいる。また、郷土芸能の継承と文化財の保存にも努め、地域の伝統文化を活かした取組を促進している。

このように、本市においては様々な施策を進めてきたが、人口減少は更に続いており、特に、山間部においては依然として高率を示している。また、14 歳以下の若年者人口は年々減少する一方、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、この傾向は今後も続くものと予想される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の現況と動向

本市の人口は、昭和 35 年以降、若年層を中心に人口流出が続き、年々減少している。特に昭和 30 年代後半から始まった高度経済成長期において、大企業及び工場等が集積する京阪神工業地帯を中心に人口の流出が進み、昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間で 31,367 人減少し、減少率は 35.1%となっている。

人口減少の推移を見ると、昭和 35 年から昭和 40 年までは 9,650 人の減少 (10.8%減) と大きな減少傾向にあったが、昭和 48 年、49 年のオイルショック以降、経済も高度成長から低成長、安定成長へと転換して人口の都市部集中も緩和され、昭和 45 年から昭和 60 年までは 1,063 人の減少 (1.4%減) と微減の傾向にあった。その後、少子高齢化が急速に進み、昭和 60 年から平成 2 年までは 3,118 人の減少 (4.3%減)、平成 2 年から平成 7 年までは 1,308 人の減少 (1.9%減)、平成 7 年から平成 12 年までは 2,640 人の減少 (3.9%減)、平成 12 年から平成 17 年までは 2,417 人の減少 (3.7%減)、平成 17 年から平成 22 年までは 1,333 人の減少 (2.1%減)、平成 22 年から平成 27 年までは 3,608 人の減少 (5.8%減) と人口減少が加速している状況である。

地域別の人口は、各地域とも減少傾向にあるが、昭和 35 年から平成 27 年までの人口減少率は、浜田地域で 23.3%、金城地域で 46.2%、旭地域で 39.8%、弥栄地域で 74.6%、三隅地域で 56.2% となっており、山間部の減少率が高い傾向にある。

年齢階層別人口の状況を見ると、若年者人口 (14 歳以下)、生産年齢人口 (15~64 歳) の減少に対し、高齢者人口 (65 歳以上) が増加している。

特に若年者人口は、平成 17 年の 8,053 人から平成 27 年には 6,565 人となり、10 年間で 1,488 人減少 (18.5%減) している。

また、生産年齢人口は、平成 17 年の 36,851 人から平成 27 年には 31,580 人となり、10 年間で 5,271 人減少 (14.3%減) しており、この年齢層の定着化を図ることが喫緊の課題である。

高齢者人口は、昭和 40 年以降増加傾向にあり、平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間では 1,369 人増加 (7.6%増) している。

このように、本市においては過疎化に加え、少子化、高齢化が急速に進行していることがうかがえる。過疎化の要因としては、自然的要因のほか、雇用機会の不足、生活環境整備の遅れが考えられ、これらにより特に若者の市外・県外への人口流出につながり、また、U・I ターン者の定着が図られない状況にあると思われる。

国勢調査による人口の推移は、表 1-1 (1-1) のとおりである。

表1-1(1-1) 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 89,472		人 79,822	% ▲ 10.8	人 73,592	% ▲ 7.8	人 72,253	% ▲ 1.8	人 72,130	% ▲ 0.2
0歳～14歳	人 27,042		人 20,586	% ▲ 23.9	人 16,722	% ▲ 18.8	人 15,683	% ▲ 6.2	人 15,190	% ▲ 3.1
15歳～64歳	人 55,121		人 51,516	% ▲ 6.5	人 48,575	% ▲ 5.7	人 47,608	% ▲ 2.0	人 46,863	% ▲ 1.6
うち 15歳～ 29歳(a)	人 19,772		人 16,449	% ▲ 16.8	人 14,050	% ▲ 14.6	人 13,300	% ▲ 5.3	人 11,675	% ▲ 12.2
65歳以上 (b)	人 7,309		人 7,720	% 5.6	人 8,295	% 7.4	人 8,959	% 8.0	人 10,077	% 12.5
(a)／総数 若年者比率	% 22.1		% 20.6	—	% 19.1	—	% 18.4	—	% 16.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 8.2		% 9.7	—	% 11.3	—	% 12.4	—	% 14.0	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 72,529	% 0.6	人 69,411	% ▲ 4.3	人 68,103	% ▲ 1.9	人 65,463	% ▲ 3.9	人 63,046	% ▲ 3.7
0歳～14歳	人 14,508	% ▲ 4.5	人 12,444	% ▲ 14.2	人 10,793	% ▲ 13.3	人 9,206	% ▲ 14.7	人 8,053	% ▲ 12.5
15歳～64歳	人 46,759	% ▲ 0.2	人 43,826	% ▲ 6.3	人 41,966	% ▲ 4.2	人 39,015	% ▲ 7.0	人 36,851	% ▲ 5.5
うち 15歳～ 29歳(a)	人 10,893	% ▲ 6.7	人 9,950	% ▲ 8.7	人 9,899	% ▲ 0.5	人 9,734	% ▲ 1.7	人 8,795	% ▲ 9.6
65歳以上 (b)	人 11,262	% 11.8	人 13,104	% 16.4	人 15,321	% 16.9	人 17,237	% 12.5	人 18,061	% 4.8
(a)／総数 若年者比率	% 15.0	—	% 14.3	—	% 14.5	—	% 14.9	—	% 14.0	—
(b)／総数 高齢者比率	% 15.5	—	% 18.9	—	% 22.5	—	% 26.3	—	% 28.6	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 61,713	% ▲ 2.1	人 58,105	% ▲ 5.8
0歳～14歳	人 7,144	% ▲ 11.3	人 6,565	% ▲ 8.1
15歳～64歳	人 35,943	% ▲ 2.5	人 31,580	% ▲ 12.1
うち 15歳～ 29歳(a)	人 7,878	% ▲ 10.4	人 7,099	% ▲ 9.9
65歳以上 (b)	人 18,450	% 2.2	人 19,430	% 5.3
(a)／総数 若年者比率	% 12.8	—	% 12.2	—
(b)／総数 高齢者比率	% 29.9	—	% 33.4	—

※総数と年齢別内訳の計との差は年齢不詳分。

住民基本台帳による人口の推移は、表 1-1 (1-2) のとおりである。

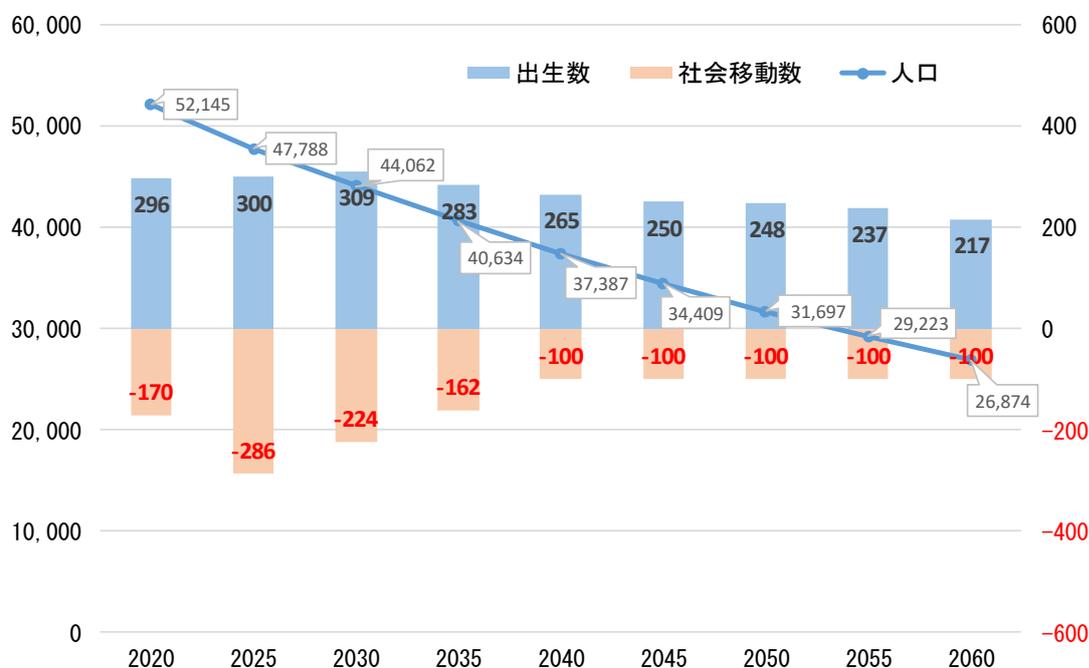
表 1-1(1-2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実 数	構成比	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数	人 65,345	—	人 62,700	—	% ▲ 4.0	人 59,476	—	% ▲ 5.1
男	人 31,119	% 47.6	人 29,803	% 47.5	% ▲ 4.2	人 28,235	% 47.5	% ▲ 5.3
女	人 34,226	% 52.4	人 32,897	% 52.5	% ▲ 3.9	人 31,241	% 52.5	% ▲ 5.0

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 56,382	—	% ▲ 5.2	人 52,181	—	% ▲ 7.5
男 (外国人住民除く)	人 26,834	% 47.6	% ▲ 5.0	人 25,094	% 48.1	% ▲ 6.5
女 (外国人住民除く)	人 29,548	% 52.4	% ▲ 5.4	人 27,087	% 51.9	% ▲ 8.3
参 考	男 (外国人住民)	人 166	—	人 174	—	% 4.8
	女 (外国人住民)	人 442	—	人 479	—	% 8.4

「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」の人口ビジョンにおける人口推計は、表 1-1 (2) のとおりである。

表 1-1 (2) 人口の推計



※住民基本台帳に基づく推計値。

イ 産業の推移と動向

本市の産業別人口の総数を見ると、昭和35年から平成27年までの55年間で18,551人減少している。

昭和40年までは第1次産業が主軸となっていたが、その後、第2次及び第3次産業の比率が高まり、平成27年には、第1次産業が7.1%、第2次産業が20.6%、第3次産業が70.9%となっている。

産業別人口の動向については、表1-1(3)のとおりである。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	46,808	人	41,641	▲ 11.0	41,184	▲ 1.1	39,247	▲ 4.7	39,003	▲ 0.6
第1次産業 就業人口比率	49.2	%	43.5	—	37.8	—	27.6	—	20.9	—
第2次産業 就業人口比率	18.9	%	18.7	—	20.3	—	25.8	—	28.7	—
第3次産業 就業人口比率	31.9	%	37.7	—	42.0	—	46.4	—	50.4	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	38,407	▲ 1.5	35,767	▲ 6.9	36,447	1.9	34,046	▲ 6.6	31,534	▲ 7.4
第1次産業 就業人口比率	17.2	—	13.4	—	11.9	—	9.9	—	9.4	—
第2次産業 就業人口比率	30.7	—	32.1	—	30.6	—	27.9	—	23.8	—
第3次産業 就業人口比率	52.1	—	54.5	—	57.4	—	62.0	—	66.5	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	29,146	▲ 7.6	28,257	▲ 3.1
第1次産業 就業人口比率	7.4	—	7.1	—
第2次産業 就業人口比率	21.4	—	20.6	—
第3次産業 就業人口比率	69.8	—	70.9	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市は平成17年の合併以降「地域の個性を活かしたまちづくり」と「一体的なまちづくり」を進め、令和3年4月以降「浜田那賀方式自治区制度」に代わる「浜田市協働のまちづくり推進条例」を制定し、市民や事業者、まちづくり活動団体、そして行政それぞれが主役となる協働によるまちづくりの推進に取り組んでいる。

また、中山間地域の課題解決のため公民館のコミュニティセンター化を図り、まちづくり機能の充実に努めている。

広域的な行政需要に対しては、浜田市と江津市による浜田地区広域行政組合において、共同事務が行われている。

イ 財政の状況

本市の財政状況は、表 1-2 (1) のとおりである。

令和元年度の普通会計地方債残高は約 517 億円で、実質公債費比率は 10.9%となっている。

平成 22 年度と比較して比率は改善しているが、類似団体の平均値 (6.1%) との比較では依然高い水準で推移しており、さらに少子高齢化による人口減少問題、社会保障経費の一層の増大に加え、新型コロナウイルス感染症の地域経済に与える影響が見通せない中で、更なる行財政改革を推進し、財政基盤の強化と財政の健全化に努める必要がある。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	37,352,606	39,470,212	42,521,030	39,729,704
一般財源	27,649,880	25,314,536	24,766,703	23,879,226
国庫支出金	1,981,873	3,552,824	4,322,172	5,686,682
都道府県支出金	1,855,835	2,522,642	2,391,544	2,359,692
地方債	3,895,545	4,481,300	5,219,200	3,701,000
（うち過疎債）	(832,800)	(1,555,600)	(2,445,900)	(2,044,700)
その他	1,969,473	3,598,910	5,821,411	4,103,104
歳出総額 B	37,178,426	38,955,945	41,872,771	39,137,748
義務的経費	17,313,743	16,918,351	17,980,390	18,891,538
投資的経費	6,129,663	7,465,977	7,156,126	6,656,591
（うち普通建設事業）	(6,040,669)	(7,364,129)	(6,513,017)	(6,047,180)
その他	13,735,020	14,571,617	16,736,255	13,589,619
過疎対策事業費	1,364,487	2,282,917	3,280,780	3,718,140
歳入歳出差引額 C (A-B)	174,180	514,267	648,259	591,956
翌年度へ繰越すべき財源 D	67,866	37,737	21,437	32,928
実質収支 C-D	106,314	476,530	626,822	559,028
財政力指数	0.446	0.446	0.414	0.396
公債費負担比率	22.8	21.5	21.8	24.7
実質公債費比率	21.1	17.4	10.6	10.9
起債制限比率	16.2	—	—	—
経常収支比率	95.6	87	87.3	92.9
将来負担比率	—	136.6	93.1	54.6
地方債現在高	53,421,566	50,134,432	56,016,801	51,769,036

※平成 17 年度は、旧 5 市町村の財政の状況を合計した数値。

ウ 主要公共施設等の整備状況

本市の主要公共施設等の整備状況は、表 1-2 (2) のとおりである。

住民からの要望が高い道路の整備については、令和元年度末の市道改良率は 50.3%、市道舗装率は 90.1%まで向上した。

水道普及率は、令和元年度末現在で 95.4%となっている。

下水対策においては、令和元年度末現在水洗化率が 70.7%となっており、改善が進んではいないが、更なる改善が望まれる。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成 2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元年 年度末
市町村道					
改良率 (%)	18.9	35.1	41.7	45.1	50.3
舗装率 (%)	45.8	73.6	83.6	84.0	90.1
農道					
延長 (m)	323,620	296,198	274,804	178,181	125,938
耕地1ha当たり農道延長 (m)	54.1	56.5	58.3	—	—
林道					
延長 (m)	136,253	115,700	145,645	166,840	175,711
林野1ha当たり林道延長 (m)	4.3	3.8	5.0	—	—
水道普及率 (%)	84.2	88.2	93.6	96.5	95.4
水洗化率 (%)	—	6.0	50.7	62.0	70.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	19.7	21.4	19.1	18.5	18.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市が目指す将来像を「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田 ～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち～」とし、市民の皆さんが、将来にわたって本市に「住みたい、住んでよかった」と思うことができ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいの元気な浜田市を目指す。また、本市の美しく豊かな自然と、市民の温かい人情、そして人の絆を大切にするまちを目指す。

この将来像を実現するため、7つの「まちづくりの大綱」を掲げる。

浜田市の将来像

**住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田
～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち ～**

まちづくりの大綱

I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち

農林水産業や商工業等の既存産業と観光とのネットワーク化を進め、活力のある産業を創造するまちを目指す。

II 健康でいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指す。

III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人を育むまちを目指す。

IV 自然環境を守り活かすまち

豊かな自然や美しい景観を引き継ぐため、適切なリサイクル推進に努めるとともに、自然エネルギーの活用を推進するまちを目指す。

V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち

生活の基盤となる道路や鉄道、港湾等の交通基盤を充実するとともに、情報通信基盤を整備し、快適に暮らせるまちを目指す。

VI 安全で安心して暮らせるまち

市民と行政が協働で、地域の防災や防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指す。

VII 協働による持続可能なまち

市民や地域団体、企業、NPO、行政が協働し、地域課題の解決や新たな取組を進め、持続可能なまちを目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき基本目標は次のとおりとする。

指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
人口（住民基本台帳）	52,145人	47,800人
出生数	296人	300人
社会増減数	▲170人	▲286人
雇用創出数	0人	20人
U・Iターン者数	209人	累計840人
地区まちづくり推進委員会組織率	75.8%	90.0%
交通手段の確保に取り組むまちづくり活動団体数	3団体	18団体
自主防災組織の組織率	68.2%	90.0%
実質公債費比率	10.7%	10.6%未満

※浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の目標値。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画と第2次浜田市総合振興計画は相互関連することから、一体的に進捗管理することとし、基本目標や総合振興計画に掲げた目標の達成状況等を評価した上でその結果を公表する。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、次の3つの方針を柱として、公共施設等の整備費について約5割（年平均）の削減を目標としている。本計画の推進にあたってはこの3つの方針との整合性を図る。

I 総資産量の適正化

ハコモノについては、統廃合などによる保有資産量の削減はもちろんのこと、同規模かつ同機能の建替えは原則として行わず、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全市的かつ広域的な視点をもって、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討する。

また、これらを検討したうえで、必要とされるハコモノについては計画的に更新する。

インフラについては、市民生活における安全性はもちろんのこと、施設の重要性及び道路、河川、トンネル、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努める。

II 長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対処療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換をすすめ、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を実施し、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの削減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努める。

III 民間活力の有効活用

「民間でできることは、民間で」という基本方針のもと、民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

人口減少の抑制、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題解消を図るため、広報活動や移住相談体制を強化するなど、都会地等からの移住就業支援に積極的に取り組む必要がある。

U・Iターン希望者の住まい確保には空き家の活用が効果的であるため、「空き家バンク」制度を運用し、市内の空き家を紹介しているところである。あわせて、空き家バンク登録物件の活用促進を目的とした補助金等の支援や空き家バンク専門員の配置など、登録増加に向けた取組を積極的に行い、本市の空き家バンク登録物件数は県内でもトップクラスとなっている。しかしながら、人口減少に伴い、今後も空き家が増加するものと予測されるため、地域や町内会等の機能を維持するためにもさらなる空き家の有効活用への取組が必要である。

また、少子化を解消するため、独身男女の出会いの場としてイベントの実施を支援するなど、若者を中心に結婚を応援する社会的気運の醸成を図る必要がある。

イ 関係人口の拡大

地域においては、人口減少・担い手不足により、地域だけでは解決できない様々な課題を抱えていることから、地域と多様に関わる関係人口と連携し、取り組む必要がある。

ウ 地域間交流の促進

本市において、都市をはじめ、他の地域との交流を進めることは、経済的・社会的・文化的な側面で大きな効果をもたらすものである。ワークライフバランスの見直しが進む現在においては、都市と農山漁村の共生・交流を深めることにより、本市の恵まれた地域資源や伝統芸能を活かすことが期待されている。

島根県では「しまね田舎ツーリズム」として、平成30年に施行された住宅宿泊事業法による民泊事業者の届出義務にも迅速に対応し、農家民泊等の受入体制づくりを進めていることから、各地域の住民やツーリズムを推進する団体とのつながりを強固にするとともに、各種観光・交流施設が相互に連携した取り組みを進める必要がある。

エ 国内外へ発信する各分野の人材の育成、NPO等の育成

これからのまちづくりを進める上で、輝く個性と自立した個の連帯する力こそが地域に求められており、住民が主体的に参画して行う人材育成事業等を実施する任意団体・任意グループ・個人に対して支援を行っている。

住民主体のまちづくりを推進するため、地域のリーダーとなる人材の更なる育成に努めるとともに、地域づくりを補完するボランティア組織やNPOの育成・支援を進め、地域間で連携した住民活動を促進する必要がある。

オ 大学等の高等教育機関と連携したまちづくりの推進

本市には、地域に開かれた大学を目指す島根県立大学やリハビリテーション医療・福祉分野の技術を活かした高等教育の中核をなす教育機関としてリハビリテーションカレッジ島根等があり、これらの機関を中心として県西部の発展に寄与するように支援等を行っている。

また、島根県立大学では平成22年4月に「島根県立大学憲章」を制定し、「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指すこととしている。さらに、浜田キャンパスは、令和3年4月に地域政策学部と国際関係学部の2学部2学科5コースに改編となった。

今後、これら高等教育機関とより一層の連携を図り、共同研究、情報の共有化、人材の活用により、成果を活かした新産業の創出等、地域活性化につなげていく必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- 1 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を解消するため、U・Iターン希望者や失業等による農林水産業への新規就業者の地元就職を支援する。
- 2 ウェブサイトやSNS等を活用し、魅力ある「はまだ暮らし」の情報発信と、都会地やオンラインで開催される定住相談会への積極的な参加、市内で人材が不足している業種と定住促進を結びつけた支援策を推進し、人口減少の抑制を図る。
- 3 拠点施設や環境の整備、市営住宅の整備や空き家住宅の利活用の促進等を行い、市内外の人が住みやすく、住みたくなる魅力ある地域基盤の整備を促進する。
- 4 空き家や遊休農地を活用してU・Iターンによる定住化を促進し、集落の活性化に取り組む。
- 5 結婚相談や出会い事業を行う団体に対して支援を行い、結婚への意識の醸成や、出会いの場の創出に取り組む。

また、新婚世帯の経済的な負担を軽減し、定住対策と少子化対策に繋がるよう取り組む。

イ 関係人口の拡大

- 1 出身者など本市に縁のある方を対象に、応援団を組織化し、地域の課題解決に向けた応援活動に取り組む。

ウ 地域間交流の促進

- 1 都市住民との交流拠点を整備するとともに、住民主体の交流体制づくりを促進する。
- 2 自然環境や石見神楽等の伝統芸能を活かした交流活動を推進するとともに、構造改革特区を活用した新たな交流人口の拡大を図る。
- 3 グリーン・ブルーツーリズムに関連する交流拡大イベント事業への助成や出身者会との連携による人的ネットワークづくりを推進する。

エ 国内外へ発信する各分野の人材の育成、NPO等の育成

- 1 各種研修会の開催や参加支援を行うことにより人材の育成を図る。
- 2 ボランティア組織・NPO等の育成に対する支援を行う。

オ 大学等の高等教育機関と連携したまちづくりの推進

- 1 地域住民との交流、シンクタンクとしての活用等を図る。
- 2 公開講座への住民参加の促進や配信システムの構築等を行い、生涯学習機能としての活用を図る。
- 3 リハビリテーションカレッジ島根と地域及び関係機関との連携強化を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	関係人口創出拡大事業	浜田市
		介護人材確保・定着対策事業	浜田市
		ふるさと農業研修生育成事業	浜田市
		若者漁業者確保支援事業	漁業協同 組合
		定住相談事業	浜田市
		はまだ暮らし住まい支援事業	浜田市
		結婚新生活支援事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 第1次産業

第1次産業は、経営効率の低下、高齢化、後継者不足等、多くの問題を抱えており衰退化の傾向にある。

農業においては、多様化する消費者ニーズや産地間競争の動向を踏まえた個性ある産地づくりを進めるとともに、中山間地域等直接支払制度等、中山間地の農業支援事業を積極的に推進し、経営耕地規模の再編成と農産物の産地化を図る必要がある。これまで、生産基盤の整備、近代化施設の整備、農産物の商品開発・製造施設の整備、集落単位での生産体制の構築等により振興に努めてきたが、農業を取り巻く状況は更に厳しさを強めてきており、これらを反映して農家数・耕作地の減少、荒廃農地の増加、高齢化と後継者不足あるいは鳥獣被害の増大も相まって、生産者の意欲は減退の一途をたどっている。農村集落を維持し、振興作物と水稲との組み合わせ作物の振興による「儲かる農業」の実現に向けた取組により、地域農業の担い手を育成し、農作業の共同化、集団化を推進するための体制づくりが求められている。

また、地元の特産品の生産拡大と有機農業やエコ栽培の推進等、高付加価値化を図りながら、高齢者、女性の労働力を活用した新規作物の導入を促進して、安全・安心な農産物の供給を強化し、産直市の利用を促進するなど地産地消の推進を行うことにより、農家所得の拡大に結び付けていくことが必要である。作物や地域によっては生産額が伸びているものもあるが、その経営規模は零細で、加えて生産資材の高騰や農産物価格の不安定、特に米価の下落の影響等による生産意欲の減退、農業従事者の高齢化、担い手不足等の深刻な問題を抱えている。

農業生産基盤の核として県畜産開発事業団金城牧場跡地に大規模農業団地として整備された新開団地においては、ピオーネや施設野菜の拠点団地化を進めるとともに、企業参入や島根あさひ社会復帰促進センターの刑務作業農園としての活用等、農業振興拠点及び人材の利活用が進められている。新開団地と同様に、未利用となっている元谷団地を大規模農業団地に整備し、施設・露地野菜の拠点団地化を進め、新たな農業振興拠点及び人材の利活用が進められている。

林業においては、木材価格や木材需要は堅調に推移しているが、建築材などの高付加価値化への利用は思うように進まず、林業を取り巻く状況は依然として厳しい状況にある。さらに、森林所有者の高齢化や不在化による山離れが深刻な状況の中、採算性の悪化や松くい虫被害等により森林整備や管理に対する林家の投資意欲が減退し森林の荒廃が懸念されている。一方、木質バイオマス発電の木質チップ等の木材需要の増加が見込まれており、「伐って使って、植えて育てる」循環型林業の確立に向け、儲かる林業ビジネスモデルの構築に取り組んでいる。今後、木材の利用拡大と安定供給に向けた体制づくりとともに、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、健全な森林の整備・育成を行う必要がある。

水産業においては、漁獲量の減少、燃油価格の高騰、漁船の老朽化に伴うコストの増大と代船の確保、魚価の低迷、消費者の魚離れ、漁業就業者の高齢化等、深刻な問題を抱えている。

漁業の主体は、特定第3種漁港である浜田漁港を中心として、沖合底びき網漁業、中型旋網漁業、イカ釣り漁業、定置網漁業及び一本釣り漁業である。生産面では県内随一の漁獲量があるもの

の、漁業経営体数は、沿岸、沖合漁業ともに減少の傾向にある。全般的に経営規模は零細で漁業就業者の減少、高齢化及び後継者不足は著しく、また漁船の老朽化、沖合漁業の国際的な漁業制限、周辺国による不法操業等による漁業資源の減少、経営効率の悪化等、多くの構造的問題を抱えて経営内容は厳しくなっている。このような状況の中、基幹産業である水産業の振興を図るためには、漁業生産性の向上と販売力の強化を図るとともに、生産から加工、販売に至るまでの総合的な取組が必要である。

特に、地元漁船の存続対策として、沖合底びき網漁業については地元5ヶ統全船においてリシップ事業（大規模修繕等による収益性回復の取組）を実施したが、将来を見据えた代船の確保が大きな課題である。まき網漁業についても漁船の老朽化が課題となっており、まき網漁船団の存続のために、老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取組を進めていく必要がある。また、外来船入港の推進や魚価向上を図り、水揚量を増加させるために、浜田漁港における冷凍冷蔵庫等の受入施設の整備も求められている。

イ 第2次産業

第2次産業は、水産加工、木材加工、窯業等が中心であるが、設備の近代化の遅れ、製品開発力の弱さから生産性は低調で、関連産業を伴わない単独的立地であることから地域経済への波及効果が小さく、不況を反映して出荷額も就業人口も減少している。

また、9割以上を小規模事業者が占め、持続的な事業発展に課題を抱えており、起業や事業承継の支援に取り組む必要があります。

特に、石州和紙、石見焼といった伝統工芸産業の担い手不足は顕著であり、伝統を継承するための後継者育成、販路開拓・拡大等の取組が課題である。

また、消費者の安全・安心志向が高まる中、消費者に信頼される商品を製造するために、高度な品質・衛生管理が求められている。

なお、人手不足が続く中、大学・高校・専門学校の新卒やU・Iターン者の就職の受け皿となる新たな業態や待遇面など、若者にとって魅力ある働く場の確保のための企業誘致の推進が求められている。

ウ 第3次産業

第3次産業は、郊外型大型店舗やコンビニエンスストア等の進出、後継者不足等により以前のような賑わいがなくなり、空き店舗の増加や商業機能の衰退が進んでいる。

サービス業のうち観光産業においては、宿泊客数が減少傾向で通過型の様相を呈し、観光形態は見学型から体験型へと変わりつつある。このため、宿泊客数増加のための方策として、都市住民が求めるスローライフに着目し、海から山までの豊かな観光資源を活用した特色ある施策を展開する必要がある。

山陰道、浜田道そして国際貿易港など交通ネットワークの中心地という交通、立地条件を活かした新たな産業構造の創出が課題である。

(2) その対策

ア 第1次産業

- 1 農業生産基盤整備、経営の協業化、農地の流動化等を推進し、産地形成を進める。
- 2 県畜産開発事業団金城牧場跡地を農業振興の拠点とするため、新開団地及び元谷団地の整備及び有効活用を図る。
- 3 荒廃農地の発生防止対策や農地、排水路、農道等の地域資源の保全を図る。
- 4 有害鳥獣による被害防止対策と捕獲対策を実施する。
- 5 複合経営等の導入により農業生産性の向上、所得水準の高い農業経営の確立を図る。
- 6 消費者ニーズの的確な把握に努めるとともに、有機農業の振興、バイオ技術の活用、農商工連携を通じた特産品開発等による安全で高品質なブランド品の開発等により、農産品の高付加価値化を図る。
- 7 集落営農組織の育成・広域化を促進し、農地の効率的利用を推進する。
- 8 経営感覚に優れた経営体の育成のため、規模の拡大、複合化、新技術の導入等の支援を行う。
- 9 産直市の利用促進や生産から加工、流通、販売までの多角的経営等6次産業化を進め、総合的な視野を持って地域産業支援を行う。
- 10 農業が魅力ある産業となるために、農業所得の向上を目指し、水稻等との組合せ作物を選定するとともに、経営の条件整備の支援や情報提供を行うなど、新規就農者への支援を推進する。
- 11 女性の視点や高齢者の技術・経験を活かした生産・加工・販売活動により地域農業の振興を図る。
- 12 消費者志向の変化や環境保全意識が高まる中、安全で高品質な産物生産のため、有機農業の推進に取り組むとともに、販売ルートの確立に努める。
- 13 農業機械の共同利用と農作業の受委託を促進する。
- 14 地力増進施設の活用により、有機質の投入を増大し、農産物の生産性と品質の向上に努める。
- 15 ピオーネをはじめとした大粒ぶどう、赤梨、西条柿農家の経営安定化を図るとともに、更なる産地強化に努める。
- 16 農業と観光、また、生産者と消費者が結合する共生空間づくりに努める。
- 17 学校給食等における地産地消システムを構築する。
- 18 石見地域の農林水産物や加工品等の輸出を促進し、今後、需要の拡大が見込まれる海外市場を対象とした新たな販路の拡大を図る。
- 19 畜産においては、肉用牛改良流通センターを和牛の一貫生産体制拠点として活用する。
- 20 森林資源は木材生産のみならず、水源涵養、土砂崩壊防止等の国土保全、保養、文化・教育、観光の場として多面的機能を有しており、その機能の維持、増進を図る。
- 21 森林資源の質的充実と総合利用に対応した多様な森林整備を推進する。

- 22 木材の安定供給については、利用期を迎えた森林における主伐を推進し、建築用材や合板、木質チップへの供給拡大を図るため、林道等の路網整備や高性能林業機械の導入による生産基盤の整備をはじめ、森林組合の育成強化、林業の担い手の確保、林地残材の有効活用等、木材の利用や高付加価値化、木造住宅や公共建築物での地域産材の利用促進を通じて林業採算性の向上を図り、所得水準の高い林業経営の確立を図る。
- 23 間伐材を活用した木材加工品の開発や広葉樹などの未活用資源の商品化、市内の製材業者等と連携した取組、石見ブランド商品の販路拡大を促進する。
- 24 つくり育てる漁業を推進するため、栽培漁業や養殖漁業に取り組む。
- 25 瀬戸ヶ島埋立地を有効に活用し、水産業活性化等に向けた取組を行う。
- 26 地元沖合底びき網漁船及びまき網漁船の老朽化対策を含めた漁業構造改革を推進し、漁業生産性の向上や収益性改善の取組を進める。
- 27 外来船誘致を推進し、魚価を維持・向上させるために、高度衛生管理型荷捌所や冷凍冷蔵庫の整備を推進する。
- 28 「山陰浜田港」水産物ブランド（どんちっち三魚、浜田港四季のお魚）の確立等による高付加価値化を推進するとともに、消費者ニーズの把握と情報発信を通じた効果的な販売促進に取り組む。
- 29 小中学校における産業体験等の機会の提供、県立浜田水産高等学校との連携による担い手育成に向けた取組を進める。
- 30 農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等の問題を解消するため、U・Iターン希望者や失業等による農林水産業への新規就業者の地元就職を支援する。

イ 第2次産業

- 1 地域工業への波及効果が大きい高度技術産業の導入やこれらと有機的な連携を保った内発的な工業の育成に努める。
- 2 地域工業の高度化とバランスのとれた産業構造への転換を図るため、工業用地、用水、電力、交通、情報等の基盤整備を推進し、多くの雇用が見込まれる食料品等の製造業や、情報処理系の学生を雇用できるIT企業に加え、農林水産業分野の企業など、本市の特性を活かし、若者にとって魅力ある企業誘致に努める。
- 3 島根県産業技術センター、しまね産業振興財団、島根県農業技術センター等を活用した産業の活性化に努める。
- 4 起業への意識を啓発するため、起業希望者の育成を図るとともに、セミナーを継続開催し、起業時における初期費用を支援する。
特に、地域の人やモノ、遊休施設などといった「地域資源」を活用した起業や地域の課題解決に資する起業の支援を行うとともに、立ち上がり期におけるフォローアップ支援を行い、事業継続や雇用創出を推進する。
- 5 交通ネットワークの中心地という立地条件を活用し、新たな企業立地に努める。
- 6 新製品、新技術の開発、特許権等の取得、販路開拓、労働生産性向上や資格取得などの人材育成等、企業の積極的な事業活動を支援し、地場産業の経営基盤、競争力の強化を図る。
- 7 地域おこし協力隊制度を活用した後継者マッチングを行うとともに、関係機関と連携した事業承継推進会議を開催し、事業承継を推進する。

- 8 販路の拡大を図りつつ、消費者に信頼される安全で安心な加工品を供給するために、衛生管理の行き届いた一次加工処理を推進する。
- 9 伝統工芸産業を継承するため、後継者の育成、販路の開拓、需要の拡大等に取り組むとともに、伝統工芸生産の安定を図るため、原材料確保を支援する。
- 10 浜田港港湾計画の促進により、港湾施設の機能強化を図る。

ウ 第3次産業

- 1 商業機能を維持・回復させるため、中心市街地や商店街の環境整備、空き店舗の有効活用に取り組むとともに、商店街組織のみならず、業態の連合体やまちづくり組織による賑わい創出を推進する。
- 2 事業者によるウェブサイトやSNSを活用した情報発信や、キャッシュレス決済への対応を支援し、新たな顧客確保を促進するとともに、「BUY浜田運動」などによる地域内経済循環の推進を図る。
- 3 大都市圏に小売店等の地元製品の宣伝の場を設け、地元製品の販路拡大と販売促進を図るとともに、地域間の経済交流を推進する。
- 4 浜田港・三隅港の港湾関係者と連携を図りながら、航路の安定運航を確保し、貨物の集荷や貨物の創出に取り組み、取扱貨物量の増大を図る。
- 5 観光施設であるしまね海洋館アクアスや海洋性レクリエーションゾーン、温泉施設、かなぎウエスタンライディングパーク、山陰浜田港公設市場（はまだお魚市場）、道の駅、ゴルフ場、スポーツ施設、教育施設等の各種施設を効果的に連携させ、周遊観光コースを設定するとともに、周辺地域との広域的な連携も強化し、滞在型観光への転換を図る。
- 6 地域間交流を推進し、広域観光ルートの設定、エージェント招へい事業、観光団体の育成と宣伝、観光客受入れ体制や情報発信体制を整備し、大型観光イベントの開催等を進める。
- 7 農林水産業や商工業と連動した産業観光を推進する。
- 8 伝統的産業や地場産業の育成強化を図るとともに、地場産業と観光資源を活かした商業の振興を図る。
- 9 小売店の廃業対策として、移動販売車による宅配サービスの充実を図る。
- 10 地域資源である海や山での感動を与える民泊の受け皿となる組織の育成強化を図るとともに、関係団体と連携して癒しのスローライフを提供するグリーンツーリズムやブルーツーリズム等により、体験教育旅行の誘致や多様なツーリズムの商品造成に取り組む。
- 11 石見神楽の魅力を全国に発信し、定期公演化を図るとともに、観覧環境の整備、関連商品の開発、神楽に不可欠な石州和紙産業の保存・育成等に取り組む、観光客を誘致できる石見神楽の里づくりを推進する。
- 12 当地域の魅力的な海や山の食材を活用し、浜田の食の魅力アップとおもてなしの心の醸成により、観光客の誘致を図る。
- 13 当地域の宿泊・飲食・体験メニュー、伝統芸能等の観光情報を提供する魅力的なウェブサイトの構築と運用に努め、インターネットを活用した情報発信を推進する。
- 14 広島事務所や広島PRセンターを活用し、大きな市場である広島方面への情報発信機能を強化する。

- 15 本市の貴重な天然資源である各地域の温泉や観光関連施設、外国語表記などの統一感ある看板の整備を行い、地域の魅力づくりと観光客の増加を図る。
- 16 インバウンド推進に努め、欧米地域をはじめとした外国人観光客の誘致活動に取り組む。
- 17 インターネット上における浜田市及び浜田市関連団体の情報を整理し効果的に発信していくことにより、必要な情報を得るための利便性を向上させ、市のPRを図る。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(2) 漁港施設	県事業負担金(漁港)	島根県
	(3) 経営近代施設 農業	中山間地域総合整備事業	島根県
		県営農業基盤整備事業	島根県
		水産業	浜田漁港高度衛生管理型荷捌所整備事業
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	特産品展示販売センター管理費	浜田市
		山陰浜田港公設市場整備事業	浜田市
		(9) 観光又はレクリエーション	ライディングパーク改修事業
	観光拠点施設整備事業		浜田市
	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	観光協会助成事業	観光協会
		浜田の五地想ものがたり推進事業	協議会
		林地残材有効活用・地域活性化支援事業	浜田市
		産業振興パワーアップ事業	浜田市
		合宿等誘致事業	浜田市
		萩・石見空港利用促進対策事業	協議会
		「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業	浜田市等
		水産資源確保対策事業	漁業協同組合
		広島プロジェクト推進事業	浜田市
	(11) その他	県事業負担金(基盤整備)	島根県

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名(施設名)を掲載。

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間
浜田市全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記、「(2) その対策」、「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

テレビ放送の難視聴地域の解消、高速情報通信網の構築等を目的としてケーブルテレビの整備に取り組んできた。ケーブルテレビは、地域の情報通信基盤として福祉・産業・教育等、多岐にわたる分野の振興に大きく寄与することから、市全域のケーブルテレビ回線の光化を行っている。

携帯電話については、中継基地局が設置され通話可能エリアが拡大しているが、未だに山間地域を中心に不感地域が多くあり、緊急時の連絡や日常生活にも支障をきたしている。

情報化の急速な進展に伴い、日常生活における高速情報通信基盤を活用し、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の高度情報化社会への適応と地域情報化の推進に取り組む必要がある。

(2) その対策

- 1 情報化推進計画を策定し、高度情報化への適応と地域情報化の推進に取り組む。
- 2 各種システムのクラウド化や最適化等を行い住民サービスの向上を図る。
- 3 ケーブルテレビ回線の光化を行うとともに、機器を更新し、適正な維持・管理に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報 化のための施設 有線テレビジョン放送 施設 その他	CATV機器整備事業	浜田市
		高速情報通信基盤整備事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路の整備

本市の道路網は、幹線道路として、東西に国道9号が走り、南北には国道186号が走っており、さらに浜田道が広島市までを結んでいる。そして現在、鳥取市から本市等を経由して下関市に至る山陰道も早期完成を目指し進められている。

また、主要地方道は9路線（浜田港線、桜江金城線、弥栄旭インター線、田所国府線、浜田八重可部線、浜田作木線、旭戸河内線、浜田美都線、三隅美都線）あるが、改良を要する箇所も多く、計画的に進められることが望まれる。

市道については、幹線道路や生活重要路線を重点に改良や舗装整備を進めているが、地域住民の生活基盤として重要な役割を担う道路整備は遅れており、令和元年度末の改良率は50.3%となっている。今後は、高速道路や大規模な農・林道整備事業等との整合を図りながら、市街地や山間部等の地域特性に適合した次世代型交通網の整備を計画的・効率的に推進していく必要がある。

農道については、県営農道の全線開通の促進を中心に、農産物の生産及び流通の合理化はもとより、生活環境の改善に資する路線の整備が求められており、また、防災・減災対策も必要とされている。

林道については、林業が低迷する中、森林整備に伴う林業施業を促進し、森林荒廃を防止するためにも開設が望まれており、また、山間部の散居集落では生活道路としても必要とされている。

イ 交通手段の確保

公共交通については、鉄道（JR山陰本線）、民間路線バス（中国JRバス、石見交通、広島電鉄、総合企画コーポレーション、内JR・広電は高速バス）が運行しているが、不便さゆえに自家用車保有率が高く、公共交通利用者は減少し、特に民間路線バスにおいては不採算路線の維持・確保が困難となってきた。

そのため、民間バス事業者の運行路線廃止等に伴い、旭地域では平成3年12月から、三隅地域では平成16年4月から、金城地域及び弥栄地域では平成23年4月から、浜田地域では令和2年12月から、生活路線バスの運行を行っている。

また、公共交通網のない交通空白地域の解消のため、浜田地域では平成20年5月から、弥栄地域では平成20年10月から、金城地域および旭地域では平成21年10月から予約型乗合タクシーを運行している。あわせて、羽原地区、大麻地区及び井野地区においては、自治会輸送を行っている。

これらの各種公共交通の効率的、効果的な交通体系を確保するため、生活交通ネットワークの再編が課題となっている。

(2) その対策

ア 道路の整備

- 1 山陰道の早期整備を促進し、浜田道との高速交通ネットワークの充実を図る。
- 2 4車線化の優先整備区間に選定されている浜田道の瑞穂IC～金城スマートIC間の早期事業採択に向け、国への働きかけを推進する。
- 3 国道・県道の機能向上を図るとともに、歩道整備やバリアフリー化を進める。
- 4 地域住民の生活に密着する市道や農林道の整備を行う。
- 5 県営の農道整備・保全対策及び金城弥栄線等の広域基幹林道開設を促進する。

イ 交通手段の確保

- 1 JRや民間バス、生活路線バス等の公共交通の利用促進を図る。
- 2 利用者ニーズを踏まえた公共交通の利便性の向上及び交通空白地域の減少に努める。
- 3 高齢者等が安心して暮らせる持続可能な公共交通ネットワークの確立に努める。
- 4 民間バス路線の廃止等に伴う代替交通手段の確保に努める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	白砂1号線改良事業 L=1,400m、W=5.0m	浜田市
		戸地線改良事業 L=1,400m、W=7.0m	浜田市
		井野37号線道路改良事業 L=620m、W=5.0m	浜田市
		道路施設長寿命化改修事業	浜田市
	橋りょう	橋梁長寿命化改修事業	浜田市
		周布橋整備事業	浜田市
	(2) 農道	農道橋梁長寿命化改修事業	浜田市
	(6) 自動車等 自動車 雪上車	生活路線バス車両整備事業	浜田市
		除雪車等整備事業	浜田市
	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	新交通システム運行事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道等

上水道事業は平成 30 年 4 月に簡易水道事業を統合し、令和 2 年度末の給水普及率は 99.8%となっている。今後、本市では人口の減少等に伴い、水需要の減少に伴う給水収益の減少が予想されるため、経営基盤の強化が必要となる。また、施設の老朽化による漏水事故等が発生し、維持管理に多額の経費がかかっている。

イ 汚水処理施設

汚水処理施設は、自然環境や生活環境の保全、ゆとりと潤いのある生活環境の創出と若者の定住対策としても必要不可欠な社会基盤である。住宅密集地においては、公共下水道、農業・漁業集落排水事業による生活排水の集合処理を推進しており、水洗化率の向上を目標に加入促進を図っている。また、中山間地域においては、浄化槽により個別処理を実施している。今後とも地域の実情に即した効率的な施設整備を計画的に推進していく必要がある。

ウ 廃棄物処理

可燃ごみ処理施設については、浜田地区広域行政組合が管理・運営しており、現施設は平成 18 年 11 月に竣工し、同年 12 月より稼働しているが、令和 5 年度から施設の延命化及び CO2 排出量削減を図るため、基幹的施設改良工事を行う。本市では、不燃ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場を管理・運営しており、新最終処分場が平成 23 年 3 月に竣工し、同年 6 月より稼働している。し尿処理施設においては、施設の延命化を図るため平成 27 年から 2 ケ年間かけて基幹改良工事を行った。各廃棄物処理施設とも新規整備には多額の費用が必要となるため、現存施設の延命化が課題となっている。

また、浜田及び三隅の廃止された旧ごみ処理施設について、両施設とも昭和 50 年代の施設のため、解体及び跡地の有効活用を検討する必要がある。

エ 火葬場

市内の火葬場としては、浜田市火葬場、旭火葬場、弥栄火葬場及び三隅火葬場の 4 施設が設置されている。このうち市内の火葬件数の約 8 割を占める浜田市火葬場については、平成 29 年度から計画的な大規模改修を行い、20 年程度の延命化を図っている。その他 3 施設については施設の老朽化や利用件数の減少が課題となっており、その対応が求められている。

オ 消防

救急需要は急激な減少とはならず、しばらくは高い水準で推移することが予想されるため、引き続き病院前救護と円滑な救急搬送が行える体制を構築・維持していく必要がある。また、災害が大規模・複雑多様化しており、消防本部の出動体制の強化に併せ、大災害に備え広域応援や受援体制を整える必要がある。

更に、地域防災の要である消防団は、新しい社会環境に対応した組織運営を模索しながら、災害対応力の強化が課題となっている。

カ 防災

災害発生時に早期に避難するためには、早くて正確な災害情報の伝達が必要なため、市民への情報伝達手段の強化を図ることが課題となっている。

キ 市営住宅

市営住宅は、建築後 30 年を経過している木造住宅もあり、住環境整備を考慮した改修が必要である。

定住の促進、U・I ターン施策を進めるに当たり、居住環境の整備は重要であり、地域の人口バランスに配慮しつつ多様化するニーズに合った住宅の整備が望まれる。

(2) その対策

ア 上水道等

- 1 きれいで安全な水道水を持続的・安定的に供給するため、経営戦略の見直しを行う。
- 2 「浜田市上水道事業施設耐震化・更新計画」に基づき、施設の重要度と老朽度を踏まえて更新の優先施設を抽出し、長期的な視点に立った水道施設の整備を進める。
- 3 水道整備・拡張計画のない地域における飲料水の確保のため、飲用井戸等の整備を支援する。

イ 汚水処理施設

- 1 地域特性を考慮した手法により、公共下水道、集落排水等の整備事業を推進し、公共施設や住宅等への接続により、ゆとりと潤いのある生活環境を創出する。
- 2 中山間地域への合併処理浄化槽設置助成事業の普及促進に取り組む。

ウ 廃棄物処理

- 1 環境問題に対する住民意識を醸成し、不法投棄の防止に努めるとともに、ごみの減量化や分別収集の徹底、リサイクルの推進により、循環型社会の構築を図る。
- 2 各廃棄物処理施設の適正な維持管理及び長寿命化対策により、現存施設の延命化に努める。
- 3 旧ごみ処理施設の解体及び跡地の有効活用を検討する。

エ 火葬場

- 1 浜田市火葬場については、引き続き大規模改修を進め、適正な管理運営を行うとともに利便性の向上を図る。
- 2 浜田市火葬場以外の施設については、適宜修理や補修を行い、機能の保持に努める。

オ 消防

- 1 消防装備・施設の充実と消防職員の適正配置を行い、出動体制の強化を図り、広域的な応援・受援体制を構築する。
- 2 適切な応急手当及び救命処置が行える体制作りと救急業務高度化への対応を進める。
- 3 住民の防火意識の高揚を図ることにより、火災に強いまちづくりを推進する。
- 4 消防団の組織や運営を、柔軟に見直すことで充実強化を図り、消防本部との連携を強化し、地域における防災力の向上を図る。

カ 防災

- 1 災害情報を、正確に、素早く、確実に伝達するため、老朽化した防災無線設備を更新し、次期防災情報システムの導入を図る。
- 2 ウェブサイト、ケーブルテレビ、防災防犯メール、SNSなど、複数の災害情報伝達手段の確保を図る。

キ 市営住宅

- 1 住宅マスタープランに基づき、老朽化した市営住宅の改修や集約建替え等を行う。
- 2 バリアフリーや省エネルギー対策にも配慮し、高齢者や障がい者にもやさしく居住性に優れた質の高い市営住宅の整備を図る。
- 3 地元産材を使用した住宅建設を推進する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	旧簡易水道施設改修事業	浜田市
	(2) 下水処理施設 公共下水道	浜田処理区整備事業	浜田市
		ストックマネジメント改築事業	浜田市
		公共下水道統合事業	浜田市
		公共ます設置事業(公共下水道事業)	浜田市
		旭浄化センター汚泥処理施設改築事業	浜田市
		道路改良に伴う支障移転事業(公共下水道事業)	浜田市
		農村集落排水施設 警報システム統合事業	浜田市
		長寿命化改修事業(農業集落排水事業)	浜田市
		道路改良に伴う支障移転事業(農業集落排水事業)	浜田市
		公共ます設置事業(農業集落排水事業)	浜田市
		機能強化対策事業	浜田市

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	不燃ごみ処理場改修事業	浜田市
		エコクリーンセンター基幹改良工事負担金	広域行政 組合
	し尿処理施設	浜田浄苑環境整備事業	浜田市
	(4) 火葬場	火葬場施設整備事業	浜田市
	(5) 消防施設	高機能消防指令センター更新事業	浜田市
		消防救急車両整備事業	浜田市
	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	住宅リフォーム助成事業	浜田市
		危険空き家対策事業	浜田市
		地域における救急救命体制整備事業	浜田市
		防災まちづくり推進事業	浜田市
		耐震対策緊急促進事業	浜田市
		金城スマートIC24時間化事業	浜田市
	集落環境整備事業	浜田市	

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化、晩婚化、未婚化の進行に加え、地域の連帯意識の希薄化、女性就業者の増加や就労形態の多様化、保育需要の多様化等、様々な要因により大きく変化している。子どもが健やかに育つためには、子育て家庭の仕事と家庭生活の両立、新しいニーズに対応した子育て支援のほか、地域全体での子育てや安全・安心なまちづくりの推進が求められている。

イ 高齢者福祉

過疎地域の全国的な傾向として見られる高齢化率の上昇は本市においても顕著であり、平成17年は28.6%、平成22年は29.9%、平成27年は34.3%、令和2年は36.9%（住民基本台帳による数値）と高い比率を示している。

また、この傾向はますます強くなることが予測され、なかでも高齢者の単身世帯の増加や要介護者の増加等が大きな課題となっており、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指して介護予防及び生きがいづくりの体制整備、充実を図る必要がある。

ウ 障がい者福祉

「ノーマライゼーション」の理念の下、障がいのある人が安心して暮らしていくためには、相談支援体制の充実が必要不可欠となっており、自立及び社会参加を促進し、障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が求められている。

さらに、障がいのある人が差別や偏見、疎外感を感じることがないように、障がいのある人もない人も共に理解し合いながら暮らすことができる地域づくりが求められている。

エ 保健事業

本市の平均寿命は、男性80.77歳（島根県80.80歳）、女性87.21歳（島根県87.50歳）で、男女とも延伸している。平均寿命を引き下げる要因となっている、がん、心疾患による死亡を減らすために、今後一層の生活習慣病の予防及び早期発見、早期治療が重要となっている。

また、健康寿命の指標となる65歳平均自立期間（各年を中間年とした5年の平均）は、男性17.01年（島根県17.86年）、女性19.98年（島根県21.17年）で、男女ともわずかに延伸しているが、県に比べると短い状況である。健康寿命を引き下げる要因となっている脳血管疾患の年齢調整死亡率は、人口10万人当たり男性35.8（島根県37.4）、女性20.5（島根県20.7）で、男女ともに改善傾向であり、県より低い状況であるが、引き続き、健康寿命の延伸に向けた脳血管疾患対策事業の充実に努める。

※数値は、平成26年から平成30年までの5年間の平均値

(2) その対策

ア 児童福祉

- 1 妊娠期から出産、産後、育児まで、切れ目のない支援体制を整備する。
- 2 子どもの医療費助成を実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ることにより、子どもの疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。
- 3 子育てニーズに対応した放課後児童クラブや保育所等の施設整備を進めるとともに、放課後児童クラブ支援員及び保育士の育成に努めることにより、保育の質の向上を図る。
- 4 関係機関の連携を強化し、地域のボランティア組織等による子育て支援活動を促進する。

イ 高齢者福祉

- 1 高齢者の生涯学習、生涯スポーツ等への参加を促進する。
- 2 住民、行政、関係機関が連携し、地域ケア体制の強化に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実を図る。
- 3 シルバー人材センターによる高齢者の人材活用を図る。

ウ 障がい者福祉

- 1 障がいのある人が住みなれた地域で暮らせるように、適切な保健・医療・福祉サービスが提供できる体制の充実を図る。
- 2 障がいのある人のライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援をすることにより、社会参加と雇用の拡充を促進する。
- 3 障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア」を解消し、障がいのある人もない人もお互いに理解し合い、共に生きる社会の実現を目指す。

エ 保健事業

- 1 特定健診や巡回総合ドック等の周知に努めて生活習慣病の発症予防と重症化予防を行うとともに、高齢者の介護予防とフレイル予防の推進に努める。
- 2 がん検診や出前講座の実施、がんサロンへの支援を行い、がん対策を推進する。
- 3 こころの健康づくりの推進として、自死対策事業やひきこもり相談など市民への啓発に努める。
- 4 地域関係団体等と連携した食育活動の推進や、健全な食生活の実践と低栄養予防を推進する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	私立保育所施設整備補助事業	社会福祉 法人
	(3) 高齢者福祉施設 老人福祉センター	総合福祉センター施設整備事業	浜田市
	(7) 市町村保健センター 及び母子健康包括支 援センター	子育て世代包括支援センター整備事業	浜田市
		三隅保健センター空調改修事業	浜田市
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	がん検診助成事業	浜田市
		子宮頸がんウイルス検査助成事業	浜田市
		保育所入所受入促進事業	浜田市
		児童医療費助成事業	浜田市
		乳幼児医療費助成事業	浜田市
		任意予防接種事業	浜田市
		産婦健康診査事業	浜田市
		はまだ健康チャレンジ事業	浜田市
	(9) その他	放課後児童クラブ施設整備事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

国においては、全国的な医師不足に対する抜本的な制度改革が始まり、島根県においてもその解消に努めるべく、様々な施策が打ち出されている。

本市においては、医師の著しい減少はみられないものの、唯一の総合病院である浜田医療センターでは特定診療科の常勤医師の不在や不足が続き、また開業医の高齢化も進んでいる。

一方、看護職員についても需要の高まりから、市全域の医療機関において人員不足の状況にあると考えられる。

このような状況の中、地域の医療を崩壊させないためには、医療現場の充実に加えて魅力あるまちづくりも大切であり、子育て支援や定住対策と連携した対応も必要である。

また、医療の充実を図っていくには、将来の医療従事者の確保と育成が重要な課題であり、小・中学生のころから医療職への関心が持てる仕組みづくりをはじめ、高校生へのレクチャー、医学生や看護学生等、医療関係の学校へ進学する学生への支援をきめ細かく行う必要がある。

医療機関は、各地域にそれぞれ複数あり、地域住民の「かかりつけ医」として医療の提供に限らず、日ごろの予防対策にも尽力されている。病床を有する病院は、浜田医療センターをはじめとして市街地に集中している。中山間地域においては、近隣の医療機関のみでは網羅できない診療科も複数ある上、過疎化や高齢化が進んでいることから、医療機関同士の診診連携や中核病院との病診連携により、どの地域に住んでいても安心して医療を受けられる体制がますます必要になっている。

今後は、無医地区の解消と中山間地域の医療の充実のために設置されている国民健康保険診療所の役割を明確にし、一般医療はもとより予防医療や在宅医療等の充実を図る必要がある。

休日、夜間の医療においては、民間医療機関の大半が土曜日診療を実施していることに加え、日曜日、祝日の昼間は、浜田市医師会、那賀郡医師会の協力による休日応急診療所に対応しており、更に夜間や症状が重い場合は、浜田医療センターの救急外来や救命救急センターに対応している。

このように、すべての医療機関の協力と連携によって、地域住民の安心につながっており、この24時間安心して暮らせる医療体制を守るためには、医療に対する住民理解が必要不可欠である。

(2) その対策

- 1 医療機関と行政が常に情報を共有して役割を分担し、医師や看護師等の医療従事者が働いてみたい「魅力ある病院づくり」、住んでみたい「魅力ある地域づくり」に向けた取組を行う。
- 2 国民健康保険診療所が開設しているブログを活用し、へき地医療情報を発信する。
- 3 潜在看護師の発掘と離職防止に積極的に取り組む。

- 4 本市内の医療従事者育成機関である看護学校、准看護学校、リハビリテーション専門学校に対し、それぞれの学校に合った支援を行う。
- 5 中学生を対象にした医療体験学習を実施するとともに、高校生を対象にした進路希望の把握や医療を目指す学生へのサポートを行う。
- 6 国民健康保険診療所において、浜田保健所や各医療機関、福祉施設等の協力を得ながら、医学生、看護学生、研修医等の研修を積極的に行う。
- 7 国民健康保険診療所の医療設備と医療体制の充実を図る。
- 8 診診連携や病診連携等、医療機関間の連携を強化する地域医療ネットワークの充実を図る。
- 9 住民にとってより良い「休日応急診療所」となるよう、医療設備や診療体制等を検討し、一次救急の充実を図る。
- 10 講演会や研修会を開催するとともに、広報紙やウェブサイト等を活用し、市民に地域医療を理解してもらうための啓発活動を実施する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	休日診療所整備事業	浜田市
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	リハビリテーションカレッジ島根支援事業	学校法人

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の小・中学校の施設の現状と児童・生徒数の今後の見込み等については、表2のとおりである。

近年において新築した校舎や施設等については、高度情報化設備等の必要な設備を概ね備えているが、古い木造校舎や老朽化校舎等、施設整備の必要性が高いものも多くあり、教育環境の整備が必要となっている。

表2 教育施設の状況

(令和3年5月1日現在)

教育施設の状況 (令和3年5月1日現在)

学校名	児童数		教員 職員数	学級数	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	屋外運動場 (㎡)	プール 施設
	令和3年実数	令和7年見込						
原井小学校	205	157	27	11	4,538	939	8,106	無
雲雀丘小学校	61	83	12	7	1,849	467	4,693	無
松原小学校	121	143	18	8	5,260	1,267	21,757	有
石見小学校	373	329	30	16	5,260	891	6,748	無
美川小学校	77	66	12	7	1,759	377	4,112	有
周布小学校	277	238	25	14	3,750	919	7,278	有
長浜小学校	245	232	21	12	4,754	1,248	7,407	有
国府小学校	300	308	26	15	5,042	1,069	6,801	有
三階小学校	189	202	20	11	3,138	919	13,200	無
雲城小学校	137	142	17	10	2,281	528	11,984	有
今福小学校	47	31	13	6	1,532	669	3,085	有
波佐小学校	13	14	7	3	1,594	680	5,128	有
旭小学校	129	114	15	8	3,833	896	8,910	無
弥栄小学校	37	41	10	4	2,764	810	6,734	有
三隅小学校	178	162	27	10	5,740	1,348	10,124	無
岡見小学校	45	51	13	6	2,199	812	15,800	有
合計	2,434	2,313	293	148	55,293	13,839	141,867	

学校名	生徒数		教職 員数	学級数	校舎面積 (㎡)	屋内運動場 (㎡)	屋外運動場 (㎡)	プール 施設
	令和3年実数	令和7年見込						
第一中学校	360	339	40	13	6,742	1,680	18,501	無
第二中学校	135	139	21	6	5,550	1,128	19,894	有
第三中学校	264	284	30	11	5,269	1,315	24,200	無
第四中学校	23	38	15	4	1,916	702	4,338	無
浜田東中学校	154	143	23	10	3,975	1,234	20,095	無
金城中学校	103	81	15	5	2,926	1,143	31,990	有
旭中学校	52	78	16	5	2,649	1,273	4,467	無
弥栄中学校	21	16	15	5	1,817	1,009	8,020	無
三隅中学校	121	122	23	7	4,683	1,376	18,379	無
合計	1,233	1,240	198	66	35,527	10,860	149,884	

児童・生徒数の令和7年の見込みは、一部の学校を除いて減少傾向にあり、少子化と人口減少を踏まえた学校運営と施設整備に留意する必要がある。

加えて、次世代を担う子どもたちが健やかで生きる力をもった大人に成長するため、学力の向上を目指しつつ心豊かな教育を強く推進していくことが求められている。

また、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となる「食育」の必要性が求められており、この対応も急を要するものである。

イ 社会教育

地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、あらゆる世代の住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成を進める必要がある。

また、社会教育を推進する拠点施設として、まちづくりセンターの施設改修や整備が必要となっている。さらに、施設はもとより関係機関・団体が連携して体制整備やネットワーク化を図る必要がある。あわせて、読書環境の充実を図るため、施設や情報を整備する必要がある。

ウ 社会体育

市民のスポーツに対するニーズやかかわり方が高度化・多様化してきている中で、一人一人のライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められている。あらゆる世代の市民の求めに応じて様々なスポーツ活動の場を提供するため、老朽化が進んでいる施設の改修、整備と拡充、環境整備が必要となっている。

エ 幼児教育

幼稚園は、浜田地域にのみ公私立を合わせて5園が設置されているが、令和5年4月に公立幼稚園4園を1園に統合する予定である。また、統合幼稚園内に、市全体の幼児教育力向上拠点として「浜田市幼児教育センター」を設置し、さらに、特別な配慮を必要とする子どもの教育の充実のために「幼児通級教室」も設置する予定である。

少子化を踏まえた教育と園の運営が課題となっており、幼稚園の集約化による施設整備、保育サービスの充実が必要となっている。

(2) その対策

ア 学校教育

- 1 学力の定着を基本に、個性を伸ばし豊かな心と健やかな身体を育む教育を推進する。
- 2 学校施設の整備充実を図るとともに、少子化に対応した教育環境の充実を図る。
- 3 学校給食の充実を図るとともに、食育を推進し、望ましい食習慣の形成に取り組む。

イ 社会教育

- 1 まちづくりセンター等社会教育施設の有効活用と機能の充実を推進する。

- 2 生涯学習機会を拡充するとともに、生涯学習活動への参加を促進する。
- 3 生涯学習ボランティア制度の充実や人材育成に努める。
- 4 図書館資料の充実等により、読書環境の充実を図る。

ウ 社会体育

- 1 各種スポーツ活動の拠点となる施設の整備を行い、利用環境を整える。

エ 幼児教育

- 1 幼児教育の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を深め、教育力の向上を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	三隅小学校空調設備更新事業	浜田市	
		学校建設事業	浜田市	
	屋内運動場	学校施設屋内運動場照明更新事業	浜田市	
	スクールバス・ポート	スクールバス更新事業	浜田市	
		スクールバス車庫整備事業	浜田市	
	給食施設	共同調理場施設改修機器更新事業	浜田市	
	その他	学校施設改修事業	浜田市	
	(3) 集会施設、体育施設 等 集会施設	体育施設	杵束コミュニティ施設整備事業	浜田市
			まちづくりセンター施設改修事業	浜田市
		金城総合運動公園改修事業	浜田市	
		浜田市営プール改修事業	浜田市	
		旭公園施設改修事業	浜田市	
		三隅中央公園運動施設整備事業	浜田市	
		浜田市陸上競技場施設改修事業	浜田市	
		ラ・ペアーレ浜田改修事業	浜田市	
		サン・ビレッジ浜田整備事業	浜田市	
		浜田市三隅B&G海洋センター改修事業	浜田市	
	スポーツ施設照明更新事業	浜田市		

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(3) 集会施設、体育施設 等 図書館	移動図書館車整備事業	浜田市
	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	ふるさと郷育推進事業	浜田市
		はまだっ子共育推進事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

中山間地域を中心に、過疎化、少子高齢化が進み、自治機能が危機的状態にある集落や今後の機能低下が危惧される集落も多い。

また、後継者不足によって、基幹産業である農業面においても耕作放棄地が広がり、農業・農村の活力低下が進行している状況にある。

集落の再編成又は集団移転等については、歴史的・地理的背景を含め、地域の意向を十分に考慮しながら対応する必要がある。

また、市町村合併による行政の広域化・効率化が進む中で、地域のことは地域で解決する気運を醸成し、安全・安心を提供するとともに、地域住民の声を反映した「地域の個性を活かしたまちづくり」できめ細かなまちづくりを推進し、地域の様々な不安を払拭しつつ、「一体的なまちづくり」によって連帯感を深めていくことが今後のまちづくりの重要な課題となっている。

(2) その対策

- 1 旧市町村単位に地域協議会を設けて、地域住民の声を反映したきめ細やかなまちづくりを推進する。
- 2 まちづくりセンター単位を基本として、地域の実情に応じた形で、自治会をはじめ地域で活動する各種団体で組織する「地区まちづくり推進委員会」の設立を促し、住民が地域課題を共有する中で、解決に向けた地域での計画づくりや必要な地域にはアドバイザー的役割を担う人を配置するなど、行政との連携を図りながら計画の具現化に向けた取組ができるように環境を整える。
- 3 交通通信体系の整備を図り、地域内格差の解消に努める。
- 4 地域の不安を払拭するため、自然災害等に対応した危機管理体制と即応能力の強化に努めるとともに、犯罪防止に配慮した生活環境整備に努め、防災、防犯の両面から、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	自治会活動等支援事業	浜田市
		地域づくり振興事業	町内会・ 自治会等
		まちづくり総合交付金事業	町内会・ 自治会等
		地域安全まちづくり事業	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

価値観が多様化し、ゆとりやうるおい等、生活の豊かさの実感が求められており、身近な生活文化から芸術文化に至るまで多様な文化の鑑賞や活動等に対するニーズが高まっている。

本市には「石見神楽」などの伝統文化や浜田節、邦楽など和の伝統文化が息づいており、文化協会や市民団体等が様々な活動を行っているが、担い手の高齢化等から今後の継承が課題となっている。

また、平成 21 年 9 月 30 日にユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙が、平成 26 年 11 月 26 日（日本時間 27 日）に再度「和紙―日本の手漉和紙技術」として登録された。日本遺産は、平成 30 年に「北前船寄港地・船主集落」、令和元年には「石見地域で伝承される神楽」が認定され、地域の歴史的魅力の発信や地域活性化が期待される。浜田城等の様々な歴史的、文化的な遺産が存在するとともに、多くの郷土の先人によって培われたまちづくり活動が行われている。これらを共通の財産として誇りを持って継承し、地域文化としての存在感を高めなければならない。このため、地域等における人材や活動団体の育成に努めるとともに、意欲や創意が積極的に発揮されるように活動を支援する必要がある。

本市の世界こども美術館創作活動館、石正美術館や石央文化ホールについては、各種展覧会、創作活動、芸術文化に関する公演、研究会、講演会等を開催しており、地域文化の振興のために有効に活用されている。

浜田開府 400 年にあたる令和元年 10 月には歴史的建造物である御便殿等を活用した浜田城資料館が開館し、浜田城、外ノ浦、御便殿を紹介する展示を行っている。その他の資料館では老朽化や狭隘化が進んでおり、浜田郷土資料館の建替えによる歴史文化保存展示施設の整備に向けた検討を進めている。

(2) その対策

- 1 市民が、日常的に芸術文化に触れられるような環境づくりと市民が主体となった文化活動の推進に努める。
- 2 文化施設を活用して各種規模の公演や市民参加型イベント等を開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の創出に努める。
- 3 美術館においては、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高める。
- 4 地域に伝え残された様々な伝統文化を保存活用し次世代へと継承するため、市民団体等の文化活動の支援に努める。
- 5 文化協会などが実施する後継者の育成等に係る活動支援を行う。
- 6 史跡や天然記念物等の文化財の保護・保存に努めるとともに、新たな文化の創造活動への支援を行う。

- 7 伝統の紙すき技術・技法を後世に伝えていくため、後継者の育成を図るとともに、地場産原材料の安定供給システムの構築を図る。あわせて、技術・技法の記録の保存に努める。
- 8 令和元年に浜田開府 400 年を迎えた、新たなまちづくりの一環として、浜田城や御便殿（浜田城資料館）の活用を図る。
- 9 歴史文化保存展示施設の整備として、老朽化の著しい浜田郷土資料館建替えを検討する。

（3）事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の振 興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	石中央文化ホール改修事業	浜田市
		市立美術館照明更新事業	浜田市
		世界こども美術館創作活動館改修事業	浜田市
		石正美術館改修事業	浜田市
		歴史文化保存展示施設整備事業(浜田郷土資料館建替え)	浜田市

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

公共施設に太陽光発電設備やバイオマス発電設備を整備する等の取組を行ってきたが、引き続き、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に取り組む必要がある。

(2) その対策

- 1 住宅用太陽光発電設備の設置支援を行うとともに、太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの企業等による導入や行政による施設活用を行い、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入促進に努める。
- 2 再生可能エネルギーや省エネルギーへの理解とその普及に努めるため、地域、事業者及び行政が協働したエネルギー・環境教育の取組に向けた検討を進める。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エネルギーの利用の推進	—	—	

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名（施設名）を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 国際交流の推進

本市は、中華人民共和国の寧夏回族自治区石嘴山市、上海市普陀区真如鎮、山東省栄成市、ブータン王国等と友好都市協定を締結し、交流を行っている。そして、国際交流員の活用や各種講座の開催等により、市民の交流意識についても高まってきている。また、留学生や技能実習生等の在住外国人も年々増加している。

今後、より一層の人的交流や異文化交流を深め、国際化に対応した人づくりに努めるとともに、多文化共生社会の構築を目指す必要がある。

イ 住民による地域づくり・自治活動への支援

住民参加型による官民一体となったまちづくりを進めるためには、その主体である住民が積極的に行政施策にかかわる必要がある。このため、行政情報を住民に伝えて施策や事業等に対する意見を求め、住民と対話しながら進めることが必要である。一方、住民の要望に対して明確に答えを返していかなければならない。

このため、「職員の地域担当制度」、「地域協議会」、「地区まちづくり推進委員会」等により住民参加型のまちづくりを進めており、地域住民が自ら考えた地域づくりへの計画的な支援として、それぞれの自治会等に対して各種の補助事業等を行ってきた。

このような中、住民自治意識は高まりつつあるが、反面、地域間の連携が図られていないなど課題は多いため、今後の支援制度の在り方や地域づくりの進め方を検討していく必要がある。

(2) その対策

ア 国際交流の推進

- 1 地域の将来を担う子どもたちの国際感覚を養う交流事業を推進する。
- 2 国際交流団体の活動支援や国際交流員との交流を推進し、住民が参加できる交流機会の増加を図る。
- 3 小・中学校への外国語指導助手の配置等により交流の促進を図る。
- 4 在住外国人にとって住みやすいまちづくりを推進するため、地域住民との交流を通じた地域づくりへの参画を促す。

イ 住民による地域づくり・自治活動への支援

- 1 地域・住民活動の拠点機能の充実や整備を図る。
- 2 地区まちづくり推進委員会等への支援を行う。
- 3 地域住民が自ら考えた地域づくりへの計画的な支援を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	—	—	

※別冊「事業名区分一覧表」に基づき、持続発展施策区分及び事業名(施設名)を掲載。

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

浜田市公共施設等総合管理計画において、定めている3つの方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表）

事業計画（令和3年度～令和7年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的発展 特別事業	関係人口創出拡大事業 関係人口と継続的に関わる仕組みをつくり、担 い手が不足している地域の活性化に繋げる。	浜田市	地域外との交流を促進する取 組で、交流人口の増加と地域 社会の活性化に繋がることか ら地域の持続的発展に資す る。
		介護人材確保・定着対策事業 介護人材の不足を解消するため、介護保険事 業所が行う人材確保・定着対策に対する支援を行 う。	浜田市	人材、後継者不足の解消と定 住促進を結びつける事業であ り、人口減少対策に寄与する ことから地域の持続的発展に 資する。
		ふるさと農業研修生育成事業 農業従事者の拡大及び定住促進を図ることを目 的とし、U・Iターン希望者等を受け入れ、就農に 関する研修を行う。	浜田市	〃
		若者漁業者確保支援事業 新卒または卒業後3年以内の漁業希望者を新 規漁業者として雇用し、漁業技術等の研修を実 施する漁業経営者に対し、研修費用等を助成す る。	漁業協同 組合	〃
		定住相談事業 U・Iターン希望者の住居や雇用等についての 相談受付をはじめ、空き家バンク等、市内への定 住に結び付く施策を展開する。	浜田市	UIターン希望者に定住を促す 事業であり、人口減少対策に 寄与することから地域の持続 的発展に資する。
		はまだ暮らし住まい支援事業 定住人口増加を目的として、空き家バンク制度 の利用を促進するとともに、空き家の改修や片付 けに要する費用を補助する。	浜田市	UIターン希望者や子育て世 代に定住を促す事業であり、 人口減少対策に寄与すること から地域の持続的発展に資す る。
		結婚新生活支援事業 結婚に伴う経済的な支援を行うことで未婚者の 婚姻を奨励し、定住促進及び少子化対策の推進 を図る。	浜田市	未婚者の婚姻を促す事業であ り、少子化対策に寄与すること から地域の持続的発展に資す る。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	観光協会助成事業 本市の観光PRや観光案内等、観光事業の充 実に不可欠な観光協会の運営を助成する。	観光協会	観光協会等に支援を行う事業 であり、将来にわたる観光振興 に寄与することから地域の持 続的発展に資する。
		浜田の五地想ものがたり推進事業 「地産地消とおもてなしの心」をテーマとし、生産 者・事業者・消費者・行政などが連携した、本市 ならではの「食」の魅力による誘客の促進を図る。	協議会	地産地消と地域外からの誘客 を促す事業であり、地域社会 の活性化に繋がることから地 域の持続的発展に資する。
		林地残材有効活用・地域活性化支援事業 森林所有者による林地残材の搬出に必要な作 業路の開設と搬出を支援することにより、間伐材 等の未利用材の有効活用を図る。	浜田市	資源の有効活用、販路拡大を 支援する取組であり、安定した 林業経営に繋がることから地 域の持続的発展に資する。
		産業振興パワーアップ事業 新商品の開発から販路拡大まで、一体的に産 業振興の展開を図る。	浜田市	一体的な企業支援を行う事業 であり、将来にわたる産業振興 に寄与することから地域の持 続的発展に資する。
		合宿等誘致事業 市内でスポーツや文化活動での合宿を行う団体 に対し、合宿費の一部を助成し、交流人口の拡大 と宿泊客の増加を図る。	浜田市	地域外との交流を促進する取 組で、交流人口の増加と地域 社会の活性化に繋がることか ら地域の持続的発展に資す る。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展 特別事業	萩・石見空港利用促進対策事業 萩・石見空港東京線の2便化存続のため、助成事業を展開し利用拡大を図っている萩・石見空港利用拡大促進協議会に対して支援を行う。	協議会	空港の利用拡大に支援を行う事業であり、将来にわたる観光振興に寄与することから地域の持続的発展に資する。
		「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業 「山陰浜田港」をPRするため、「浜田港四季のお魚」や「どんちっち」ブランドを通じ、浜田漁港で水揚げされる漁獲物の認知度を高め、浜田産魚の消費拡大を図る。	浜田市等	資源確保、販路拡大を支援する取組であり、安定した漁業経営に繋がることから地域の持続的発展に資する。
		水産資源確保対策事業 浜田漁港における磯資源の確保や増殖を図るため、漁業者自らの栽培漁業及び資源管理型漁業への取組を定着させることを目的として、アワビの稚貝放流に対して助成を行う。	漁業協同組合	〃
		広島プロジェクト推進事業 本市の企業誘致や観光情報の受発信等の拠点として大きな市場である広島地区において広島事務所を設置し、観光入込客数の増加や企業誘致、経済交流の活性化を図る。	浜田市	広島地域との交流促進及び販路拡大を促す事業であり、交流人口の増加と地域社会の活性化に繋がることから地域の持続的発展に資する。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業	新交通システム運行事業 交通空白地域の移動手段を確保するため、予約型乗合タクシーの運行及び自治会が実施する輸送活動に対する支援を行う。	浜田市	交通手段の確保を図る取組であり、良好な生活環境と地域課題の解決に繋がることから地域の持続的発展に資する。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展 特別事業	住宅リフォーム助成事業 市内の施工業者を利用した住宅のリフォーム工事に係る費用の一部を助成することにより、市民の居住環境の向上及び住宅関連産業の振興を図る。	浜田市	地域内の施工業者利用を促す事業であり、良好な住環境と住宅関連産業の振興に繋がることから地域の持続的発展に資する。
		危険空き家対策事業 適正に管理されず防災上周囲に対して危険性の高い空き家の除却を促進することにより、居住環境の向上を図る。	浜田市	空き家の適正管理に関する取組であり、安全・安心な生活環境づくりに繋がることから地域の持続的発展に資する。
		地域における救急救命体制整備事業 市民への応急手当の普及とAEDの設置を推進し、地域における救急救命体制の構築を図ることにより、安全・安心な市民生活の実現を図る。	浜田市	地域の救命体制に関する取組であり、安全・安心な生活環境づくりに繋がることから地域の持続的発展に資する。
		防災まちづくり推進事業 自主防災組織未組織の町内会等に対して、より一層の啓発活動を行うとともに組織化に係る必要経費の補助を行う。	浜田市	地域の防災力を高める取組であり、安全・安心な生活環境づくりに繋がることから地域の持続的発展に資する。
		耐震対策緊急促進事業 地震による建築物の被害等を未然に防ぐため、既存の木造住宅の耐震診断や耐震改修等に要する費用の一部を補助する。	浜田市	〃
		金城スマートIC24時間化事業 地域住民の利便性向上と周辺観光施設への誘客を図るため、浜田自動車道の金城スマートICの24時間化の試行を行う。	浜田市	交通の利便性向上を図る取組であり、良好な生活環境に繋がることから地域の持続的発展に資する。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	集落環境整備事業 町内会等で実施する草刈り活動に対し報償金を支給し、安定的な草刈り活動を支援することで、生活環境の保全を図り、地域住民の連携を進める。	浜田市	景観を保全する取組であり、安全・安心な生活環境づくりに繋がることから地域の持続的発展に資する。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	がん検診事業 がんの早期発見のため、効果的・効率的な受診や重点的な受診勧奨を行い、がん検診受診率の向上を図る。	浜田市	健康増進を図る取組であり、健康寿命の延伸や生涯地域社会参加に繋がることから地域の持続的発展に資する。
		子宮頸がんウイルス検査助成事業 子宮頸がんに関与するHPV検査に係る費用を全額助成することにより、子宮頸がんの早期発見を図る。	浜田市	〃
		保育所入所受入促進事業 就労者が安心して職場復帰できる環境を整えるため、保育所での0歳児の年度途中受入体制確保に対し、助成を行う。	浜田市	保育の環境整備や子育て支援に関する取組であり、児童等の健全な育成に繋がることから地域の持続的発展に資する。
		児童医療費助成事業 小学校1年生から中学校3年生までの児童等に係る医療費助成を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	浜田市	〃
		乳幼児医療費助成事業 小学校就学前の乳幼児等に係る医療費を無料とすることにより、健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。	浜田市	〃
		任意予防接種事業 おたふくかぜ・インフルエンザの予防接種に係る費用の一部を助成し、集団感染及び重症化予防を図る。	浜田市	〃
		産婦健康診査事業 産後間もない時期の産婦の健康診査に係る費用を助成し、産後初期段階からの支援を強化することで、より一層の切れ目のない子育て支援体制を整備する。	浜田市	産婦支援に関する取組であり、児童等の健全な育成に繋がることから地域の持続的発展に資する。
		はまだ健康チャレンジ事業 「運動の推進」「食育の推進」「社会参加」を柱とした、ポイント制度を運用し、健康実態の調査研究を進めるとともに、健康寿命の延伸を図る。	浜田市	健康増進を図る取組であり、健康寿命の延伸や生涯地域社会参加に繋がることから地域の持続的発展に資する。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	リハビリテーションカレッジ島根支援事業 学校が行う入学金実質無料化に要する経費や、学生の医療機関実習に係る負担金等を助成することにより、学生の確保を通して、医療従事者の確保を図る。	学校法人	医療従事者の確保を図る取組であり、安全・安心な生活環境づくりに繋がることから地域の持続的発展に資する。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	ふるさと郷育推進事業 体験活動、行事への参加・参画、文化伝承を通して、子どもと地域の繋がりをつくる「ふるさと郷育」を推進する。	浜田市	児童・生徒と地域との学習実践の取組であり、魅力ある教育環境づくりに繋がることから地域の持続的発展に資する。
		はまだっ子共育推進事業 学校支援、放課後支援、家庭教育支援の3つの柱で学校、家庭、地域の連携・協働による教育支援活動を組織的に進める事業を実施する。	浜田市	〃

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業	自治会活動等支援事業 町内会・自治会が主催する活動における補償 制度を確立し、市民に積極的に自治会活動に参 加してもらうことにより、地域の活性化と連携強化 を図る。	浜田市	協働によるまちづくりの推進を 図る取組であり、安全・安心な 生活環境づくりに繋がることか ら地域の持続的発展に資す る。
		地域づくり振興事業 町内会・自治会等が主体となって実施する集會 所施設や関連設備等の整備、防犯灯の設置や 自主防災組織に対する支援を行うことにより、地域 コミュニティ組織の活性化を図る。	町内会・ 自治会等	〃
		まちづくり総合交付金事業 住民の自治組織である「地区まちづくり推進委 員会」等に対し、活動に要する経費の一部を補助 することにより、住民主体のまちづくりの推進を図 る。	町内会・ 自治会等	〃
		地域安全まちづくり事業 自主防災組織の育成や活動支援、防犯カメラ の利活用等により、地域防災力の向上を図る。	浜田市	〃

浜田市過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)

令和3年12月

発行 島根県浜田市
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
浜田市地域政策部政策企画課
電話 0855-25-9200
URL <https://www.city.hamada.shimane.jp>

別冊

浜田市過疎地域持続的発展計画
事業名区分一覧表

区 分	事業名（施設名）
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住 (2) 地域間交流 (3) 人材育成 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他 基金積立 (5) そ の 他
2 産業の振興	(1) 基 盤 整 備 農 業 林 業 水 産 業 (2) 漁 港 施 設 (3) 経営近代化施設 農 業 林 業 水 産 業 (4) 地場産業の振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設 (5) 企業誘致 (6) 起業の促進 (7) 商 業 共同利用施設 そ の 他 (8) 情報通信産業 (9) 観光又はレクリエーション (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第 1 次 産 業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観 光 企 業 誘 致 そ の 他 基 金 積 立 (11) そ の 他

区 分	事業名（施設名）
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送 等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設 そ の 他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 情 報 化 デジタル技術活用 そ の 他 基 金 積 立 (3) そ の 他
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市 町 村 道 道 路 橋 り よ う そ の 他 (2) 農 道 (3) 林 道 (4) 漁 港 関 連 道 (5) 鉄 道 施 設 等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 そ の 他 (6) 自 動 車 等 自 動 車 雪 上 車 (7) 渡 船 施 設 渡 船 係 留 施 設 (8) 道路整備機械等

区 分	事業名（施設名）
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公 共 交 通 交 通 施 設 維 持 そ の 他 基 金 積 立 (10) そ の 他
5 生活環境の整備	(1) 水 道 施 設 上 水 道 簡 易 水 道 そ の 他 (2) 下 水 処 理 施 設 公 共 下 水 道 農 村 集 落 排 水 施 設 地 域 し 尿 処 理 施 設 そ の 他 (3) 廃 棄 物 処 理 施 設 ご み 処 理 施 設 し 尿 処 理 施 設 そ の 他 (4) 火 葬 場 (5) 消 防 施 設 (6) 公 営 住 宅 (7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活 環 境 危 険 施 設 撤 去 防 災 ・ 防 犯 そ の 他 基 金 積 立 (8) そ の 他
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児 童 福 祉 施 設 保 育 所 児 童 館 障 害 児 入 所 施 設 (2) 認 定 こ ど も 園 (3) 高 齢 者 福 祉 施 設 高 齢 者 生 活 福 祉 セ ン タ ー 老 人 ホ ー ム 老 人 福 祉 セ ン タ ー そ の 他

区 分	事業名（施設名）
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 介 護 老 人 保 健 施 設 (5) 障 害 者 福 祉 施 設 障 害 者 支 援 施 設 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー 福 祉 ホ ー ム そ の 他 (6) 母 子 福 祉 施 設 (7) 市 町 村 保 健 セ ン タ ー 及 び 母 子 健 康 包 括 支 援 セ ン タ ー (8) 過疎地域持続的発展特別事業 児 童 福 祉 高 齢 者 ・ 障 害 者 福 祉 健 康 づ く り そ の 他 基 金 積 立 (9) そ の 他
7 医療の確保	(1) 診 療 施 設 病 院 診 療 所 患 者 輸 送 車 (艇) そ の 他 (2) 特 定 診 療 科 に 係 る 診 療 施 設 病 院 診 療 所 巡 回 診 療 車 (船) そ の 他 (3) 過疎地域持続的発展特別事業 自 治 体 病 院 民 間 病 院 そ の 他 基 金 積 立 (4) そ の 他

区 分	事業名（施設名）
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール 寄 宿 舎 教職員住宅 スクールバス・ポート 給食施設 そ の 他 (2) 幼 稚 園 (3) 集会施設、体育施設等 公民館 集会施設 体育施設 図書館 その他 (4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼 児 教 育 義 務 教 育 高 等 学 校 生涯学習・スポーツ そ の 他 基 金 積 立 (5) そ の 他

区 分	事業名（施設名）
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集 落 整 備 基 金 積 立 (3) そ の 他
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設 そ の 他 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地 域 文 化 振 興 基 金 積 立 (3) そ の 他
11 再生可能エネルギーの利 用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基 金 積 立 (3) そ の 他
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項	

令和 3 年浜田市成人式の開催について

令和 3 年浜田市成人式について、以下のとおり開催しましたので、報告いたします。
なお、開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、式典への参加は原則事前申込制とし、従来の式典内容を縮小し短時間での開催としました。

令和 3 年浜田市成人式

1. 日 時 令和 4 年 1 月 3 日(月) 午後 1 時 30 分から
2. 場 所 石央文化ホール
3. 該当者数 467 人 (R2 年 468 人)
4. 出席者数 計 258 人 出席率 55.2% ※事前申込者数 計 263 名
(R2 年) 計 378 人 出席率 80.8%



新成人代表 (山崎笙太郎：浜田市職員)
(金子綾花：金融機関職員)

令和 4 年浜田市成人式の延期後の日程について

令和 4 年浜田市成人式については、令和 4 年 1 月 9 日(日)に予定しておりましたが、浜田市内において新型コロナウイルス感染症が確認されたことや、広島県・山口県において「まん延防止等重点措置」が適用されたことなどを総合的に勘案し、開催を延期いたしました。

延期後の日程は、次のとおり予定しています。

記

1. 日 時 令和 4 年対象者【延期分】：令和 4 年 10 月 9 日(日) 13:30～
(再延期の場合の予備日：令和 5 年 1 月 8 日(日))
【参考】令和 5 年対象者(二十歳の集い)：令和 5 年 1 月 3 日(火) 13:30～
2. 場 所 石央文化ホール
3. その他 令和 4 年浜田市成人式の延期に伴い、キャンセル料等が発生した成人者に対して支援を行う予定です。

令和3年度卒業（園）式及び令和4年度入学（園）式日程

学校名	卒業（園）式		入学（園）式		
	期日	開始時刻	期日	開始時刻	
小学校	原井小学校	令和4年3月18日（金）	9時20分	令和4年4月11日（月）	10時00分
	雲雀丘小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	松原小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	石見小学校	令和4年3月18日（金）	9時00分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	美川小学校	令和4年3月19日（土）	9時00分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	周布小学校	令和4年3月18日（金）	9時00分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	長浜小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	10時00分
	国府小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月9日（土）	9時30分
	三階小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	雲城小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	今福小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	波佐小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	旭小学校	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	弥栄小学校	令和4年3月17日（木）	9時30分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	三隅小学校	令和4年3月18日（金）	9時15分	令和4年4月11日（月）	9時30分
	岡見小学校	令和4年3月18日（金）	9時20分	令和4年4月11日（月）	9時30分
中学校	第一中学校	令和4年3月6日（日）	9時30分	令和4年4月11日（月）	13時30分
	第二中学校	令和4年3月9日（水）	9時30分	令和4年4月11日（月）	14時00分
	第三中学校	令和4年3月9日（水）	9時25分	令和4年4月11日（月）	13時30分
	第四中学校	令和4年3月6日（日）	9時30分	令和4年4月11日（月）	13時30分
	浜田東中学校	令和4年3月9日（水）	9時30分	令和4年4月9日（土）	14時00分
	金城中学校	令和4年3月6日（日）	9時00分	令和4年4月11日（月）	14時00分
	旭中学校	令和4年3月10日（木）	9時30分	令和4年4月11日（月）	14時00分
	弥栄中学校	令和4年3月6日（日）	9時30分	令和4年4月8日（金）	14時00分
	三隅中学校	令和4年3月9日（水）	9時00分	令和4年4月11日（月）	14時00分
幼稚園	石見幼稚園	令和4年3月17日（木）	9時30分	令和4年4月12日（火）	10時00分
	長浜幼稚園	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月12日（火）	10時00分
	美川幼稚園	令和4年3月18日（金）	9時30分	令和4年4月12日（火）	10時00分

令和4年1月21日

総務文教委員長 永見利久様
福祉環境委員長 小川稔宏様
産業建設委員長 川上幾雄様
議会運営委員長 布施賢司様

議会広報広聴委員会
委員長 三浦大紀



はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

はまだ議会だより Vol.63 (令和3年12月1日発行) で実施した読者アンケートに寄せられた意見について、別添意見等一覧表を提供いたします。

お忙しいところ恐縮ですが、貴委員会にて議会としての対応をご協議いただき、協議経過及び結果を令和4年2月28日(月)正午までにご報告くださいますようお願いいたします。

報告いただいた内容は、はまだ議会だより Vol.65 (令和4年5月1日発行予定) に掲載予定です。

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

総務文教委員会

意見	対応経過及び結果
<p>浜田市スポーツ宣言都市 スポーツを通じて地域を元気に</p> <p>浜田市民＝幼児から高齢者</p> <p>この浜田市のスポーツ施設の老朽化が目立ちます。公共施設は、高額な利用料を徴収する施設ではなく、いつでも、どこでも、だれでもが、利用しやすい料金で、浜田市民のための施設です。</p> <p>この未来ある子どもたちのためにも、議員の皆様がしっかり目を開いて、お金、予算がない！ではなく、どうしたらできるかを生み出してほしいです。</p> <p>そのためには、いろいろな課題があると思いますが、既存の施設を活かし、廃止することも必要なため、浜田市民のためにぜひ改革をよろしくお願いします。</p>	
<p>命を守り、誰もが幸せに生きることができる浜田市にしてほしいです。</p>	
<p>第一には、郷土資料館の新築反対を述べたい。既存の建物等の補修をした方が良いのでは？</p> <p>コロナ禍で住みにくい世の中となっています。浜田においては、都会よりは良かったのではと思いました。</p>	
<p>SDGs を題した議会だより、三浦議員になられ良くなったと思います。</p> <p>2030 年までに、持続可能な浜田市のためによりしくお願いします。</p> <p>浜田市小中学校の水泳授業時間の確保陳情も拝見しました。スポーツ施設は上記のような状況です。学校授業で使う、プール備品も老朽化し、直しながら利用しています。未来ある子どもたちのためによりしくお願いします。</p>	
<p>歴史資料館計画凍結との新聞報道に安堵しました。議会の取組に感謝です。郷土資料館の老朽化は何とかしないといけないと思っています。私は浜田城を再建してその一角を資料館にできないものかと思っています。もちろん多大な資金を要すとは思いますが市民誰もが浜田市のシンボルととらえりピーターも格段に増えてくると思います。どうかご検討を。</p>	
<p>駅前だけではありません。町中も人通りはありません。新しく建てるだけでなく空き家の利用を考えたら？(岩多屋の意見より)</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

福祉環境委員会

意見	対応経過及び結果
<p>浜田の空気を綺麗にしてほしいです。工場の煙や車の排気ガスなどの臭いが気になります。</p>	
<p>市長選では浜田が変わると思って期待をしていたが、これからも変わらず悪くなる一方だと周りは言っている。 子育てをしているが、浜田市は子育てしにくい町だと県外の友人から言われる。 浜田はなにをやっても出遅れている。 隣の益田市にかなり負けている。だから若い人たちが浜田に住まないし、少子化になるのだと思う。もっと浜田をよくしようと考えているのなら市民の声を聞くべき。本当に子育てがしにくく、住みにくい町だなとつくづく思う。</p>	
<p>隣の益田市では、若者が好きなお店や子供服が売ってあるお店もたくさんあるが、浜田市には全くない。それでよく少子化と言っている議員がいるが矛盾しているように思える。 子育て世代をもっと支援するべきだと思う。子供と一緒に遊べる場所もないのでそういったものも作ってほしい。 (遊具がたくさんある公園や施設など) 若者にこの町に住んでももらいたいと思うなら、そういったお店を作るべきではないのか。歴史資料館なんてもつてのほか。そんなものを建てたところで観光客が来るわけでもないし、若者が住みたいと思えない。歴史資料館は絶対反対。議員の方々にはもっと地域に目を向けた活動をしてほしい。</p>	
<p>中学生までの子どもや母子家庭等にはかなりの税金が使われ、一人暮らしには何もサポート、助成がないと感じています。浜田市の税金の使い方を検討していただきたいです。 市長、議員さんにおかれましては全力で浜田市をよい町にしていきたいです。 市政を問うのページにメンタル不調を増やさない仕組みづくりと書かれていました。原因除去について市役所内のある課長に要望しましたが、自分のところではやってないからととりあってもらえませんでした。誰もが働きやすい環境を作ることが浜田を元気にすることになると思います。慣例にとらわれず、改革を進めてほしいです。</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

産業建設委員会

意見	対応経過及び結果
<p>隣の益田市では、若者が好きなお店や子供服が売ってあるお店もたくさんあるが、浜田市には全くない。それでよく少子化と言っている議員がいるが矛盾しているように思える。</p> <p>子育て世代をもっと支援するべきだと思う。子供と一緒に遊べる場所もないのでそういったものも作ってほしい。 (遊具がたくさんある公園や施設など)</p> <p>若者にこの町に住んでもらいたいと思うなら、そういったお店を作るべきではないのか。歴史資料館なんてもってのほか。そんなものを建てたところで観光客が来るわけでもないし、若者が住みたいと思えない。歴史資料館は絶対反対。議員の方々にはもっと地域に目を向けた活動をしてほしい。</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

議会運営委員会

意見	対応経過及び結果
<p>議員さんも変わり新しい方もおられるが、特に期待はしていない。議員の仕事は何をしているのかさっぱり分からない。</p> <p>選挙の時だけ必死で、選挙に当選すれば偉そうにしている議員がいる。浜田を変えようと思っても残念ながら変わらないのが浜田市。</p>	
<p>議員がもっと動いて市民の声をしっかりと聞くべきだと思う。市民に寄り添った活動をしていかないと浜田市は落ち込む一方だと思う。選挙の時だけ必死になってもダメ。</p> <p>市長選では浜田市が変わるチャンスだと期待していたが、結局変わらなかったのも特に期待はしていない。</p> <p>これからはもっと魅力ある活動をしていってほしいと思う。</p>	
<p>この読者アンケートにも見られるように市民の少ない小さな意見にも耳を傾ける活動をしてほしい。</p>	
<p>議員は地域の代表ですが、そのことだけにとらわれず、未来の浜田の全体像をイメージして市政にあたってもらいたい。あまりにも井戸端会議的である。</p> <p>議会で「おかしい」と思える事があれば、意見（反対の裏付けと、それに替わる対応案）を明確にできる議会であってほしい。付度はダメ。</p>	
<p>新メンバーに期待します。</p> <p>高齢化、人口減は仕方ありません。それでも住みやすい町をと思っています。</p> <p>新しい発想でやってみてください。</p> <p>本当に市民の声を聞いているのでしょうか。資料館、民意は反対です。</p>	
<p>市民は市政を見ています。数人集まれば市政に対して意見を言い合います。</p> <p>議員は各町、村に行き、地元の現状を把握し、精査されて議会で反映すべき。</p> <p>他の市などを勉強し、浜田でどう生かされるか、議員の力量が問われています。</p>	

読者アンケート Vol. 63 に寄せられた意見等対応報告

議会広報広聴委員会

意見	対応経過及び結果
前回アンケートでマスク姿の写真はやめるようお願いしましたが、今回は人格が見え大変良かったと思います。表紙についても大変良いと思いました。	
今月の議会だよりの表紙は都会的でモダンだった。目を引いた。表紙の説明を読んで納得した。これからもクリエイティブな装丁を期待しています。	